## 平 成二十一年経済 産業省令第二十二号

中小企業 12 おけ る経営の  $\mathcal{O}$ 承 継  $\mathcal{O}$ 円滑 化 に . 関 民する法語 1律施行! 規 削

### (定義

第 一 条 この省令に お 7 て 中 小企業者」とは、 中 小企業に お け る経済 営 0 承 継  $\mathcal{O}$ 円滑 化に関 す る法律 ( 以 下

法」という。 第二条に規定する中小 企業者を いう。

2

この

省令に

お

1

て

特

例

中

小企業者」

とは、

法第三条第

項に

規定する

特例

中

小

企業者を

. う。

- 3 この 省令に お 1 7 旧 代 表者」 とは、 法第三条第二項に規定する旧 代 表者を 1 う。
- 4 この 省令に お いて 「後継者」とは、 法第三条第三項に規定する後継者を いう。
- 5 一 及 び この 省令に た戸籍 お いて 「戸籍 謄 本等」とは、 しくは抄本又は除 戸 籍 か  $\mathcal{O}$ れ 謄 本若、 た戸 しくは . 抄本 た事 又 は 戸 籍に記 載 L た 事 項 E 関する 証 明

籍

に

記

載

L

項

に

関

す

る

証

明

書

を

7

う。

書

除

か

れ

 $\mathcal{O}$ 

謄

本

若

6 この 省令に お \ \ 7 従業員数 証 明 書」 とは、 厚生. 年 金保 険法 (昭 和二十九年 法 律第百十五号) 第二十一

条第一 年 法 律第 項及び第二十二条第 七 + · 号 ) 第四 十 一 条 第 項の 項 規定による標準 及び 第 四 十二条第 報酬 月 額 項  $\mathcal{O}$ の決定を通 規 定に ょ る 知する書 標 進 報 類 酬 月 健 額 康保  $\mathcal{O}$ 決 険法 定 を 通 (大正十 知する

類その 他 0 中 小企業者 1の常 時 使用` する従業員 (次に日 掲 げ る 1 ず れ か に該当す る者 をい う。 以 下 同 ľ,  $\mathcal{O}$ 

数を 証 するた 8 に必要な書 類を 7 う。

三条第一 厚生. 年 項に規定する被保険者 金 保 険 法 第九 条 船 員 保 (厚 険 生 法 年 -金保険: 昭 和 + 法第十 匹 年 法 八条第 律第七十三号) 項若 しくはか 第二条 船 員保 第一 険 項 法第 又 は + 健 五. 康 条第 保 険 法 第 項

12 規定する厚生労働 大臣 の確 認又は健 康保険法第三十九条第 項に規定する保険者等の 確 認が あ 0 た

者に限る。)

当該 中 小 企業 者と二 月を超える雇 用 契約 を締 結 L てい る者で七十五 歳 以上であ るも  $\mathcal{O}$ 

7 (T) 省令に お いて 「上場会社等」 とは、 金融 商 品 取 引 法 (昭 和二十三年 -法律 第 二十五号) 第二条第 十六

項に規定する金融 商 品 取引 所 ( 以 下 金 融 商 品 取 引所」 という。 に上場されている株式又は 同 法第 六 +

七 条  $\mathcal{O}$ 十 第 項  $\mathcal{O}$ 店 頭 売 買 有 価 証 券 登 録 原 簿 (以下 「店頭売買 有価 証 E 券 登 録 F 原簿」 という。 に 登 録

れている株式を発行している株式会社をいう。

8 (T) 省令に お いて 事 業用資産等」 とは、 中 小企業者の 事 業 不の実施 に不可欠な不動 産 土 地 土 地 の 上

に 存する権利を含む。 又は 建 物 及びそ 0 附 属 設 備 **金** 該 建 物と一 体とし て利用されると認 8 5 れ る ŧ  $\mathcal{O}$ 

12 限 る。 若 くくは 構 築物 建 物 と 同 視 L ううる ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 をいう。 以 下 同 Ü 及び 動 産 並 び に 当

該中小企業者に対する貸付金及び未収金をいう。

9 0 省令に お 1 --\_ 同 族関係者」 とは、 中 小 企業者の代表者 (代表者であっ た者を含む。 以下この項に

お 1 て 同 r.  $\mathcal{O}$ 関 係 者  $\mathcal{O}$ うち次に 掲げ る ŧ  $\mathcal{O}$ を う。

一 当該代表者の親族

当 該 代 表者と婚 姻  $\mathcal{O}$ 届 出 をしてい な 1 が 事 実上婚 姻 関係 だと 同 様  $\mathcal{O}$ 事情に あ る者

三 当該代表者の使用人

几 前三号に · 掲 げる者以外の者で当該代 表者から受ける金銭その 他の 資 産 によ って生計を維持 L て

いるも

 $\mathcal{O}$ 

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

六 次に掲げる会社

イ 代表者 等 (当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。 以下この号に お 7 て同

が会社  $\mathcal{O}$ 総株主等議決権数 総総 株 主 (株主総会に お ١ ر て決議をすることができる事項 の全部 に つ き

議 決権 を行 使することができない 株主を除く。) 又は総式 社員  $\mathcal{O}$ 議決権 の数をいう。 以下同 ľ

0

分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社

口 代表者等及びこれとイの関係が ある会社が 他  $\mathcal{O}$ 会社 の総株 主等議決権数 の百分の五十を超える 議 決

権の数を有する場合における当該他の会社

代 表者等及びこれとイ又は 口  $\mathcal{O}$ 関 係 が あ る会社 が 他 の会社 (T) 総株、 主 等議決権 数  $\mathcal{O}$ 百 分 0 五. + を 超 え

る議決権の数を有する場合における当該他の会社

10

この省令にお いて「特別子会社」とは、 会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同 族関 係者 が 他  $\mathcal{O}$ 

会社 (外国· を含む。 会社 (会社:  $\mathcal{O}$ 総 株主等 法 平 議決 成 十七 権数 年法 0 百 律 分の 第 八十六号) 五 + を超える議決権 第二条第二号に規定する外 の数を有する場合に 国 会社 お け を る当 1 う。 該 他 以  $\mathcal{O}$ 下 会 同

社をいう。

11 この 省令に お 1 て 「大会社」 とは、 会社 一であ 0 て、 中 小 企 業者 以 外 Oŧ  $\mathcal{O}$ を う。

12 この 省令に お 1 7 「資産保有型会社」とは、  $\mathcal{O}$ 日 に お 1 て、 第 号及び第三号に掲げる金 額 0 計

額

に 対する第二号及び第三号に掲げる金額 の合計 額  $\mathcal{O}$ 割 合が百 分の七十以上である会社をいう。

- 当 該 0 日 に お ける当該会社 一の資産  $\mathcal{O}$ 帳 簿 価 額  $\mathcal{O}$ 総 額
- 当 該 0) 日 に お け る次に掲げ る資産 以 下 特定 資 産 という。  $\mathcal{O}$ 帳 簿 価 額  $\mathcal{O}$ 合 計

1 金融 商 品 取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項 Ó 規定に より 有 価 証 券とみなされ

る権利 ( 以 下 「有価証券」という。 )であって、 当 7該会社 の特別子会社 (資産  $\mathcal{O}$ 帳 簿 価 額  $\mathcal{O}$ 総 額 に 対

する有 価 証 券 (当該 特 別子会社 の特 別子会社 0 株 式 又 は 持分を除く。 及び 口 か 5 ホ ま で に 掲 げ る資

産 第六条第二項に 7 に お 1 7 お 特 莂 į, て 特 定資産」 「資産保有型子会社」という。 という。 0 帳 簿 価 額  $\mathcal{O}$ 合計 又は当該 額  $\mathcal{O}$ 割合が  $\mathcal{O}$ 日 百  $\mathcal{O}$ 分の 属 す うる事 七 + 業 以 年 上 度 で ある  $\mathcal{O}$ 直 会社 前  $\mathcal{O}$ 

事業年度におけ る 総収 入 金額に占める特別特定資産の 運 用 収 入 の合計 額  $\mathcal{O}$ 割 合が 百 I分の. 七 + 五 以上 で

あ る会社 同 項 に お 1 7 資 産 [運用型子会社] とい う。 以 外  $\mathcal{O}$ 会社 に 限 る。  $\mathcal{O}$ 株 式 又 は 持 7分以外

 $\mathcal{O}$ t

口 当該会社が 現 に自ら使用 L てい ない不動 産 (不動 産の一 部分につき現に自ら使用していない 場合に

は、 当 該 部 分 12 限 る。

ハ ゴ ル フ 場そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 施 設  $\mathcal{O}$ 利 用 に関う す Ś 権利 (当該 会社 の事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供することを目的 とし て有する

Ł のを除

二

に

.供することを目的として有するも 絵 画 彫 刻、 工芸 品 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他  $\mathcal{O}$ 有 形 のを除く。  $\mathcal{O}$ 文化 的 所 産 で ある動 産、 貴金属及び宝石 (当該会社 (T) 事 業 0 用

ホ 現 金、 預 貯 金その 他これ らに 類する資産 (次に 掲げる者に 対する貸付 金、 未収 金その他これらに 類

する資産を含む。)

(1)営 承 経営 継 相 承 継受贈 続 人 (同 者 項 (第六条 第八号ト 第 0 経営 項 第 承 七 継 号ト 相 続  $\mathcal{O}$ 人を 経営承継 1 う。 受贈者 次号に をいう。 お 1 て同じ。 次号に お 7 て 同 Ü 又 は 経

(2)と読 (1) に 掲げる者 4 替え、 た 場  $\mathcal{O}$ 合 関 に 係 者 お け のうち、 る 同 項 第九 各号に 項第六号中 掲 げ る者 「会社」 とある  $\mathcal{O}$ を「会社 (外国会社を含む。

 $\equiv$ 以 下 関係者に対 n に 次に お 該 同 7 て同 会社の じ。 <u>)</u> 掲 げ ľ る期間 して支払 各事 及び 業  $\mathcal{O}$ 給与 12 うち 年 わ お 度 れ 1 **(**債 た剰 法 て、  $\mathcal{O}$ 所 人税 務 当 得  $\mathcal{O}$ 余 T該会社 金 免 法  $\mathcal{O}$ 除  $\mathcal{O}$ 金 昭 による 配当等 額 の経  $\mathcal{O}$ 和 計 兀 営承 算上 十年 利 徐 益そ 継 式 損 法 又は持つ 律  $\mathcal{O}$ 金 受贈者 第三十  $\mathcal{O}$ 他の 額に算入されないこととなるも 経 分に係る剰 又 は 匹 済 経営承 号) 的 な 第三十 利 益を含む。 余 継 金 相 匹  $\mathcal{O}$ 続 条及び第三十六 配当又は 人及びこれ 第九 条第二 利 5 0 益 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条 項 者 配 金 第二十  $\mathcal{O}$ 当 12 額 係 規 を 定 る う。 に 同 号 ょ 族

1 与者 当該会社 第六 条第 の代 【表者が 項 第 経 八 号卜 営承 八継受贈 (7) $\mathcal{O}$ 経 営 者 で 承 継 ある場合に 贈 与 者 を あって 1 う。 は、 か 当 該 5  $\mathcal{O}$ 贈 与  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 以 日 前 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五. 期 年 間 間 を 除 (経営承 継 贈

口 当 該 会社  $\mathcal{O}$ 代 表 者が 経 営 承 継 相 続 人 で ある場合に あ って は 当 該  $\mathcal{O}$ 日 以 前  $\mathcal{O}$ 五. 年 間 **当** 該 経 営 承

継 相 続 人  $\mathcal{O}$ 被 相 続 人  $\mathcal{O}$ 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日 前  $\mathcal{O}$ 期 間 を除

13

収 入  $\mathcal{O}$ 0 合 省 計 令 12 額  $\mathcal{O}$ お 割 1 合 7 が 百分 資 産  $\mathcal{O}$ 運 七 用 + 型会 五以上である会社 社 とは、  $\mathcal{O}$ をい 事 業 う。 年度 に お ける 総 収 入金額に占め る特点 定資 産  $\mathcal{O}$ 運

用

14 この 省令において「支配関係」とは、 0) 者が 他 0 法人の 発行済株式又は 持分 (当該 他  $\mathcal{O}$ 法 人の 自 己 0

株 代式又は 持分を除く。 0 総数又 は 総 額  $\mathcal{O}$ 百 分の 五 十を超える数又 は 金 額  $\mathcal{O}$ 株式 又は 持 分を直 |接又は| 間 接

に 有する場 合における当該  $\mathcal{O}$ 者と当該 他  $\mathcal{O}$ 法 人と 0) 関 係 を 7 う。

法第三条第 項 0 経 済産業省令で定め (る要件)

第二条 法第三条第 項 0 経 済 産業省令で定める要件は、 三年以上継続して事業を行っていることとする。

(法第-七条 第 項  $\mathcal{O}$ 確 認  $\mathcal{O}$ 申 請

第三条 法 第七 条第二項  $\mathcal{O}$ 申 請 書 は、 様式 第 によるものとする。

法第七条第二項第三号の 経済産業省令で定める書類 は、 次に掲げるものとする。

2

項 |該当事 法第四 及び第五 条第 者 条 が 押印 又 項 は 第 0) L た印鑑 六条 規定による合意  $\mathcal{O}$ 規定による合意。 に係る印 鑑 (法第五条又 登 録 証 以 下 明 書 は第六条の 同 (法第七条 r.  $\mathcal{O}$ 第 書 規定による合意をし 面 項 に当事 0) 確 者が 認を申 押 請 盯 た場合に す L Ź た場 日 合に 0 前 あ 三月 0 あ て 0 以 7 は、 内に は 同

款 の写 法第 L 兀 条第 (会社法そ 項  $\mathcal{O}$ 0 規定による合意 他  $\mathcal{O}$ 法 律 0 規定により定款 をし た日 ( 以 下 の変更をしたものとみなされる事 「合意 日 とい . う。 にお け る 項 特 が 例 あ 中 る 小 場 企 合 業者 に あ の定 0

作成されたもの

に

限

る。

7 は、 当 該 事 項 を記 載 L た 書 面 を含む。 以下同じ。

三 特 例 中 小 企 業者 0 登記 事 項証 明 書 (法第七条第一項の 確認を申請する日 の前三月以 内に作成され たも

 $\mathcal{O}$ 

に

. 限

る。

几 合 意 日 に お ける特例 中 小企業者の 従 業員 数 証 明 書

五. 特 例 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 合意 日 0 前三 年 以内 これ に 終 了 L た各 事 業年 度の会社法第四 百三十五条第二項又は第六

六 特 例 中 小 企業者 が 上場会社等に該当し な 1 旨 0 誓 約 書

百

干

七

条

第二

項

に

規

定す

る

書

類

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

らに

類

す

Ź

書

類

七 意 特 日 同 例 に 法 第六 中 お 小 1 条第 企 7 農業: 業者 生 項 が 農地 産  $\mathcal{O}$ 法 報 人で 告 法 「をし (昭 あ 和 る旨 なけ <u>-</u> れ の農業委員 七 ば な 年 法 5 な 律第二百二十九号) 会 1 ŧ (農 0) 業 に 限 委員会等に関 る。 以 第二条第三項に規定する農業生産 下同 ける法 ľ で 律 あ 昭昭 る場が 和 合に <del>-</del>+ 六 あ 年 0 法 7 律 は 第 法 合 人 八

村長) 0) 証 明 書

+

-八号)

第三

一条第

項ただし書又は第

五.

項

 $\mathcal{O}$ 

規定

に

より

農業委員会を置

か

な

1

市

町

村

に

あ

って

は、

市

町

八 企 業者 旧 代 の代 表 者 表 が 者で、 合意 あ 日 0 に た旨 お 11 て 0 記 特 載 例 中  $\mathcal{O}$ あ 小 る 企 業 登 記 者 事  $\mathcal{O}$ 代 項 表者 証 明 でな 書 1 場合に あ 0 て は、 旧 代 . 表者 が 当 該 特 例 中 小

九 続 合 人  $\mathcal{O}$ 意 日 兄 に 弟 姉 お ける 妹 及 び 旧 これらの者 代表者と、 そ  $\mathcal{O}$ 子  $\mathcal{O}$ 推 以 外 定  $\mathcal{O}$ 相 続 Ł  $\mathcal{O}$ 人 に 限 相 る。 続 が 開 始 全員との L た場合に相 関 係 を明 続 5 人となるべき者 か にするすべて  $\mathcal{O}$ うち  $\mathcal{O}$ 戸 籍 被 相

+ 特 例 中 小 企 業者 が 、株式 会社 である場合にあ 0 ては、 合意 日 12 お け る株 主 |名簿 の写し

第 項  $\mathcal{O}$ 申 請 書 に は 当 該 申 請 書  $\mathcal{O}$ 写 L 及 び法第七 条第二 項 第 号 の 書 面  $\mathcal{O}$ 写 し各二通を添 付するも  $\overline{\mathcal{O}}$ 

3

+

前

各号

に

撂

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほ

か、

法第

七

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

確

認

 $\mathcal{O}$ 

参

考とな

る

書

類

本

· 竿

とする。

4 法第七条第一 項の確認の 申請 は、 特例中小企業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局 局を経由

して行うことができる。

(農林水産大臣への通知)

第四条 経済産業大臣 は、 特例中小企業者が農業生産法人であるときは、 農林水産大臣に対し、 農業生産法

人たる特例 中小企業 者 の後継者 者から法第七条第一 項の 確認 の申請があった旨を通知するものとする。

(確認書の交付)

第五条 経済産業大臣は、 法第七条第一 項の確認の申請を受けた場合において、 当該 確認をしたときは様式

第二による確 認書を交付し、 当該 確認をしない · 旨 の決定をしたときは様式第三により申請者である後 継 者

に対して通知しなければならない。

2 法 第四条第 項  $\mathcal{O}$ 規定による合意の当事者は、 経済産業大臣に対し、 様式第四による申請 書を提出 して

法第七条第 項の確認をしたことを証明 た書 面 ( 以 下 「確認証明書」という。) の交付を請求するこ

とができる。

3 確認証明書は、様式第五によるものとする。

(法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由)

第六条 を含む。 法第十二条第 の死亡又は退任に起因する経営 項 第 号の 経済産業省令で定め 1の承継 に伴い る 生じる事 事 由 は、 由 中 であ 小 企業者の つって、 代 次に掲げるものとする。 - 表者 (代表者 であった者

- で  $\mathcal{O}$ きな 当該 株 式 等 中 1 小 株 休株 式 企 業者 を除 式 (株主総会に く。 又はその代表者が、 又は おい 持 分をい て決議をすることができる事 う。 当該 中 以 下 小企業者又は当該 同 Ü 又は 事 業 項 代表者以外の 用資 0 全部 産 等を取 に つき 者 議 が 得する : 決 権 有する当 を行る 必 要が 使 該 あ することが 中 ること。 小 企 業者
- が 取 1) 見込 当 襣 効力を生ずる贈 該 L た当 中 ま れ 小 該 企 ること 業者 中 小 企 与を含 の代表者 (第七 業者 号 む。  $\mathcal{O}$ 文は 株 が 式 以下同じ。 相 等若、 ·続若. 第八号に しく しくは 掲 は 遺贈 げ 事 又は る事 業 用 贈 (贈与 与 由 資 に 産 (遺贈 該 等 をした者 当す に 係 に含まれる贈 うる場 る多 ( 以 下 の合を除っ 額  $\mathcal{O}$ 相 続 与を除く。 贈与者」 税 又 は という。 贈 与 以下同 税 を納 ľ 付すること 0 死亡によ に ょ V)
- 三 等 中 当該 小  $\mathcal{O}$ 企 百 業者 分 中 小  $\mathcal{O}$ 企業者 八  $\mathcal{O}$ 売上 + 以 下 高  $\mathcal{O}$ 代表者 に 又は 減 少することが見込 販売数量 代代 表者であ (以 下 0 こまれ 売上高等」という。 た者を含む。 ること。 が 死亡又は退 が、 前 任 年 した後 同 期 0  $\equiv$ の三月間 月 間 に お に け お る売 け る 当 上 高 該
- 几 者 あ る場合に 仕  $\mathcal{O}$ 不 入先 利 益 **(当** لح お こなる ī該中 ける当該 設定又 小 企業者 仕 入 は 人先に 変更 の仕 限る。 が 入 行 額 わ  $\mathcal{O}$ 以下 総 れ たこと。 額 同 に占め ľ る当 か 7該仕 5 の仕 入先 入れ か に係 らの仕 る 取 入額 引条:  $\mathcal{O}$ 割 件について当該 合が 百分の二十 中 以 上 企 業 で
- 資 水 銀 株 産 取 業 引 行 式 先 で 会 協 あ 社 同 金 0 組 日 融 て、 合貯 本 機 関 政 当 策 金 預 該 保 金 険 中 金 融 小 法 保 公 企業 庫 険 (昭 法 者 株 和 昭 式 匹  $\mathcal{O}$ 借 会社 十八 和 入 匹 一十六年 金 玉 年 法 額 際 協 律  $\mathcal{O}$ 総 力 第 法 額 律 銀 五. に占め 第三十四号) 行、 十三号) 沖 る当該 縄 第二 振 興 一条第 第二条第一 取 開 引 発 先 金 項に 融 金 融 公 項に 庫 規 機 定す 関 及 CK 規定する カン ,る農. 5 株 式 0 借 会社 水 金 入 産 金 業 融 日 額 協 本 機 政 同  $\mathcal{O}$ 割 策 組 農 合 投 合

五

済 が 方法 百 分 そ の二十  $\mathcal{O}$ 他 以  $\mathcal{O}$ 上 借 で 入 、条件 ある場  $\mathcal{O}$ 合に 悪 化 お 借 け る当 入 金 該 額 取  $\mathcal{O}$ 減 引 少 先 又 金 は 融 与 機 関 信 に 取 限 引 る。  $\mathcal{O}$ 拒 絶 以 下 そ  $\mathcal{O}$ 同 ľ 他  $\mathcal{O}$ 取 引 か 先 5 金  $\mathcal{O}$ 融 借 機 入 関 れ と 12 係  $\mathcal{O}$ 取 る 引 返

係

る

支

障

が

生じ

た

こと。

六 手 続 次 法 に 掲 平 げ 成二十三 る 1 ず れ 年 かを内容とする判決 法律第五 十二号) に が より 確定 審 Ļ 判 が 裁 判上若し 確 定 Ļ Š 若 しく は 裁 は 判 調 外 停  $\mathcal{O}$ が 和 成 解 立 が L あ たこと。 り、 又 は 家事 事 件

イ 該 代 当 表 該 者 中 が 小 他 企 業  $\mathcal{O}$ 者 共 同  $\mathcal{O}$ 代 相 続 表 者 人 K が 当 対 該 L て 中 債 小 務 企 を負 業 者 担  $\mathcal{O}$ す 株 る旨 式 等  $\mathcal{O}$ 又 遺 は 事 産 業  $\mathcal{O}$ 分 用 資 割 産 等 を t 0 7 する分割 に 代 え 7

口 受け 当 該 た場 中 小 合に 企 業 者 お け  $\mathcal{O}$ る当 代 表者 該 株 が 式 有 等 する当該 又 は 事 業 中 用 小 資 企 業 産 等 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 株 返 還 式 等又 義 務 を免 は 事 れ 業 るた 用 資 産 8 等  $\mathcal{O}$ に 価 対 額 L 弁 て 償 遺 留 分  $\mathcal{O}$ 減 殺

七 与 者 12 当 係 該 る 中 贈 小 与 企 者 業 カン 者 5 が 次  $\mathcal{O}$ 贈 に 与 撂  $\mathcal{O}$ げ 時 る 以 11 後 ず に れ お 12 t 1 て代 該 当 表 す 者で る場 ある者に 合 で あ 0 て、 限 る。 当 該 以 下こ 中 小 0) 企 号に 業 者 お  $\mathcal{O}$ 代 1 7 表 者 同 ľ **当** 該 代 が 贈 表

1 に 制 が す 場 Ź 若 ょ 及 さ 当 び Ł り れ 該 業務 < 取 0 贈 7 で 得 1 は 与 あ る 登  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ L 適 た当 株 録 時 0 式 7 正  $\mathcal{O}$ 以 化等 外国 該 若 申 後 中 請 L に に < に が お 小 され 関 所在、 は 企 1 業 す 持 て、 する若 る法 分に係 者 て 上 7  $\mathcal{O}$ 律 株 る 場 しく 会社 式等 株 る会社 昭 式 に係るが 和二十三年法律第百二十二号) は 等 又 を含 備 は えら 金 金 贈与 む。 融 融 ħ 商 商 以 るも 税 品 品品 下 を納 取 取 ک 引 引  $\mathcal{O}$ 0 所若 に 付 所若 項に 上 することが見込 場若 L L Š Š お L は は 1 くは 7 店 店 第二条第一 同 頭 頭  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ 売 登 売 まれ 録 買 買 若 有 有 ること。 又 五. L 価 価 Š 項 は 証 証 に は 券 風 券 これ 規 登 登 俗 定す 営 録 録 業 5 原 原 Ź 等  $\mathcal{O}$ 簿 簿 性  $\mathcal{O}$ 申 に に 規 請 上 風 類

俗 関連特 殊営業 に該当する事業を営む会社 ( 以 下 風 俗営業会社」 という。  $\mathcal{O}$ 7 ず ħ に も該当しな

しこと

口 当該 贈 与  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 属 属する 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 直 前  $\mathcal{O}$ 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日 以 後 に お 1 て、 資産保力 有 型会社 に 該

しないこと。

属 す 贈与認定申 Ź 事 業年度 -請基 カ 準 5 事 贈 業 与 年度 認 定 申 (当該贈与 請 基 準 日 0 次 日 に の属する事業年度の直 撂 げ る場 合 0 区 分に応じ、 前 の事 そ 業年度及び当該 れぞれ 次 に 定 8 贈 与 る 日  $\mathcal{O}$ を 日 0 1

う。 以下 同  $\mathcal{O}$ 翌 日  $\mathcal{O}$ 属 する事業 年 度  $\mathcal{O}$ 直 前  $\mathcal{O}$ 事 業 年 度 ま で  $\mathcal{O}$ 各 事 業 年 度を 1 う。 以 下 同

においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1)当該 贈 与  $\mathcal{O}$ 日 が 月 日 カゝ ら十月十五日まで 0 1 ず れか (T) 日 である場合 (3)に規定する場合を除

く。) 当該十月十五日

(3)(2)当 該 贈 与  $\mathcal{O}$ 日 が 十月十六 日 から十二月三十一日までの いず れ か  $\mathcal{O}$ 日である場合 当 該 贈 与  $\mathcal{O}$ B

承 当該 継 受 贈 贈 与 者 を  $\mathcal{O}$ 1 B う。  $\mathcal{O}$ 属 す る年 又 は  $\bigcirc$ 経 五. 営 ||月十| 承 継 贈 五 日前に当該 与 者 (当該 中 経 営 小企業者の経営承継受贈者 承 継受贈者 に 係 る贈 与 者をい トに う。 規 定する経 0 相 続 営

開 始 L た 場 当該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 か 5 五 一月を経 過 す る

= 贈 与 認 定 申 請 基 準 事 業 年 度 に お 1 て 1 ずれ ŧ 総 収 入 金 額 が 零を超えること。

ホ 特 別子会社 当 該 贈 与 が  $\mathcal{O}$ 外 時 玉 に 会社に該当する場合 お 1 て、 当 該 中 小 企 業 (当該: 者  $\mathcal{O}$ 中 常 小 時 企業者又は当該中 使 用 す る従 業員  $\mathcal{O}$ 小 数 企 が 一業者による支配関 人 以 上 (当 該 中 係 小 が 企 あ 業 る 者 法  $\mathcal{O}$ 

とあ をいう。 人が当該 当該贈. る を 与 特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。)にあっては五人以上) 以下同じ。  $\mathcal{O}$ 「と生計を一 時 以後に が上場会社等、 お V にする親 て、 当該中 族 لح 大会社又は風俗営業会社のいず 小企業者 読 み替えた場合に の特定特別子会社 お け る同 ( 第 条 れにも 一条第 第十項に規定する当該 該当し 九項第一 であること。 ないこと。 号 中 っの 他 親  $\mathcal{O}$ 会 族 社

1 該 当該. 中 小 中 企 業者 小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者 が 定 め たー 人に 限 る。 以下 「経営 承 継受贈者」という。)であること。 (二人以上あるときは、 そのうちの当

(1)決 表者 わ 以 権 せて当該中 下この号に が 該  $\mathcal{O}$ 贈与 数 有する当 も 下 に 回 小 お ょ 企業者 「 ら な 該 いて同じ。) り当該中 株式 1 等 者であること。 の総株主等議決権数 に 小 企業者 係 であって、 る議 決  $\mathcal{O}$ 株 権 式等を取  $\mathcal{O}$ 当該贈与 数 が 0) 百分の 1 ず 得  $\mathcal{O}$ れ した代表者 時におい 五十を超える議決権  $\mathcal{O}$ 当 該 同 族関係 て、 (代表権を 当該代表者に係る同 者 が 有 の数を有 制限されてい する当該株式 Ļ る者を除 カゝ 族関係者と合 等に係 つ、 当 ]該代 る 議

(4)(3)(2) 当該 該 贈与 贈 与 の 時  $\mathcal{O}$ 日 にお に お *\* \ 1 て、 て、二十歳 当該中小企業者の株式等の贈与者の親族であること。 以 上であること。

を 項 V に規定する役員をい 当 う。 該 贈 以下 与  $\mathcal{O}$ 同 日 じ。 <u>)</u> まで引き続き三年以 であること。 , ! 当該中· 小 企 上にわ 業者が持分会社である場合にあっては、 たり当該中 小 企業者 の役員 (会社法第三百二十 業務を執行する社員 九

(5)当 該 贈 与の 時 以後において、 当該代表者が当該贈与により取得 た当該中小 企業者 の株式等

**当** 

け 設 六十七条に 完 続 合 該 以 同 会 <u>√</u> とな 全子 併 後 贈 れ に 完 ょ 法 社 12 与 ば 0 会社 った場 第 全 な 際 又  $\mathcal{O}$ 5 親 ず 時 他 二百三十四 は して交付され 規定 会社 れ な 以 又  $\mathcal{O}$ 同 合に 会 後 は 法 カ 第七 株式 社 をい する株式 同  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 時 法 1  $\mathcal{O}$ ず を除 う。 第 に 条 百 っては当該株式交換等に際して交付された株式 株 た吸 第 ħ 七 式 お 五 < 交換完全親会社又 百 交換完全子 十三 カ 以 1 収 下 七 項  $\mathcal{O}$ て当該中 十三条 同  $\widehat{\mathcal{O}}$ 条 合併 時 規 ľ, 第 に のうち 定 存 お 会社等 第 小 にこ 項 続 *\* \ 企業者 会社等 ょ て当該  $\mathcal{O}$ に 項 り 租 株 規定する 競売 第 は 税 式 同 中 が 特 等 同 五 (会社法第七 号に 莂 小 法第七百七十三条第 株式交換又は 法 L 同法 第 新 措 な 企業者 置法 設 規定する株式 七 け 第 百 れ 合 六 ば 併 が 二百三十四 昭昭 · 合併 + な 設 百 5 株式 八 兀 和三十二年 立 に 条 な 会社 + ょ 移 移 第 7 九 条第 条第 転 株式 をい り 交換完全親会社等 転 完全 項 項 消 ( 以 下 法 第 第 を除 う。 滅 子会社 律 項 項 L 号に 号に 第二 (Z た場合に く。  $\mathcal{O}$ 以 「株式交換等」 見規定する 下 規 規定す を 十六号) 定 同 規定す じ。 に 1 う。 当 る吸 あ ょ (同 Ź Ź **(**) 該 0 株 第七 競売 収 て 株 法 贈 以  $\mathcal{O}$ 第 とい 式 式 合 下 与 株 は + 移 交 併 当 七 同  $\mathcal{O}$ 式 う。 換 該 条 な 転 百 時 等 存

(7)(6) 当 削 該 除

 $\mathcal{O}$ 

+

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

 $\mathcal{O}$ 

適

用を受けようとする株式等の

全部

を有り

していること。

で 者 お な に限 1 該 て V る 場 中 当該 合に 小 企 贈 が 業 は 与者 者 当 当  $\mathcal{O}$ 該 該 に係 株 贈 贈 式 る 等 与 与 同 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 族関 贈 が 直 当 与 前 係 該 者 (当 者 代 (当該 と合わ 該 表 者 贈 贈 で 与 者 せて当該 あ 与 が  $\mathcal{O}$ 0 当 時 た 該 前 期 中 贈 間 に 与 小 内 お 企  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 業者 て、 直 1 ず 前 当 に  $\mathcal{O}$ れ 総 カン お 該 株 中  $\mathcal{O}$ 1 て当該 主等 時 小 企 及 議 業 び 決権 当 者 中 該 小  $\mathcal{O}$ 代 数 贈 企 業 表  $\mathcal{O}$ 与 百 者 者  $\mathcal{O}$ で 分 直  $\mathcal{O}$ 代  $\mathcal{O}$ あ 前 表 五. 0 者 + た に

該 を 超 同 族 え る 関 係 議 者 決 権 **当**  $\mathcal{O}$ 該 数を有る 中 小 企 Ļ 業 者 か  $\mathcal{O}$ つ、 経営承 当 該 分継受贈 贈 与 者 者となる者を除く。 が 有 する当該 株式等に · 係 が 有 る 議 L 7 決 権 1 た当  $\mathcal{O}$ 数 該 が 株 1 ず 式 等 れ に  $\mathcal{O}$ 係 当

(8)当 該 贈 与  $\mathcal{O}$ 時 に お 1 て、 当 該 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 株 式 等 0 贈 与 者 が ′当該 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 役員 でないこと。

る

議

決

権

 $\mathcal{O}$ 

数

t

下

口

5

な

か

0

た

者

で

あ

ること。

- 当 該 贈 与 が 次  $\mathcal{O}$ (1) 又 は (2) に 掲 げ る場 合  $\mathcal{O}$ 区 分に 応じ、 当該 (1)又 は (2)に · 定 8) る 贈 与 で あ ること。
- (1)制 当 限 該  $\mathcal{O}$ 贈 な 与 1 株  $\mathcal{O}$ 式 直 等 前 に に 限 お る。 1 て、 以下 当 該 チ 12 中 小 お 企 1 業 7 同 者 ľ  $\mathcal{O}$ 株 式 等  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 贈 又 与 は 金 者 額 が 有 が L 当 7 該 1 中 た . 当 小 企 該 業 株 者 式 等  $\mathcal{O}$ 発 議 行 済 決 株 権 式 に

又 は 出 資 議 決 権 に 制 限  $\mathcal{O}$ な 1 株 式 等 12 . 限 る。  $\mathcal{O}$ 総 数 又 は 総 額 の 三 分 の 二  $\widehat{\phantom{a}}$ 株 未 満 又 は 円 未

満

 $\mathcal{O}$ 

端

数

が

あ

る

場

合

に

あ

0

て

は

そ

 $\mathcal{O}$ 

端

数

を

切

り

Ĺ

げ

た数

又

は

金

額

から

当

該

代

表

者

(当

該

中

小

企

業 は 者 残 額  $\mathcal{O}$ 以 経 営 上  $\mathcal{O}$ 承 場 継 受贈 合 当 者 とな 該 控 る者 除 L た 12 残 限 数 る。 又 は が 残 額 有 以 L 7 上  $\mathcal{O}$ 1 た当 数 又 該 は 金 株 額 式 に 等 相  $\mathcal{O}$ 当 数 す 又 る は 株 金 式 額 等 を 控  $\mathcal{O}$ 除 贈 与 L た 残 数 又

(2)(1)に 撂 げる 場 一 合 以 外  $\mathcal{O}$ 場 合 当 該 中 小 企 業 者 0 株 式 等  $\mathcal{O}$ 贈 与者 が 当該 贈 与  $\mathcal{O}$ 直 前 12 お 1 7 有 L 7

いた当該株式等のすべての贈与

IJ 行 小 企 L 当 業 7 該 者 7 中 る場  $\mathcal{O}$ 小 企業 経 合 営 12 者 承 あ が 継 · 会社 受 0 贈 7 者 法 は لح 第 な 当 百 る者 該 八 条 贈 第 にこ 与 限  $\mathcal{O}$ 時 項 る。 第 以 後 八 号 以 に に 外 お  $\mathcal{O}$ 1 掲 7 者 げ 当 る が 事 該 有 株 項 L 式 て に を当 1 0 な 7 該 7 1 中  $\mathcal{O}$ 定 小 企 8 業 が 者 あ る  $\mathcal{O}$ 代 種 表 類 者  $\mathcal{O}$ 株 (当 式 を 該 中 発

ヌ 贈 与 認 定 申 請 基 準 日 12 お け る当該・ 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 常 時 使 用 す っる従業5 員  $\mathcal{O}$ 数が \*当該 贈 与  $\mathcal{O}$ 時 に お け る 常

端 時 使 数 を切 用 する従業員 り 上げ た 数) の数に百 を下回らないこと。 分の 八十を乗じて計 算 よした数 (その 数に 未満  $\mathcal{O}$ 端 数 が あるときは、 その

八 者 続 企 に 業者 当 人又 お  $\mathcal{O}$ 被 該 7 て代 は 相  $\mathcal{O}$ 中 株 続 包括受遺 小 式 表者である者に限る。 企 人 等 業者 (遺 (次条第三 者 贈 が によ 次に をし た者を含む。 撂 0 項 てまだ分割され げ るい に 規定す ずれ 以下この号に る申 以下同じ。 にも該当する場合で 7 請 書 1 を提 お な 7 1 出す 7 t 0 同  $\mathcal{O}$ 相 ľ る時 を除く。 続 あ  $\mathcal{O}$ 開 って、 に が 始 お 相 1  $\mathcal{O}$ 当該 に係 て、 続 日 又 0 翌 日 る相 当 は 中 該 遺 小 贈 続 カン 企 相 税 業 続 に 5 者 を ょ 五. 又 納 り は 月  $\mathcal{O}$ を経り 付 取 代 遺 得し す 贈 表 過 者 ることが に た当 係 す **当** る共 る 該 該 日 見 中 同 以 代 込 後 相 小 表

1 口 当該 当 該 相 相 続 続  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 開 開 始 始  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 時 日 以  $\mathcal{O}$ 後に 属 す お る事 7 て、 業 年 上 度 一場会社  $\mathcal{O}$ 直 前 等 又  $\mathcal{O}$ 事 は 業 風 年 度 俗営業会社  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日 0 V > 以 ず 後 れ に に お ŧ 1 該当し て、 資 産 ない 保 有型会社

ま

に

該当

ないこと。

れること。

同 る  $\mathcal{O}$ ľ 開 日 相 を 続 始 認  $\mathcal{O}$ に う。 定申 日 お  $\mathcal{O}$ 1 請 以 属 て 下 す 基 同 準 る事 1 ず ľ, 事 ń 業 業 も資 年 年 度  $\mathcal{O}$ 度 産 캪 か (当該. 運 6 日 相 用型会社に該当し  $\mathcal{O}$ 相 属 続 す 認 続 る事 定  $\mathcal{O}$ 開 申 業 請 始 年 基  $\mathcal{O}$ 度 潍 日 な  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 日 属 いこと。 直 **当** する事 前 該  $\mathcal{O}$ 事 相 業年 業 続 年  $\mathcal{O}$ 度 開 度 まで  $\mathcal{O}$ 始 直  $\mathcal{O}$ 前  $\mathcal{O}$ 日 各  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 事 캪 業 業年度及 日 年 カ 度 5 を 五. び当該 7 月 う。 を 経 以下 過 相 す 続

ホ = 当 相 該 続 相 認 定 続 申  $\mathcal{O}$ 開 請 始 基 準  $\mathcal{O}$ 時 事 に 業 お 年 度 1 に て、 お 当 該 1 て 中 1 小 ず 企業者 れ ŧ 総  $\mathcal{O}$ 収 常 入 時 金 使 額 用 が す 零 る従業員 を超り え ること。 の数が 人以上 (当 該 中 小

企

業者 あ る法 当 該 0 特 人 相 が 別子会社 続 \*当該  $\mathcal{O}$ 開 特 始 別子 が  $\mathcal{O}$ 外国会社 時 会 以 社 後 に  $\mathcal{O}$ 株 に該当する場合 お 式 1 て、 又 は 当 持 該 分を有する場合に 中 小 (当該 企 業者 中 -小企業者又は当該  $\mathcal{O}$ 特 定特記 限る。 別子会社 に あ 中 が 0 ・小企業者による支配関 上場会社 7 は 五. 人以上) 等、 大会社又 であること。 は 係 風 が

1 当該 中 小 企業 者 の代表者が次に掲げるい ずれ にも該当する者(二人以上あるときは、 そのうち の当

俗

営業会社

 $\mathcal{O}$ 

7

ず

れ

に

Ł

該当し

ないこと。

- 該 (1)同 を除く。 中 当 族関係者と合わ カ 小 該 企 相 業 当 以下こ 者 続 該 又 が 代 は 定 表者 の号に 遺 80 せて当該 贈 た に が お より 人に 有 す 1 、る当該: て 同 当該中 中 限 小企業者 る。 ľ 株 小 以 下 式 企 業者 等  $\mathcal{O}$ であ 「経 総 に って、 係 株 営  $\mathcal{O}$ 主等 株 承 る 式 議 継 当該 決権 等を取得 議 相 決 続 人 権 相  $\mathcal{O}$ 数 数 続 という。) が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ L 開 た代表者 1 百 ず 分 始 れ 0  $\mathcal{O}$ 五十を知 時  $\mathcal{O}$ であ 当 に 代 該 お 超える 同 表権を制 ること。 7 て、 族 関 当該 議 係 決 者 限 権 代 さ が . 表者 有 れ  $\mathcal{O}$ する当 数を有 7
- (3)(2)当 当 該 該 相 相 続 続  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 開 開 始 始 0  $\mathcal{O}$ 直 直 前 前 に に お お 7 1 て当該 て、 当 該 中 被 小 企 相 業者 続 人の  $\mathcal{O}$ 親族 役員 で であったこと。 あ ったこと (当該

代

表者

 $\mathcal{O}$ 

被

相

続

人

が

L

く。

株

式

等に

係

る

議

決権

 $\mathcal{O}$ 

数

も下

一回らない

者であ

ること。

(4)12 当 該 ょ 当 歳 該 未 ŋ 中 消 満 相 小 続 滅 企 で 死 亡 業 L  $\mathcal{O}$ た 者 開 場 始  $\mathcal{O}$ 合 た 株  $\mathcal{O}$ 時 場 に 式 %合を除 あ 等 以 後に 0 (当 7 は当該 該 お ζ, 相 て、 続 合  $\mathcal{O}$ 当該代 併 開 12 始 際  $\mathcal{O}$ 【表者が L 時 て交付が 以 後 かその被.  $\mathcal{O}$ され 7 ず た吸収 相 れ 続 カン 人  $\mathcal{O}$ か 合 時 ら相続 併 に 存続 お 11 会社 又は 7 当 遺贈 · 等 該  $\mathcal{O}$ 中 株 に 小 式 ょ 企 等 業 り 取 者 (会社法 得 が 合 L 併 た

該

7

る者

係

る

とな 以  $\mathcal{O}$ 後 規 項 百 定  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ 三十四 規 に た 1 場 ず ょ 定 合  $\mathcal{O}$ n れ 適 競 条 に カ 第 用 売 あ  $\mathcal{O}$ を受け 時 L 0 項 な 7 に け  $\mathcal{O}$ は お ようとする株式等 当 れ 71 規 . て当該-ば 定によ 該 なら、 株 式 交換 中 な り競売しなけ V 小 等 企業者 株式 に · 際 の全部を有してい を除く。 が L 株 て交付され れ 式 ばならな 交換等 のうち た に 1 ること。 株 より 株式を除く。 租 式 交換 税 他 特  $\mathcal{O}$ 会社 完 别 全 措 置 親  $\mathcal{O}$ 会社 株 法 第七 式 当該 等 交換完全 +  $\mathcal{O}$ 相 条 株 続 Ò 式  $\mathcal{O}$ 子会社 等 七 開 の 二 始 同  $\mathcal{O}$ 第 等 項 時

- (6)(5) 当 削 該除
- 12 数 始 表 者 係 が、 0 0 で 直 該 る 百 議 な 当 前 代 分 決 該 表者  $\mathcal{O}$ 1 場 権 12 五. 相 合 + 続 お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ -を超 被 数 に 1  $\mathcal{O}$ は が 相 て、 開 7 え 続 始 当 ず る議 当  $\mathcal{O}$ 人 該 ħ 該 直 **当** 被 被  $\mathcal{O}$ 決 前 当該 該 権 相 相 **当** 続 続 相  $\mathcal{O}$ 数を有 該 同 人 続 人 族 に が 被  $\mathcal{O}$ 当該 開 係 相 Ļ 続 る 始 代 人 前 同 表者 が 族 に カン (当 関 当 つ、 お 該 該 係 で 1 中 当 て、 者 あ 相 と合わ 該 小 続 0 当 該 た 企 被  $\mathcal{O}$ 業者 開 期 相 中 続 せ 間 始 の経 て当 小 内 人  $\mathcal{O}$ が 直 企  $\mathcal{O}$ 営承 有す 業者 該 1 前 中 ず に んる当 継 れ お  $\mathcal{O}$ 小 代 相 企 カン 1 \_表者 該 て当該・ 続 業  $\mathcal{O}$ 者 時 中 人となる者を除 で 小  $\mathcal{O}$ 及 総 び 中 あ 企 業 株 当 小 0 者 主 該 企 た 者 等 業  $\mathcal{O}$ 相 者 株 議 続 12 限 式 決  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 代 箬 権 開 る
- (7)う。 贈 与者 当 該 で 中 経 あ 小 る場 営 企 業 承 一合に 者 継 受 が 贈 あ 特 者 0 別 に て 贈 係 は 与 認 る 贈 当 定 中 与 該 者 代 小 企業 をい 表者 う。 の 被 者 等 以下 相 (第· 続 同 十三条第 人が当該 ľ 特 で 別 項 な 贈 カ  $\mathcal{O}$ 0 与 特 認定 別 たこと。 贈 与 中 '認定中 小 企 業者等 小 企 業  $\mathcal{O}$ 者 経 営 を 承 継

が

有

7

1

た

当

該

株

式

等

に

係

る

議

決

権

 $\mathcal{O}$ 

数

Ł

下

口

5

な

か

0

た

者

で

あ

ること。

を発

当該 行 して 中 7 小 企業者 る場合に  $\mathcal{O}$ 経営承 あっ て は、 継 相 当該 続 人となる者 相 続  $\mathcal{O}$ 開 に 始 限  $\mathcal{O}$ 時 る。 以後に 以 外 お į,  $\mathcal{O}$ 者 て当該 が 有 株式 L て を当該中 1 な いこと。 -小企業<del>\*</del> 者  $\mathcal{O}$ 代 者

IJ け その端 る常 相 続 時 認 数を切 使 定 申 用 す 請 、る従業! り上 基 準 日 た数) 員 に 0 お 数 け を下回 に る当 百 該 分 中 らないこと。  $\mathcal{O}$ 八 小 十を乗じて 企 業 者  $\mathcal{O}$ 常 計算 時 使 L 用 でする従来 た数 (そ 業  $\mathcal{O}$ 員 数  $\mathcal{O}$ に 数 が 当 未 該 満  $\mathcal{O}$ 相 端 続 数  $\mathcal{O}$ が 開 あ 始 るときは  $\mathcal{O}$ 時 に お

九 前 各号に 撂 げ る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 当 該 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 事 業 活 動  $\mathcal{O}$ 継 続 に支障 を生じさせること。

2

前

項第.

七

号及

び

第

八

号

 $\mathcal{O}$ 

規

定

 $\mathcal{O}$ 

適

用

に

0

1

7

は

中

小

企

業

者

 $\mathcal{O}$ 

経

営

承

継

贈

与

者

か

5

 $\mathcal{O}$ 

贈

与

 $\mathcal{O}$ 

時

又

は

中

小

げ

該 小 企 企 当するときは当該 業 業者 者  $\mathcal{O}$ 経  $\mathcal{O}$ 特 営 別 承 子会 継 相 社 中 続 が 小 人 企業者 0 次 12 被 者 掲 相 は げ 続 資 る 人 産  $\mathcal{O}$ 1 ず 保 相 れ 有型会社及び 続 に  $\mathcal{O}$ 開 も該当するときは当 始  $\mathcal{O}$ 時 資産運 に お 1 て、 用型会社 該 当 特 該中 別 に該当し 子 小 会社 企 業者 は資 な 7 が 産 も の 次に 保 とみな 掲 有型子会社 げ る ず 当 及 れ 該 び に 資 t 中

当該 中 小 企業者 の常時 使 用 す る従業員 0 数が 五. 人以上であること。 産

運

用型子会社

に該

当し

な

1

ŧ

0

とみなす。

す Ź 当該 ŧ  $\mathcal{O}$ 中 を 小 所 企 業者 有 が 又は 前 賃 号 借  $\mathcal{O}$ 常 L て 時 使 1 用 ること。 する従 業 員 が 勤 務 L て 7 る事 務 所 店 舗 工 場 そ  $\mathcal{O}$ 他 れ 5 に 類

三 当 該 贈 与  $\mathcal{O}$ 日 又 は 当該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日 まで引き続き三年以上にわたり、 次に掲げ Ś 1 ず れ カン  $\mathcal{O}$ 業 務 を

L 7 い ること。

イ 商 品 販 売等 (商 品  $\mathcal{O}$ 販 売、 資 産 の貸付 け 又は役務  $\mathcal{O}$ 提 供 で、 継 続 L 7 対 価 を得 て行 わ れ るも  $\mathcal{O}$ を

1 そ O商 品  $\mathcal{O}$ 開 発若しくは生産 又は役務  $\mathcal{O}$ 開 発を含む。 以下同じ。

口 商 品 販 売 (等を行うために必要となる資産 (前 号の 事 務 所、 店 舗 工 場その他これらに 類 するも 0

除  $\mathcal{O}$ 所 有 又 は 賃 借

イ及び 口 に掲 げ る業務に類するも  $\mathcal{O}$ 

3 中 小企業者  $\mathcal{O}$ 代表者が、 贈与 ( 第 一 項第七号チ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、 当 該 (1) |又は(2)に定

年  $\Diamond$ に る お 贈 1 与 に て当該株式 限 る。 しに 等 より  $\mathcal{O}$ 贈与 当 者 該 中  $\mathcal{O}$ 相 小 企業 続 が 開 者 0 始 株式 し、 等 か を取 つ、 当該 得 してい 贈 与 者 た場合に か 5  $\mathcal{O}$ 相 お 続 7 て、 又 は 当 遺 該 贈 に 贈 ょ 与 Ŋ  $\mathcal{O}$ 財 日 産  $\mathcal{O}$ を 属 す 取 得 る

該贈与により 、取得し、 続 た当該株 税 法 (昭 式 二十五年 等  $\mathcal{O}$ 価 年 額 法 が 相 律第七十三号) 続 税 0 課税 価 第十九条又は第二十一 格 に 加算されることとなるとき (当該 株式 等に

条の

十五

 $\mathcal{O}$ 

規定によ

り

当

たことにより

相

和

7 て同 法 第二十 条  $\mathcal{O}$ 十六  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あ る場 合を含 む。 は、 第一 項第八号の 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 1 て

は、 当該 贈与者を当該代表者 0 被 相 続 人と、 当 該 贈 与に より 取 得 した株式 等を当該 贈 与 者 か 5 相 続 又 は 遺

字 贈 白 に は、 ょ ŋ 取 同 得 表 L  $\mathcal{O}$ た株式等とみなす。 下 欄 に 掲げる字句と読み替えるものとする。 この場合にお 71 て、 次の 表  $\mathcal{O}$ 上 一欄に掲 げる規定中 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に · 掲

げ

Ź

第一条第十二項第三号口	の相続の開始	からの贈与
第六条第一項第八号	被相続人(遺贈をした者を含	被相続人(遺贈をした者を含む。
	む。以下同じ。)の相続の開	下同じ。)からの贈与の時

日まで引き続き三年以上にわたり当当該代表者の被相続人からの贈与の	て当該中小企業者の役員であ当該相続の開始の直前におい	
直前当該代表者の被相続人からの贈与の	当該相続の開始の直前	第六条第一項第八号卜(3)
日の属する事業年度当該代表者の被相続人からの贈与の	事業年度当該相続の開始の日の属する	第六条第一項第八号ハ
当該代表者の被相続人からの贈与	当該相続の開始	第六条第一項第八号イ、 で(4)から(6)まで、チ並び ロ、ホ、へ、ト(1)、(2)及 にリ
	する日がら五月を経過がの日の翌日から五月を経過	

4 年 者 第 第九条第三項第三号 第七条第三 第六条第一 Ò 中 (当該中 五. 翌. 小 号から第九号まで 年 企業者は、  $\bigcirc$ 小企業者 「項第二号及び 項第八号ト(5) 月十五 当該 日 の株式等を贈与により取得した者をいう。 中 までに当該受贈者が 小企業者が 当 当 れかに該当するときを除く。 であること(次に掲げるいず か |該相: 0 たこと(次に掲げるいずれ 該認定に係る相 に該当する場合を除く。 続 第 (T) 開始 項第七号 死亡した場合に限る。) 続  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 開 事 始 由に係る法第十二条第 当該 当該 該中小企業者の役員であったこと。 承  $\mathcal{O}$ であること。 継 贈 が死亡した場合 特別 与 経営承 相 にお 続 相 人 いて、 継  $\mathcal{O}$ 続 相続 被 認定中小企業者の経 相 当該 項 人の被 続  $\mathcal{O}$ 人 (当該贈与の 死亡 か 認定を受け N相続. 5  $\overline{\mathcal{O}}$ 直 人か 贈 前 与 る前に に 日 営 5 .当該

者

が

贈与により取得

L

た当該株式等に係る贈与税を納付することが見込まれることにより当該

中

小

企業者

受贈

 $\mathcal{O}$ 

属

する

に受贈

得 第 当 が 七 該 項 第 号 受 第 た当該 贈 項 第  $\mathcal{O}$ 八 者 号 事 七 由 中 が  $\mathcal{O}$ 号に 贈 に 事 小 係 与 企 由 る法 業 該 に に ょ 者 係 当してい 第十二条第 り る法  $\mathcal{O}$ 取得 株式 第 等に 十二 たときは、 た当 条第 .係る相: 該 項 株  $\mathcal{O}$ 当 認 式 項 続 該 定を受けることが 等 税  $\mathcal{O}$ 認 を納 中 に係 定 小 を受け 企業者 る 付 贈与 することが見込まれることに 税を納 ることが  $\mathcal{O}$ 代 表者が できる 付することが できるときに 当該受贈 . 見込 者 限 カン り、 ま ょ 5 れ り 相 当該 ることに そ 続 又  $\mathcal{O}$ は 認 中 定 遺 小 ょ 贈 企 併 業 Ŋ に 第 者 ょ せ が ŋ 第 項 取

5

係 者 ては、 経 に係 相 7 亡した場合に 次 ŧ 当 営 続 る 0 経 中 営 株 該 法 る 人 承 小 式 当 第 代 相 が 継 に 承 企 相 等 相 表者 該 お 相 続 続 継 業 に 続 続 第 者 税 1  $\mathcal{O}$ 相 とな 係 条 人 又 て、 あって を 開 続 は 次経 は 納 第 る相 始 人 当 遺 とい 当該 0 付  $\mathcal{O}$ **当** 贈 た は 営承 該 続 す 項 日 う。 ŧ ることが 死亡 該 中 に  $\mathcal{O}$ 税  $\mathcal{O}$ を納 当 継 꺞 中 認 小 ょ  $\mathcal{O}$ とみ 該 n 定 相  $\mathcal{O}$ 日 小 企 を受け 第 取 付 続 直 が か 企 業 す 当 な 業 者 得 見 前 5 人 す。 に当 込 該 次 が 八 者 ることが L が 八月を経 経 ることが 第 そ た当該 ま 第  $\mathcal{O}$ 該 株 営 れ  $\mathcal{O}$ 次 被 第 項 に 承 式 ることに 株式等に係 見込ま 経 該 継 過 等 第 相 する 次経 営 当 続 を できるときに 相 八 号 L 相 承 続 人 れ 継 7 ょ 営 日 続  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 人 ることに が ŋ 承 までに当 事 相 相 1 又 る たとき 当 当 継 は 続 続 由 相 該 に係  $\mathcal{O}$ 該 相 遺 人 続 中 続 贈 限 か 開 中 る法 税 ょ 5 は 小 該 り、 始 小 人 に り 企 が 第 ょ を 相 企  $\mathcal{O}$ 業者 第 納 当 当 そ 業 ŋ 続 相 日 該 次 取 <del>+</del> 付 該 者 続  $\mathcal{O}$ 又  $\mathcal{O}$ 翌 認 中 0 又 経 得 することが見込ま は 中 が 代 条 定 小 遺 日 第 は 営 小 l と併 企 贈 表者となら カン 遺 承 た 第 企 者 業 に 業 項 贈 5 継 第 者 ょ 項 者 五. に を せ 相 て、 月 より ŋ 続 が  $\mathcal{O}$ 八 1  $\mathcal{O}$ 号 を う。 第 取 代 認 人 なか 当 得 定 取 が 表 経 得 れることに 者 死亡し 該 を受 項 過 同 L た当 第 0 す 뭉 第 が L 以 たときに た当 け 八 る 死  $\mathcal{O}$ 次 号 該 下 日 た 亡 る 滴 場 0 まで 該 前 経 中 L 用 「第 ょ 事 た 営 小 に 株 場 ŋ 承 企 お に 式 第 由 0 第 次 継 合 死 1 等 限

- 項第八号 0 事 由 に係る法第十二条第 項  $\bigcirc$ 認定を受けることができる。
- 6  $\mathcal{O}$ 個 法第十二条第 人であ る中 小 項第二号の経 企 業者が営  $\lambda$ で 済 産業省令 1 た事 業 0 で定め 譲 渡 る に 起 事 因 由 「する当 は、 他 該  $\mathcal{O}$ 事 個 業 人であ  $\mathcal{O}$ 経 る中 営  $\mathcal{O}$ 小 承 継 企業者の に . 伴 1 死亡 生じ 文は る 事 3当該: 由 で 他 あ
- って、次に掲げるものとする。
- 当該中· 小企 業者 が、 当該 中 小 企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必 要
- があること。
- 続 当該 税 又 は 中 贈 小 企業者 与 税 を 納 が 相 付することが見込まれること。 続若 しく は 遺 贈 又 は 贈 与に ょ ŋ 取 得 L た当該中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 事 業用資 産 等 に 係 る 相
- 三 た後 以 下に 当該  $\mathcal{O}$  $\stackrel{\smile}{=}$ 減 他 月 少することが見込まれること。  $\mathcal{O}$ 間 個 人で に お け あ る当 る中 該 小企業者が死亡又は当該 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 売 上 高 等 他 が  $\mathcal{O}$ 前 個 年 人である中 同 期  $\mathcal{O}$ 三月 小企業者が営 間 に おけ る売  $\lambda$ 上 で V 高 等 た事  $\mathcal{O}$ 業を譲 百 分  $\mathcal{O}$ 八 渡
- 几 仕入先 からの仕入れに係る取引条件につい て当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行わ れ た
- 五  $\mathcal{O}$ 取引 拒 絶 先 そ  $\mathcal{O}$ 金 他 融  $\mathcal{O}$ 機 関 取 引 か 先 5 O金 融 借 機 入 関 れ に係 との 取 る 引 返 済 に 係る支障 方法その が 他 生じたこと。  $\mathcal{O}$ 借 入条件の 悪 屯 借 入金額  $\mathcal{O}$ 減 少 又は 与信 取 引
- 六 手 続 次 法 に によ 掲 げ り る 審 1 ず 判 が れ 確定 か を内 Ļ 容とする判 若しくは調 決 停 が が 確 , 成立 定 Ļ したこと。 裁 判上若しくは裁判 外の 和 解が あり、 又は家事 事 件

L

+

- 1 当 中 小 企業 者 が その 事 業 用資産等をも 0 てする分割 に代えて当該 中 小 企 業者 が 他  $\mathcal{O}$ 共 同 相 続 人に
- 対して債務を負担する旨の遺産の分割
- 口 当 該 中 小 企 業 者 が 有 す るそ  $\mathcal{O}$ 事 業 用 資 産 等 に 対 L て遺 留 分  $\mathcal{O}$ 減 殺を受け た 場 合に お け る当 該 事 業 用
- 資 産 等  $\mathcal{O}$ 返 還 義 務 を免 れ るた 8  $\mathcal{O}$ 価 額 弁 償
- 七 前 各号に掲 げ る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ II か、 当 該 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 事 業活 動 の継続 に支障を生じさせること。

## (認定の申請)

第七 条 法 第 十 二 一条第 項  $\mathcal{O}$ 認 定 ( 前 条第 項第七 号又 は 第 八 号  $\mathcal{O}$ 事 由 に係 るも  $\mathcal{O}$ を除り を受け ようと

号 る中 (第七号及び 小 企業者は、 第八号を除く。 様式第六による申請 又は第 六 書 項各号に に 当 該 掲 申 げ 請 る 書 事  $\mathcal{O}$ 由 写 のう し ち当該 通 及 び 次に掲ぎ 中 小 企業者に生じて げる書 類 ( 前 条第 7 る ŧ  $\mathcal{O}$ 項 各 を

証 す るた め に 必 要な t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 を添 付 L て、 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 す Ź t  $\mathcal{O}$ とする。

当 該 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 代 表 者 0 被 相 続 人 **当** 該 中 小 企 業者 が 個 人で ある場合に あ って は、 当 該 個 人  $\mathcal{O}$ 被 相

# 続人)の戸籍謄本等

- 該 当該 事 業 用 中 資 小 産 企 等 業 者 が 又 不 動 は そ 産 で  $\mathcal{O}$ 代 あ る場合に 表者 が に限 譲 受け る。  $\mathcal{O}$ 申 及 込 び当 み をしようとする事 該事 業 用資 産 等 業  $\mathcal{O}$ 価 用 格 資 産 を 証 等 す  $\mathcal{O}$ る書 登 記 類 事 項 証 明 書 当
- $\equiv$ 潰 当 贈 該 又 は 中 贈 小 与 企 業者 に ょ Ŋ  $\mathcal{O}$ 取 代 表者 得 L た当 (当 該 該 中 中 小 小 企業者の 企 業者 が 株 個 式等若しく 人で ある場 は 一合に 事 あ 業用資産等 0 7 は に係 当 該 る 個 相 人 続 が 税 相 又 は 続 贈 若 与 < 税 は  $\mathcal{O}$

# 見込額を記載した書類

几 前 条 第 項 第六号又は第六項 第六号  $\mathcal{O}$ 判 決、 裁 判 上 若 しく は 裁 判 外  $\mathcal{O}$ 和 解 審 判 又 は 調 停 に 係 る 判 決

書、 和 解 契 約 書、 裁 判 上  $\mathcal{O}$ 和 解  $\mathcal{O}$ 調 書 審 判 書 又 は 調 停  $\mathcal{O}$ 調 書

五 当 該 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 売 上 高 等 が 減 少 す ることが 見 込 ま れ る ことを 証 す る 書

類

た

六 仕 入 先 カン 5 0 仕 入 れ 12 係 る取 引条件 に つい · て当 該 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 不 利 益 とな る 設 定 又 は 変更 が 行 わ れ

ことを証する書類

七 取 引 先 金 融 機 関 か 5  $\mathcal{O}$ 借 入 れ に 係 る 返 済 方 法 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 借 入 条 件  $\mathcal{O}$ 悪 化 借 入 金 額  $\mathcal{O}$ 減 少 又 は 与 信 取 引

 $\mathcal{O}$ 拒 絶 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 取 引 先 金 融 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 取 引 に 係 る支障 が 生じ たことを証 す る書 類

八 法 第 + 一条第 項  $\mathcal{O}$ 認 定 を申 請 ずす Ź 日 以 下 「認定申 請 日」という。 に お け る当 該 中 小 ,企業者  $\mathcal{O}$ 従 業

員数証明書

九 当 該 中 小 企 業 者 が 会社 であ る 場 合 に あ 0 7 は 次 12 掲 げ る 書 類

1 登 記 事 項 証 明 書 (認 定 申 請 日  $\mathcal{O}$ 前 三 月 以 内 に 作 成 Ż れ た ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。

口 認定 申 請 日 に お け . る当. 該 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 定 款  $\mathcal{O}$ 写

**/**\ 当 該 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 認 定 申 請 日  $\mathcal{O}$ 属 す る 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 直 前  $\mathcal{O}$ 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 会社 法 第 匝 百 三十 五. 条 第 項

は 第六 百 + 七 条第 項 12 規 定 す る書 類 そ 0 他 れ 5 12 類 す る 書 類

= 当 該 中 小 企 業 者 が 株式 会社 一である る場 一合に . あ 0 て は 認 定 申 請 日 に お け る株 主 名 簿  $\mathcal{O}$ 写

書

ホ 当 該 中 小 企 業 者 が 上 場 会社 等に 該 当 L な 1 旨  $\mathcal{O}$ 誓 約

当 該 中 小 企業 者 又 は そ  $\mathcal{O}$ 代 表者 が 譲 受け  $\mathcal{O}$ 申 込 4 É しようとする当 該 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 株 式 等  $\mathcal{O}$ 価

格

を

#### 証 する 類

1 当 該 中 小 企 業 者 又はその代 表者以 外  $\mathcal{O}$ 者 が当該 中 小 企業者  $\mathcal{O}$ 事 業用 資 産等を有 してい ることを証 す

る 書 類

十 当 該 中 小 企 業者 が 個 人で、 あ る 場合 に あ 0 7 は、 次に 掲 げ る 書 類

イ 当 該 中 小 企業 者  $\mathcal{O}$ 認定 申 請 日  $\mathcal{O}$ 属 す る年  $\mathcal{O}$ 前 年  $\mathcal{O}$ 会 計 帳 簿及 び 貸借 対照表又はこれ らに準ずる書 類

並 び に 事 業 内 容  $\mathcal{O}$ 概 要 を 記 載 L た 書 類

口

当

該

中

小

企

業

者

以

外

 $\mathcal{O}$ 

者

が

当

該

中

小

企

 $\mathcal{O}$ 

用

資

産

L

7

*\* \

ることを

証

する

書

類

一業者 事 業 等を有る

ハ 他  $\mathcal{O}$ 個 人であ る 中 小 企 業者 کے  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 譲 渡 12 関 す る契 約 書

+ -前 各号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 法 第 十 二 一条第 項 O認定 ( 前 条第一 項第七 一号又は 第八 号 0 事 由 12 係 る

Ł  $\mathcal{O}$ を除  $\mathcal{O}$ 参 考とな る 書 類

2 法 第 十二条第 項  $\mathcal{O}$ 認定 **(前** 条 第 項 第 t 号  $\mathcal{O}$ 事 由 12 係 る ŧ 0 に 限 る。 を受けようとする会社 で あ る

中 小 企業 者 は、 当該 認 定に 係 る贈 与  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 属 す Ź 年  $\mathcal{O}$ 캪 年  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 月十 五. 日 (当該 贈 与 小 に . 係る贈. 与 税 申 告 期 限

次

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

贈

与

税

申

告

期

限

を

11

う。

以

下

خ

 $\mathcal{O}$ 

項

に

お

1

7

同

ľ

前

に

当

該

中

企

業

者

 $\mathcal{O}$ 

経

営

承

継

贈

与

者  $\mathcal{O}$ 相 続 が 開 始 L た 場 合 **当** 該 贈 与  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 属 す る 年 に お 11 て当 該 経 営 承 継 贈 与 者  $\mathcal{O}$ 相 続 が 開 始 Ļ か つ、

当 該 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 経 営 承 (継受贈) 者 が 当 該 経 営 承 継 贈 与 者 か 5  $\mathcal{O}$ 相 続 又 は 遺 贈 に ょ V) 財 産 を 取 得 L たことに

ょ V) 相 続 税 法 第 + 九 条 又 は 第二 + 条  $\mathcal{O}$ + 五.  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 当 該 贈 与 に ょ 1) 取 得 L た 当 該 株 式 等  $\mathcal{O}$ 価 額 が 相

続

税

 $\mathcal{O}$ 

課

税

価

格

12

加

算

されることとなる場合

(当該:

株

式

等

12

0

1

7

同

法

第二十

条

 $\mathcal{O}$ 

+

六

 $\mathcal{O}$ 

規

定

 $\mathcal{O}$ 

適

用

が

済 営 過 る あ 産 す 日 る 承 業 場合を含む る 又 継 大臣 受 日 は 贈 当 ま 該 に 者 で 提 贈  $\mathcal{O}$ に、 出 与 相 す 続  $\mathcal{O}$ る を除 様 が 日 Ł 開 式  $\mathcal{O}$ 第 属  $\mathcal{O}$ 始 とする。 七 L す Ź によ た 場 年 に る 合 あ  $\mathcal{O}$ 翌 年 申 に 0 7 請 あ 書  $\mathcal{O}$ は 0 当 に 7 月 該 は 半 当 + 経 該 該 五. 営 承 経 申 日 請 営  $\mathcal{O}$ 継 書 承 11 贈  $\mathcal{O}$ 継 ず 与 写 受 者 れ 贈 L カ  $\mathcal{O}$ 者 早 相 通  $\mathcal{O}$ 続 1 及 日 相  $\mathcal{O}$ び 続 開 当 次 始  $\mathcal{O}$ 該 12 開  $\mathcal{O}$ 掲 贈 日 始 げ 与  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 税 갶 日 書  $\mathcal{O}$ 申 日 告 캪 類 カン を 5 期 日 八 添 限 カン 月 付 5 前 を L 八 に 当 経 月 を 該 過 経 経 経 す

- 当 該 贈 与 に 係 る 贈 与 認 定 申 請 基 準 日 に お け る 当 該 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 定 款  $\mathcal{O}$ 写
- 者で 受 び 制 贈 当 当  $\mathcal{O}$ 限 さ 株 者 該 あ 該 主 れ に 贈 贈 0 名 係 た 与 7 与 簿 に 期 る 1  $\mathcal{O}$ る者 同 係 間  $\mathcal{O}$ 直 写 族 る 内 前 を除 関 L 贈  $\mathcal{O}$ 当 係 1 与 **当** < 者 ず 該 認 該 経 で 定 n 次号 中 あ 営 申 か る会社 小 請 承  $\mathcal{O}$ 12 企 基 時 継 業者 準 及 お 贈 が び 与 日 1 当 者 が あ 12 7 持 る 該 同 が お 分会社 当該 場 贈与 ľ. け 合 る当 12 贈  $\mathcal{O}$ で あ 該 直 で 与 あ 0 中 な  $\mathcal{O}$ 前 る場 7 小 1 直 場 は 企 以 前 一合に 業 下 合 に 当 者 خ に お 該 あ あって  $\mathcal{O}$ 11 **(当** 会社、 号に って て当 該 該 は を含む。 経 は お 営 当 中 11 当 承 7 該 小 該 継 同 経 企  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ 業 贈 以 贈 営 下こ 者 与 与 承 者  $\mathcal{O}$ 継  $\mathcal{O}$ 代 0 贈 直 又 号 当 は 与 表 前 に 者 者 当 該 及 び 該 贈 お が 当該 代 当 与 1 経 該 7 営 表  $\mathcal{O}$ 贈 同 承 時 代 権 及 与 継 表 を
- 三 与 表 者 者 登 で が 記 当 あ 事 該 項 0 贈 た 証 | | | 与 明 書  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 記 直 **当** 載 前 該  $\mathcal{O}$ に 贈 あ お る 与 1 に 登 7 当 係 記 該 事 る 贈 中 項 証 与 小 認 企 明 業 定 書 者 を 申 含 請  $\mathcal{O}$ 代 む 基 潍 表 者 日 以 で な 後 12 11 場 作 合に 成さ れ あ た 0 7 t は  $\mathcal{O}$ 当該 に 限 経 り、 営 当 承 継 該 贈 経 与. 営 者 承 が 継 代 贈

 $\mathcal{O}$ 

時

に

お

け

る

当

該

中

小

企

業

者

 $\mathcal{O}$ 

定

款

 $\mathcal{O}$ 

写

几 当 該 経 営 承 継 受贈 者 が 贈 与 に ょ n 取 得 L た 当該 中 小 企業 者  $\mathcal{O}$ 株 式 等 12 係 る 贈 与 契 約 書  $\mathcal{O}$ 写 L そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 

当 該 贈 与  $\mathcal{O}$ 事 実 を 証 す Ś 書 類 及 び 当 該 株 式 等 12 係 る 贈 学 税  $\mathcal{O}$ 見込 額 を 記 載 L た 書 類

六 五 る 場合 当 当 該 該 に 中 贈 あ 与 小 第六百 0 企  $\mathcal{O}$ 7 業 時 者 及 は び  $\mathcal{O}$ 当該 当 当 条第 該 該 贈 贈 贈 二項 与 与 与 に に  $\mathcal{O}$ 係 B 係 ·規定 る 前 る 贈 贈  $\equiv$ 与 年 与 の書類 認 認 以 内 定 定 申 12 申 終 請 請 基 基 了 他これ 潍 L 潍 た各事 事 日 業 12 お 年 業年 け 度 る当該・ 前 度を含 条 第 中 む。 小 項 企 業 に 該 者  $\mathcal{O}$ 会 当  $\mathcal{O}$ 社 す 従 業 る 法 第 中 員 匹 数 小 百 証 企 業 明  $\bar{+}$ 者 書 五 で あ

第二

項

又

は

+

七

に

す

そ

 $\mathcal{O}$ 

5

に

類

す

る

書

類

七 以 5 金 当 れ 下 融 金 該 る 同 商 融 ŧ 品 商 贈 0 与 取 品 に 引 取  $\mathcal{O}$ 上 所 引 又 時 若 場 所 は か 若 若 5 風 L < 当 俗 L L 営業 Š Š は 該 店 は は 贈 会社 登 店 頭 与 録 売 頭 に 若 買  $\mathcal{O}$ 売 係 有 1 買 L る ず < 贈 価 有 れ は 価 与 証 に 認 券 証 れ 券登 定 Ł 登 該 申 5 録 当 原 録 請  $\mathcal{O}$ 申 簿 基 原 L な 請 に 簿 潍 類す が 12 日 1 旨 さ 上 ま Ź れ 場 で  $\mathcal{O}$ 誓 Ł 若 7  $\mathcal{O}$ 約 間 1  $\mathcal{O}$ L る で < 書 に 株 あ は お 式 登 0 1 若 7 7 録 当 外 L  $\mathcal{O}$ Š 玉 申 該 は に 請 中 持 所 小 が 在 分に係る会社を さ 企 する若 業 れ 者 7 1 が 上 L る 株 場 式 会 は 含 備 又 社 え は 等

#### 八 次 (C 撂 げ る 誓 書

き

は

当

該

有

な

1

旨

 $\mathcal{O}$ 

誓

約

書

イ 企 業 当 該 者 贈 又 は 与 半  $\mathcal{O}$ 時 該 に 中 お 小 1 企 業 て、 者 当 に 該 ょ る支 中 小 企 配 業者 関 係 が  $\mathcal{O}$ 特 あ る 別 子 法 会社 人 が 当 が 外 該 国 特 会社 別 子 会 に 該 社 当  $\mathcal{O}$ する場 株 式 又 合であ は 持 分 を 0 有 て当該 な 中 1 لح 小

口 別 子 当 会 該 社 贈 が 与 上  $\mathcal{O}$ 時 場 会 か 社 5 <u>等</u>、 当 該 大 贈 会 与 社 に 係 又 る は 贈 風 与 俗 営業 認 定 会 申 請 社 基  $\mathcal{O}$ 1 準 ず 日 ま れ で 12  $\mathcal{O}$ ŧ 間 該 当 に お L 1 な て、 1 旨 当  $\mathcal{O}$ 誓 該 中 約 小 書 企 業 者  $\mathcal{O}$ 特 定 特

九 当該 贈 与  $\mathcal{O}$ 時 に お け . る当. 該 経 営承 継 贈 与 者及 U そ  $\mathcal{O}$ 親 族 (当該 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 経 営 承 継 贈 与 者 カ 6

 $\mathcal{O}$ 

贈

者 与 る 当  $\mathcal{O}$ 0 株 時 該 経 式 に 等 営 お を 承 1 有 て、 継 受贈 す Ź 当 者及 親 該 族 中 び に 小 企業者 そ 限 る。  $\mathcal{O}$ 親 族 以 が 下こ 前  $\mathcal{O}$ 条 戸 第二 籍  $\mathcal{O}$ 号 謄 12 項各号に 本 箬 お 1 て · 掲 同 ľ げ る 1 ず  $\mathcal{O}$ 戸 れ 籍 に 謄 ŧ 本等 該 当 するときは 並  $\mathcal{U}$ に当該 贈 与 当 該  $\mathcal{O}$ 時 中 小 に お 企 け 業

### 十削除

+ 前 各号に 掲 げる ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 法第 十二条第 項  $\mathcal{O}$ 認定 (前 条第 項第七 号 の事 由に係る るもの に 限 る。

)の参考となる書類

3 ょ 合 期 中 る に 限 小 法 第 申 あ 企 業 次条第三 請 十二条第 0 者 7 書 は に は 当 項 当 当 項 該 該 該  $\mathcal{O}$ 経 認 申 相  $\mathcal{O}$ 定に 請 続 認 営 定 書 承 税 係  $\mathcal{O}$ 継 申 ( 前 告 写 る 相 期 相 L 続 条 限 続 第 人  $\mathcal{O}$ を 通  $\mathcal{O}$ 項 及 開 相 1 う。 第 てバ 続 始 次 八  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 開 号 に 日 掲 始 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ げ に 翌 事  $\mathcal{O}$ 当 る書 日 日 由 該  $\mathcal{O}$ か 12 類 翌 係 中 5 を る 日 小 八 添 企 月 t か 業者 を 付  $\mathcal{O}$ 5 経 に 八 L 月を て、 過す  $\mathcal{O}$ 限 経 る。 経 経 営 る 済 承 日 過 す 継 を受け 産 **当** 業 相 る 日 該 大 続 臣 ようとする会社 相 人 ま 続 に  $\mathcal{O}$ 提 相 で 12 係 に、 出 続 す る が る 様 相 開 ŧ 続 式 始 第 L 税 で た 申 あ 八 に 告 場 る

当 該 相 続 に 係 る 相 続 認 定 申 請 基 準 日 に お け る 当 該 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 定 款  $\mathcal{O}$ 写

る。

者  $\mathcal{O}$ 表 権 当 開 で 始 あ を 該 制  $\mathcal{O}$ 0 相 限 時 た 続 さ 及 期  $\mathcal{O}$ 開 び 間 れ 当 内 7 始 該  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ る者、 直 相 11 ず 続 前 を除 に n 当 係 カン 該 る <\_  $\mathcal{O}$ 被 相 時 次号に 続 及 相 び 認 続 定 当 人 申 該 お が 請 当 相 11 基 続 7 該 準 同  $\mathcal{O}$ 相 開 ľ, 続 日 に 始  $\mathcal{O}$ お 開  $\mathcal{O}$ け で 直 始 る当 な 前  $\mathcal{O}$ 直 1 該 場 前 以 中 下こ 合 に 小 に お 企 あ  $\mathcal{O}$ 1 業者 号 て当 0 に 7 該 は お (当該 中 当 7 該 小 7 被被 被 企 同 ľ 業 相 相 続 続 者 人又  $\mathcal{O}$ 人 が 代 は 当 当 表 . 当 該 該 該 代 相 代 経 続 表

営 7 承 同 継 相 続  $\mathcal{O}$ 人 に 株 係 主 る 名 同 簿 族  $\mathcal{O}$ 写 時 関 係 L 者 (当 で あ 該 る会社 中 小 企 一業者 が 小 あ る が 場 持 合に 分会社 あ で 0 7 あ る場 は 合 当 該 に あ 会社を含む。 <u>つ</u> 7 は 当 該 以 下 相 続  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 号 開 始 お  $\mathcal{O}$ 直 1

前

及

び

当

該

相

続

 $\mathcal{O}$ 

開

始

 $\mathcal{O}$ 

に

お

け

る当

該

中

企

業

者

 $\mathcal{O}$ 

定

款

 $\mathcal{O}$ 

写

三 当 あ 該 登 0 た 相 記 旨 続 事  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 開 記 証 始 明 載 書  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 直 **当** 前 る 該 登 に 記 お 相 事 続 1 に 項 7 当 係 証 該 明 る 書 相 中 を 続 小 含 企 認 業者 む。 定申 請  $\mathcal{O}$ 代 基 準 表 者 日 で 以 な 後 に 1 場 作 合に 成さ あ れ た 0 7 ŧ は  $\mathcal{O}$ 当 に 該 限 被 り、 相 当 続 該 人 が 被 代 相 表 続 者 人 で が

几 相 押 産 続 当 L  $\mathcal{O}$ 税 7 分 該 割 経  $\mathcal{O}$ 1 見 営 る  $\mathcal{O}$ 協 认 4 承 額 継  $\mathcal{O}$ 議 を 12 に 相 記 限 関 続 する る。 載 人 が L 書 た 相 書  $\mathcal{O}$ 類 続 写 類 又 (当 L は 該 そ 遺 贈  $\mathcal{O}$ 相 他 続 12 ょ に  $\mathcal{O}$ 当 係 ŋ 該 る全 取 株 得 7 式 L た当該 等  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 共 取 同 得 中 相  $\mathcal{O}$ 続 小 事 企 人 実を 業者 及 び 証 包  $\mathcal{O}$ 括受遺 す 株 Ź 式 書 等 類 者 に 係 及 が び る遺 自 当 署 該 言 Ļ 株 書 式 自  $\mathcal{O}$ 等 写 己 12  $\mathcal{O}$ 係 囙

五. 当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日 及 てバ 当 該 相 続 に 係 る 相 続 認 定 申 請 基 潍 日 に お け る当 該 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 従 業 員 数 証 明

六 る場合 当 該 中 あ 小 企 業 者 は  $\mathcal{O}$ 当 該 該 相 相 続 続 に 係 始 る 相 続 認 前 定 年 申 請 以 基 準 終 事 業 年 度 前 事 業 条 年 第 度 項 に 該 む 当 す

に

0

7

当

 $\mathcal{O}$ 

開

 $\mathcal{O}$ 

日

内

12

了

L

た

各

を

含

 $\mathcal{O}$ 

会

社

法

第

兀

百

上

場

る

中

小

企

業

者

で

あ

書

七 会社 五 当 条第 等 該 又 相 は 続 風  $\mathcal{O}$ 項 俗営 又 開 は 始 業 第  $\mathcal{O}$ 会社 六 時 百 か +  $\mathcal{O}$ 5 当 七 1 ず 該 条 第 れ 相 12 続 項 ŧ に 該 係 に 当 規 る 定す L 相 な 続 認 る 1 書 旨 定 類  $\mathcal{O}$ 申 誓 そ 請 約 基  $\mathcal{O}$ 書 他 潍 これ 日 ま で 5  $\mathcal{O}$ 12 間 類 す に Ś お 書 1 7 類 当 該 中 小 企 業 者 が

る

を

潰

# 八 次に掲げる誓約書

イ 該 中 当 該 小 企 相 業者 続  $\mathcal{O}$ 開 又 は 始 当  $\mathcal{O}$ 該 時 に 中 お 小 企 7 一業者 て、 当 該 に よる支配 中 小 企業者 関 係 が  $\mathcal{O}$ 特別子会社が あ る 法 人が \*当該: 外国 特 別子 会社に該当する場合 会社  $\mathcal{O}$ 株式 又 は 「であ 持 分を 0 7 有 当

ないときは、当該有しない旨の誓約書

口 当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 時 から当 該 相続 に 係る相続 認定申請基 準 日まで の間にお *\* \ て、 当該 中 小 企業 者  $\mathcal{O}$ 

当 特 該 定 特 相 続 別 子  $\mathcal{O}$ 会社 開 始  $\mathcal{O}$ が 時 上 一場会: に お 社等、 け る当 該 大会: 被 相 社 続 又 は 人及 風 び 俗 その 営業会社 親族  $\mathcal{O}$ (当該 1 ず 中 れ に 小 企 ŧ 業者 該 当 L  $\mathcal{O}$ 経 ない 営 承 旨 継  $\mathcal{O}$ 誓 相 続 約 書 人  $\mathcal{O}$ 被 相 続

九

当 人 該  $\mathcal{O}$ 中 相 続 小 企  $\mathcal{O}$ 業 開 者 始  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 株 時 式等を有す に お 1 て、 ^る親: 当該 族 中 に 小 限 企業者 る。 以下この が 前条第二項 号に お 各号に掲 į١ て同じ。 げるい ず  $\mathcal{O}$ 戸 れ 籍 に 謄 も該当するときは 本等 並 び に当 該 相

続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 時 に お け る当 該 経 営 承 継 相 続 人 及び そ 0 親 族  $\mathcal{O}$ 戸 籍謄 本 · 等

### 十削除

十 前 各号に 掲げるもの のほ か、 法第十二条第 項  $\mathcal{O}$ 認定 (前条第一 項第八号の事 由 に係るもの に限る。

)の参考となる書類

4 に よる認 経 済 産 業大 定 書 を交付 臣 は、 し、 前 当 項 該  $\mathcal{O}$ 認定をし 申 請を受け な た場 1 . 旨 **愛合に** の決定をしたときは様式第十により申 お 7 て、 法 第十二 一条第 項  $\mathcal{O}$ 認 定をしたときは 請者である中 小 様 企 式 業者 第 九

(認定の有効期限)

に

対

L

7

通

知

L

なけ

れ

ば

なら

ない。

第八条 法第十二条第 項の 認定 (第六条第一 項第七号及び第八号の 事 由 に係るものを除く。  $\mathcal{O}$ 有 効期! 限

は、当該認定を受けた日の翌日から一年を経過する日とする。

2 に 係る相 法第十二条第 続 税法第二十八条第 項  $\mathcal{O}$ 認定 (第六 項 条第  $\mathcal{O}$ 規定による申 項第七 号 告  $\mathcal{O}$ 書 事  $\mathcal{O}$ 由 提 に係るも 出 期 限 のに限 〇 以 下 る。 贈 与税申 の有効 告期限」とい 期限 は、 う。 同 号  $\mathcal{O}$ 贈  $\mathcal{O}$ 翌 与

3 に 係 法 る相語 第 十二条第 続税法第二十 項  $\mathcal{O}$ 認定 七 条第 (第六条第 項  $\mathcal{O}$ 規定 項第 に よる申 八 号 告  $\mathcal{O}$ 事 書 0 由 提 に係るも 出 期限  $\mathcal{O}$ に限 以 下相 る。 続 税申告期限」とい 0 有 効 期 限 は、 う。 同 号  $\mathcal{O}$ 相  $\mathcal{O}$ 翌 続

(認定の取消し)

日

カ

5

五.

年を経過する日とする。

日

カン

5

五年

を経過する日とする。

第 九 条 を受けた中小企業者 経 済 産 業大臣 は 法第十二条第 ( 以 下 「認定中 項 小  $\mathcal{O}$ 認定 企業者」という。 (第六条第 項 が、 第七号又は 次に 掲げ 第 八号 る 1 ず  $\mathcal{O}$ 事 れ カン 由 に に 該 係 るも 当すること  $\mathcal{O}$ を除

が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

者が 当 該 退任 認 定中 したこと。 小企業者が会社であ る場合にあ 0 て は、 当 該 認 定中 小 企業者  $\mathcal{O}$ 当 該 認定の 申 請 に 係 る 代 表

当該認定 たこと。 中 小企業者が個人である場合にあっては、 当該認定中小企業者が事業の全部を廃 止 文は 譲 渡

三 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

- 四 当該認定中小企業者から第五項の申請があったこと。
- 2 中 小 経 済 企 業 産 業大臣 者 以 は、 下 特 法第十二条第 別 贈 与 認 定 中 項 小 企  $\mathcal{O}$ 業 認 者」 定 (第六条第 とい う。 項第 が 次に t 号の 掲 事 げ る 由 に 1 、係る ず れ ŧ か に 0) に 該当することが 限る。 を受けた 判 明
- たときは、 当該 特 別 その 贈 与認 認 定 定 を取 中 小 企 n 業者 消すことができる。  $\mathcal{O}$ 経営承 (継受贈 者 が 死亡したこと。
- 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 経営 承 継 受贈 者 が 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企業 者 0 代 表者を退 任 たこ
- (そ  $\mathcal{O}$ 代 表 権 を 制 限さ れ たことを含 む。 以 下 خ  $\mathcal{O}$ 条 に お 1 て 同 r.
- $\equiv$ に が 項 当 贈 0) 臨 与 未 該 報 満 認 時 告 贈 定  $\mathcal{O}$ 端 に 与 基 報告 係 準 数 が る 日 贈 基 あ 第十二条第 るときは、 準 与  $\mathcal{O}$ 日 を 時 に 1 う。 お その け る常 項 端 に  $\mathcal{O}$ 贈 数 時 お を切 使 7 与 報告基準 用す て、 り上げた数) 当 る 従 該 準 業 特 日 を 別 員 V ) 贈  $\mathcal{O}$ を下回 う。 数 与 に 認定 百 中 又は 分 る数となったこと。 小  $\mathcal{O}$ 八 企 臨 業者 + 時 -を乗じ 贈 与報告  $\mathcal{O}$ 常 7 時 計 基準 使 算 用 す L 日 た 数 る従 同 業員 条第 (そ +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数 数
- 几  $\mathcal{O}$ 有 す 当 総 る 該 株 当 主 特 等 該 别 議 贈 特 与認 決 别 権 贈 定 数 与 中 認  $\mathcal{O}$ 定 百 小 企業者 分 中  $\mathcal{O}$ 小 五. 企 十以 業者  $\mathcal{O}$ 経営 下  $\mathcal{O}$ となったこと。 株 承 継 式 受贈 等 に 係 者及び当該経営承継受贈 る議 決権  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 合 計 が、 者に 当 係 該 る同 特 別 族 贈 関 与 係 認 者 定 と合い 中 小 わ 企 業 せ 者 7
- 五 継 受贈 当 該 者 特 が 別 贈 有 与 する当 認 定 該 中 特 小 別 企 贈 業 者 与 認定中  $\mathcal{O}$ 経営 小 承 企業者 継 受贈 者に係  $\mathcal{O}$ 株 式 等 る同 に 係 族 翼 る議決権 係者 のうち 0 数を超 V ず える れ か 議  $\mathcal{O}$ 決権 者 が、  $\mathcal{O}$ 数 当 を有 該 経 す 営 Ź 承

こととなったこと。

六 制 る る  $\mathcal{O}$ 株 贈 適 当 限 式 用 与 該  $\mathcal{O}$ を受 に あ 12 特 る 限 ょ 別 げ る。 贈 種 1) 取 7 与 類 得 認 0 1 株 る 定  $\mathcal{O}$ L た当 全 若 式 中 部 に L 小 該 変 < 又 企 更 は は 特 業 し 者 受 別 たこと。 け 部 贈 が 株 ょ 与  $\mathcal{O}$ うとす 式 認 種 会社 類 定 を 中 株 る で 小 あ 主 又 企 業 る 総 は 者 場 会に 同 合に 法  $\mathcal{O}$ 第 株 お あ 1 七 式 7 + 0 7 議 条 租 は 決 税  $\mathcal{O}$ 権 七 特 を そ 別  $\mathcal{O}$ 行 措 兀  $\mathcal{O}$ 経営 使 置 第 法 す 第 る 項 承 継  $\mathcal{O}$ 七 لح 受 + 規 贈 が 定 条 で  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ き 適 七 が る 第 当 用 事 を 該 受 項 項 認 け に  $\mathcal{O}$ 定 7 に 0 規 係 き 定

七 を 制 半 限 該 す 特 る 別 旨 贈  $\mathcal{O}$ 与 定 認 款 定  $\mathcal{O}$ 中 変 小 更 企 を 業 者 L たこと。 が 持 分会 社 で あ る 場 合 に あ 0 て は、 そ  $\mathcal{O}$ 経営 承 継 受 贈 者 が 有 す る 決

権

八

受け 定 社 分 全子 際 項 れ 割 中 0 同 ば 当 同 会社等 会 7 規 項 な 7 小 該 社 交付 法 定 5 企 1  $\mathcal{O}$ 特 第 業 な る株  $\mathcal{O}$ 規 別 **会** نح 七 者 さ 贈 適 定 社 な 百六 用 株 式 に れ  $\mathcal{O}$ 与 等 を 株 認 法 0 式 ょ た 受 た を除 十三条第 第 定  $\mathcal{O}$ 1) 吸 式 場 げ 全 競 等 中 収 七 合 部 百 7 売 く。 合 小 **当** に 企 五. 又 1 L 併 五. る若 あ 該 業 + は な 存 号 者 続 特 八 け 0 当 12 部 て 条 L n 会 別  $\mathcal{O}$ を 規定 経 第 < 贈 該 社 ば は は受け 営 譲 当 特 等 な 与 す 号 5 該 渡 別 認 承  $\mathcal{O}$ Ź に l な 株 株 定 贈 継 新 式 規 たこと 与 中 受 ようとす 式 11 觯 交換等 設 定 株 認 等 小 分割 す 式 定 企 者 業者 会社 る を 中 が (当 る又 会社 除 吸 12 当 小 く。 際 該 収 該 企 法 が 業者 第二 認 を 特 は 合 分 L て交付 7 割 併 定 別 同 う。 一百三十 会社 法 が に に 贈 第  $\mathcal{O}$ 係 与 株 ょ 以 下 うち され 認 る を 七 式 1) 定 交 消 贈 + 兀 1 う。 換 同 条 た 条 与 中 滅 租 株 等 に 小  $\mathcal{O}$ 税 第 L 式 た ょ 以下 七 12 企 特 業 ŋ 交換完全親 ょ 項 場  $\mathcal{O}$ 别 者 合 取 となる場 几 措 同 1)  $\mathcal{O}$ ľ が 第 規 に 得 置 他 会社 L 法  $\mathcal{O}$ 定 あ た当 第 会 項 に 0 合 会 社 7 分 又  $\mathcal{O}$ 七 ょ に 割 社 該 規 は は + 1)  $\mathcal{O}$ に 等 当 特 お 定 株 新 条 競 該 别 嗀 ょ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 式 売 1  $\mathcal{O}$ 株 分 n 適 七 交 合 贈 7 L 割 換 吸 用 第 式 な 併 与 吸 会 収 を 等 け 12 認

会社 をい 収 分割 う。 をい が う。 その 以 下 同 効力を生ずる日 ľ 又 は 新 0) 設分割 成 <u>\frac{1}{12}</u> 設立 又  $\mathcal{O}$ は 日 会社 に、 新設分割設立会社 吸収 0 株 分割 式 又 は 承 継 持 分を配っ 会社 (同法第七百六十三条に規定する新設分割 同 当 財 法第七百五 産とす る 十七 剰 余 条 金 12  $\mathcal{O}$ 規定する吸収 配 当をしたことを含 設立 分割 会社 承 継

九  $\mathcal{O}$ 当 該 株 式 を 特 発 別 行 贈与認定 L て 1 中 る場合に 小企業者が会社法第百八条第 あっ て は、 当 該 株 式 を当 該特別 項第八号に 別 贈 与 ·認定· 掲げる事 中 小 企業 項に つい 者 0 ての定 経営承 継 め 受 が 觯 あ る 者 種 以 外 類

十 ょ 当該 ŋ 解 散 特 別 L た 贈与認定中 ŧ のとみなされる場合を含む。 小 企業者が 解散 (合併により消滅する場合を除き、 以下同 ľ したこと。 会社法その 他  $\mathcal{O}$ 法 律 0 規 定に

十 一

当

該

特

别

贈

与

認

定中

小

企

業

者が

上場会社

等

又

は

風

俗営業会社に該当したこと。

 $\mathcal{O}$ 

者

が

有

することとなっ

たこと。

持 する特別子会社で Ł 一号の 分を特点 0) を除く。 当 該 7 ず 定 特 ħ 資 別 以下 産 贈 に ŧ 与 カン 同じ。) 該 あって、 認定中 5 当する会社であって、 除 1 た場 小 に該当したこと。 同 企業者が %合であ 項第三号イ 資産 って から Ŕ 保有型会社 同 資 項 ハまでに掲げるい 第三号 産 保 有型会社 (第六条第二 1 か 5 に ノヽ までに掲 該当す ず ĥ 項 第 か る会社  $\mathcal{O}$ げ 業務をしてい 号及び第二号の Ź に 11 限 ず り、 れ か る  $\mathcal{O}$ 同 , 業 ŧ 項 ずれ 務 第  $\mathcal{O}$ を  $\mathcal{O}$ 号及 株 L に 式 7 又 1 び 第 る は

企 業者 贈 が 与 資 認 産 定 運 申 用 請 型会社 基 準 日  $\mathcal{O}$ (第六条第二 属 す る 事 業 項 年 第 ·度以 号及び第二号 後  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 V ず 業 れ 年 に 度 ŧ に 該当する特 お 1 て、 当 別 該 **房子会社** 特 別 贈 で 与 あ 認 0 定 中 小

会社 場合であっても、 同 項 であ 第三号イか って、 5 同 資 項 第三 までに掲げ 産 運 号 用 1 型会社に か Ź 5 ハ 1 ず 該当する会社 までに れ か 掲  $\mathcal{O}$ 業務 げ Ź に 7 をしてい ず 限 り、 れ か るも  $\mathcal{O}$ 同 業務、 項 第  $\mathcal{O}$ をし  $\mathcal{O}$ 株式 号及び第二号の てい 又は持分を特定資 るも  $\mathcal{O}$ を除 7 ず ħ 産 以 に 下 ŧ か 同 該当する 5 除 1 た

に 該当し たこと。

十四四 贈 与 認 定 申請 基 準 白  $\mathcal{O}$ 属す る事業 年 -度以後 0 いずれか の事業年度に お ζ, て、 当 該 特 別 贈 写認定-中 小

企 業者  $\mathcal{O}$ 総 収 入 金 額 が 零 で あ 0 たこと。

十五 当 該 特 别 贈 与 認 定中 小 企業 者  $\mathcal{O}$ 特定 特 別子会 社 が 風 俗 営業会社に 該当したこと。

十七 偽 ŋ その 他 不 正 0 手段 によ り 当該認定を受けたこと。

十六

第

十二条第

項、

第

五.

項

及び

第

+

項

 $\mathcal{O}$ 

報告をせず、

又

は

虚

偽

 $\mathcal{O}$ 

報告をしたこと。

十八 n 資 本 当 該 金 特  $\mathcal{O}$ 額 别 を減 贈 与 少したこと 認 定中 小 企 一業者が (減少する資本金 会社 法第四 百  $\mathcal{O}$ 兀 額 十七条第  $\mathcal{O}$ 全 部 を準 項 備 又 金とする場合並 は第六百二十六 び 条第 に 同 法 第三 項  $\mathcal{O}$ 百 規 定 九 条 に 第 ょ

項第九号 イ · 及び 口 に該当する場合を除く。 以 下 同 ľ

十九 場 لح 合を除く。 減 当 少 該 す 特 る 别 以 準 贈 備 与 同 認 金 ľ 定中  $\mathcal{O}$ 額 小  $\mathcal{O}$ 全部を資本金とする場合及び 企業者が会社 法第四 百 兀 十八 条 同 法 第 第四 項 百  $\mathcal{O}$ 匹 規 + 定 九 に 条 ょ 第 り 準 項 備 くただ 金  $\mathcal{O}$ L 額 書 を に 減 該当する 少 L たこ

下

<del>一</del> 与 認定· 当該 中 特 小 企 別 業者 贈 与  $\mathcal{O}$ 認 株式 定中 等 小 以 企 外 業  $\mathcal{O}$ 者 財 が 産 組 が 織 変更 交付されたこと。 を L た場合に あ 0 7 は、 当 該 組 織 変更に · 際 L て当該 特 別 贈

(代表者を除き、 当該 特 別贈. 当 与 該 認定中 特 別 贈 小 企業者の 与 認定中 の経営承 小 企業者 継 贈 か ら給与の支給を受けた役員に 与者が当該 特 別 贈与認定中 小企業者 限る。 この代 第四 項 表者 に 文 お は 1 役員 7 同

となったこと。

二 十 二 にあっては 当該 認定 当該 0 特 有効期限 別 贈 与認定 までに当該 中 小 企業者が第 特 別 贈与認定中 十三条第 小企業者 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 確 経営 認を受け 承 継 Ć 贈与 1 な 者 0 相 続 が 開 始 L た場

当該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業者 カゝ 5 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 申 請 が あ 0 たこと

3 中 たときは、 小 経済 企業者 産業大臣 ( 以 下 その認 は、 「特別 定 法 を取 第十二条第 相 続 消すことができる。 認定中小企業者」 項  $\mathcal{O}$ 認 定 (第六 とい う。 条第 が、 項 第 八号の事 次に掲げる 由 1 に 係 ずれ る ŧ かに該当することが  $\mathcal{O}$ に 限 る。 を受け 判 た 明

当該 特 别 相 続 認 定 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 経 営 承 継 相 続 人 が 死亡 したこと。

り

L

当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業者 0 経営 承 継 相 続 人 が 当 該 特 別 相 続認定中 小 企業者 0 代表者を退任 たこ

 $\equiv$ 者  $\mathcal{O}$ 八  $\mathcal{O}$ 相 + 常 続 を乗じて計 時 報 告基 使 用 す 準 Ź 日 従業員 算 第十二条第三 L た数  $\mathcal{O}$ 数が当 (その数に一 項 該 認  $\mathcal{O}$ 定に係 相 未満 続 報告:  $\mathcal{O}$ る 端 基 相 数 続 準 が  $\mathcal{O}$ 日 を あるときは 開 *\* \ 始 う。  $\mathcal{O}$ 時 に お に そ け お の端数を切 る 1 常時 て、 当 使 用 該 す り上げた数) 特 る従業に 別 相 続 員 認 定  $\mathcal{O}$ を下 数 中 小 口 百 企 分 業 る

几 当該 特 別 相続認定中 小 企業者  $\mathcal{O}$ )経営承 継相 続 人及び当該経営承継 相 続 人に係る同 族 関 係 者  $\mathcal{O}$ 有する当

数となっ

たこと。

該 特 别 相 続 認 定 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 株 式 等に係 る 議 決 権  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 合 計 が 当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 総 株 主

等議決権数の百分の五十以下となったこと。

五 継 当 相 続 該 人 特 が 別 有 相 する当 続 認 定 該 中 特 小 别 企 業 相 者 続 認  $\mathcal{O}$ 経 定 営 中 小 承 継 企 業 相 者 続  $\mathcal{O}$ 人 株 に 式 係 等 る に 同 係 族 関 る 係 議 者 決 権  $\mathcal{O}$ う  $\mathcal{O}$ 数を 5 1 超 ず え れ る か 議  $\mathcal{O}$ 者 決 権 が、  $\mathcal{O}$ 数 当 を 該 有 経 す 営 承

こととなっ

たこと。

六 第 に る 当 な 相 該 1 項 続 7  $\mathcal{O}$ 又 特 議 は 規 別 決 遺 定 相 贈 権 続  $\mathcal{O}$ を 適 12 認 行 用 ょ 定 を受けてい 使することができる事 ŋ 中 取 小 得 企 業 L た 者 当 る又は受け が 該 株 特 式 会社 別 相 項に ようとする 続 で 認 あ つ 定 る き 場 中 制 合 小 株 限 企 12 式 業  $\mathcal{O}$ あ に 者 あ 0 る 限 7  $\mathcal{O}$ る。 株 は、 種 類 式 そ  $\mathcal{O}$ 株 租  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 経営 式 全 税 に 部 特 変更 又 别 承 は 措 継 し 置 相 たこと。 法 部 続 第  $\mathcal{O}$ 人 が 種 七 類 + 当 を 条 該 株  $\mathcal{O}$ 認 七 定 総 *(*) に 係

七 を 当 制 限 該 す 特 る旨 別 相 続  $\mathcal{O}$ 定 認 定 款 中  $\mathcal{O}$ 変更をし 小 企 業 者 たこと。 が . 持 分会社 であ る 場 合 12 あ 0 て は そ  $\mathcal{O}$ 経 営 承 継 相 続 人 が 有 す る 議 決 権

八

式 売 別  $\mathcal{O}$ 該 合 当 株 交 相 式 な 換 該 併 続 等 完 け に 認 特 全 れ 際 定 別 (同 子 ば 中 L 相 会社 ならな 項 て交付 続 小 認  $\mathcal{O}$ 企 等 規 業 定 され とな 定に 者 中 1 株式 小  $\mathcal{O}$ た 企 ょ 0 株 を除 吸収 業者 り た場 式 競 等 売 合 合併力  $\mathcal{O}$ 当 経 に L 営 な 存 該 あ け 続 承 特 0 会 れ 7 当 継 別 社 ば 該 は 相 相 な 等 当 特 続 続 5 該 認 别  $\mathcal{O}$ 人 な 株 株 が 相 定 当 式 式 中 1 続 交 該 認 等 株式を除く。 小 換 定 認定 企 (会社 等 中 業 に 者 小 12 係 企 法 際 が 業者 合 る 第二百 して交付 併 相 が に 続 株式 三十 のうち ょ 又 され は り 之 交 換 等 遺 几 消 租 条 贈 た 滅 税 第 に 株 L に ょ 式 た 特 交換 場 别 り ょ 項 措 取 n 合  $\mathcal{O}$ 置 完 得 他 規 に 法 全 定  $\mathcal{O}$ あ L 第 た当 会 親 に 0 社 七 会 ょ 7 該 + 社 1)  $\mathcal{O}$ は 株 条 等 競 特

当該 収  $\mathcal{O}$ 分 七 特 割 の二第 別 が そ 相 続  $\mathcal{O}$ 認定 項の 効 分 を生ずる日 中 規 定 小企業者が会社分割  $\mathcal{O}$ 適用を受けている又は受けようとする株式等の全部又は一 又 は 新 設分 割 に より吸収 設立 会社 分割会社  $\mathcal{O}$ 成立  $\mathcal{O}$ 又は新設 日 に、 吸収 分割会社となる場合に 分割 承 継会社又は 部を譲 新 渡 設 お したこと( いて、 分割 設 吸 <u>\frac{1}{12}</u>

九  $\mathcal{O}$ 当該 株 式 を 特 発 別 行 相 続 して 認 定 1 中 る場合にあっ 小企業者が会社法第百八条第一 ては、 当 該 株式 を当 該 項第八号に掲げる事項に 特 別 相 続 認定中 小 企業 つい 者 0 経営承 ての定 継 め 相 が あ 続 る 人 以外 種 類

会社

 $\mathcal{O}$ 

株

式

又

へは持い

分を配当

財

産

とする剰

余

金

 $\mathcal{O}$ 

配当をしたことを含む。

- 角を手引き忍ぎ中へを急行さ足女との者が有することとなったこと。

+ 十 当該 当該 特 特 別 相続認力 别 相 続 認 定中 定中 小企業者が 小企業者が 解散したこと。 上場会社等又は 風 俗営業会社に該当したこと。

十二 当 該 特 别 相 続 認 定中 小 企 業 省が 資 産 保 有型会社 に 該当 L たこと。

十三 企業者が 相 続 資 認 産 定 申 運 用 請 型会社に該当したこと。 基 準 日  $\mathcal{O}$ 属す る事業年 度 以 後  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か  $\mathcal{O}$ 事 業年度に お į, て、 当 該 6特別 相 続 認定 中 小

十四四 企 業者 相 0 続 総 認 収 定 申 入 金 請 額 基 が 準 零 日 で  $\mathcal{O}$ あ 属 す 0 たこと。 る事業年 度 以 後  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か  $\mathcal{O}$ 事 業 年度に お 1 て、 当 該 特 別 相 続 認 定 中 小

十五 該 特 別 相 続 認 定中 小 企業者の特定特別子会社 が [風 俗営業会社に該当したこと。

十六 第 十二条第三 項 及び 第 七 項 0 報告をせず、 又 は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 報告をしたこと。

十七 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

十八 当該 特 别 相 続 認 定 中 小 企業 者 が 会社 法 第四 百 匹 十七 条第 項又は第六百二十六条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ

り資本金の額を減少したこと。

+ 九 当 該 特 別 相 続 認 定中 小 企業 者 が 会社 法 第 兀 百 兀 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ Ŋ 準 備 金  $\mathcal{O}$ 額 を 減 少 たこ

と。

<u>一</u> 十 当該 特 別 相 続 認 定中 小 企業 者 が 組 織 変更をした場合に あ 0 7 は、 当 該 組 織 変更に 際 L て当 該 特 別 相

続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 株 式 等 以 外  $\mathcal{O}$ 財 産 が 交付され たこと。

<u>二</u> 十 該 特 别 相 続 認 定 中 小 企 業 者 か 5 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 申 請 が あ 0 たこと。

4

特

別

贈

与

認

定

中

小

企

業者

又

は

特

别

相

続

認

定中

小

企

一業者が

法

第

十二条第

項

 $\mathcal{O}$ 

認定

(第六

条 第

項

第

七

又 は 第 八 뭉  $\mathcal{O}$ 事 由 に 係 るも  $\mathcal{O}$ に限 る。 )を受けた後、 その 経 営 承 継 受贈 者 又 は 経 営 承 継 相 続 人 が 次に 掲 げ

該 る 経 11 営 ず 承 ħ 継 カン 受 に 贈 該 当 者 す が 当該 る に 至 特 別 0 た場 贈 与 認定中 合であ 0 小 て、 企 業者 その旨 の代 を 表者を退 証 す る 任 書 した場 類 を経 合若しく 済 産 業 大 は 臣 当 に 該 提 特 出 别 L 贈 た ときは 与 認 定 中 当 小

企 業 者  $\mathcal{O}$ 経 営 承 継 贈 与 者 が 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 代表者若 しくは役員となっ た場へ 当該 経 営

承 継 相 続 人 が 当 該 特 别 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 代 表 者 を 退 任 L た場合 で あ 0 ても、 第二 項 第 二号若 < は 第

<u>二</u> 十 뭉 又 は 前 項 第二 一号には 該 当 L な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ とみなす。 ただ、 Ļ 民 事 再生 法 平 成 + 年 法 律 第二 百三二 十 五

第六 + 匹 条第二項 又は会社 更生 法 平 成 十四四 年 法 律 第 百 五. + 应 号) 第 兀 十二条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定によ る

財 人を選 任 す る旨  $\mathcal{O}$ 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 決 定 が 確 定 L た 場 合 は  $\mathcal{O}$ 限 ŋ で な 1

精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る法 律 昭昭 和  $\overline{+}$ 五. 年 法 :律第百二十三号) 第 四 十五 一条第二 項  $\mathcal{O}$ 

規定する障 規定により精神障 [害等級] が 害者保健福 級 である者として記載されているものに限 祉手帳 (同法施行令 (昭和二十五年政令第百五十五号) る。 の交付を受けたこと。 第六条第三項に

帳 たこと。 身体 (身体· 障 [害者] 上  $\mathcal{O}$ 障 害 福 祉  $\mathcal{O}$ 法 程度が (昭 和 <del>一</del> 級又は二級である者として記載されてい 匹 (年法律第二百八十三号) 第十五条第 る 匹 もの 項  $\mathcal{O}$ 規 に 限 定により身体障 る。 の交付を受け .害者 手

三 分 介護保証 が要介護 険 五である場合に限る。 法 平 成 九年法律第百二十三号) を受けたこと。 第十九条第 項の 規定により要介護認定 (要介護 状 区

四 前三号に掲げる場合に類すると認められること。

5

消 業大臣に提出するものとする。 認定中 を受け 小企業者、 ようとするときは 特 別贈 与 認定中小企業者又は特 様式第十 の二による申 別 請 相 書に、 続 認 定中小企業者が 当 該 申請 書  $\mathcal{O}$ 写 法第十二条第一 L 通を添 付 項 L て、  $\mathcal{O}$ 認定 経 の取 済 産

6 該 認定を受け 経済 産業大臣 7 は、 1 た中 第 小 一項から第三項までの規定により認定を取り消したときは、 企業者にその旨 を 通 知し な け ħ ばならな 様式第十の三により当

(合併があった場合の認定の承継)

第十条 収 発生日等」 合併 特 存 続会社 莂 とい 贈 与 、 う。 ·認定· 等が、 中 に次に掲 吸 小 収 企業者が合併により消滅 合併 げげ が る その 7 、ずれに、 効 力を生ず も該当することについて第十二条第十三項の確認 る日 したときは、 又は 新設 合併 当該認定は、 設立会社 その効力を失う。ただし、 . (T) 成 <u>\f</u> 0) 日 ( 以 下 を受けたと 「合併 効 吸 力

きは、 吸 収 合併存続会社等は、 合併 効力発 生日等に、 特 莂 贈与認定中小企業者たる地 位を承認 継 L たも 0

みなす。

剰 れてい 反 対 当該 当該吸収合併存続会社等 余 でする 金 る者を除く。 特  $\mathcal{O}$ Ł 配 別 当 贈  $\mathcal{O}$ 等として交付され 与 に対するその 認 定 次項 中 小 第 企 買取 業 の株式等 号 並 者 る金銭 請  $\mathcal{O}$ び 求 経 に次 営 以外 に 基 そ 承 、条第一 継受贈 づ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 財産 く対! 他  $\mathcal{O}$ 項 第 一 価 資 者 (当該 とし が 産 当 及 号及び 特 |該吸 て交付される金銭 Ű 当該 別 贈 収 第二 経営承知 合併 与認定中 一項 第 存 継受贈 続 会社 小 企業者 号に その 者 · 等 他 以 お  $\mathcal{O}$ 外 代  $\mathcal{O}$ の株主又は社 1 表者 資 0) 7 同 産を除く。 株 ľ 主で、 代 あ 表 0 員に対 で 権 あ て を 合 が 制 交付 する 併 限 さ

三 当 す 承 7継受贈 当該 る当該株式 該 吸 収 特 合併 者 別 が 贈与認定 等に係る議決権 有 存 続 する当該 会 社 中 · 等 小企業者 吸  $\mathcal{O}$ 収 総 株  $\mathcal{O}$ 合併存続会社 |数も下| 主 0 等 経営承継 議 回ら 決 権 受贈者 な 等の 数 1  $\mathcal{O}$ 者であること。 者 株 百 が、 式等に係る議 分  $\mathcal{O}$ 当該 五. + を 経営承継受贈 超 決 え 権 る 議  $\mathcal{O}$ 数 決 者に が 権 1  $\mathcal{O}$ 係 ず 数 を る れ 有 同  $\mathcal{O}$ 当 族関/ 該 係 同 か 族 者と合 関 当 係 該 者 わ が 経 せ 有 7 営

され

. T

7

ないこと。

兀 当 該 吸 収 合併 存 続 会社 等が 上 場会社 · 等、 風 俗 営業会社又は 資 産 保 有型会社  $\mathcal{O}$ 71 ず れ に ţ 該 当 な

<u>ک</u> 。

五 て、 吸 当 収 該 合 併 吸 収  $\mathcal{O}$ 場合に 合併 存 続会社等が あっては、 当該 資 産 運 合併効力発 用 型会社 生日 に 該 当 等 L  $\mathcal{O}$ 翌. な V 日 0 属する事 業年 度 0 直 前 0 事 業年 一度に お 1

六 当該 吸 収 合併 存 続 **总会社等**  $\mathcal{O}$ 特 定特記 別 子 会社が 風 俗営業会社に該当しないこと。

2

併 認 を受けたときは、 存 特 続 别 会社等が 相 続 認 定 中 小企 合併 吸 業者 効 収 分 合 が 併 発 生日 合併に 存 続 等に 会社 より 次に 等 消 は · 掲 滅したときは、 げる 合 併 効 1 ずれに 力 発 生 当該 日 も該当することについ 等 に、 認定は、 特 別 相 そ 0 続 認 効力を失う。 定 中 て第十二条第 小 企業者 ただし、 た 十三 る 地 項 吸 位 収 を  $\mathcal{O}$ 承 合 確

継したものとみなす。

当 該 特 别 相 続 認 定 中 小企業者  $\mathcal{O}$ 経営 承 継 相 続 人が 当 一該吸収 合併存続会社等の 代表者であること。

剰 当 余 該 金  $\mathcal{O}$ 吸 配 収 当等とし 合 併 存 続 て交付が 会社 等 され  $\mathcal{O}$ 株 る 式 金銭 等 以 そ 外  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 財 産  $\mathcal{O}$ 資 **当** 産 該 及 特 び 当該 別 相 経営 続 認 承 定 継 中 小 相 続 企 業 人 者 以 外  $\mathcal{O}$ 株 0 株 主 主 又 は で あ 社 つ 員 7 に 合 対 併 す る

反対するも のに対す るその 買取 請 求 に 基づ く対価として交付され る金銭 その 他  $\mathcal{O}$ 資 産を除く。 が 交付

されていないこと。

 $\equiv$ 当 該 当 該 吸 収 特 合 別 併 相 存 続 続 認 会社等 定 中 小 企  $\mathcal{O}$ 総 業 株 者 主  $\mathcal{O}$ 等 経 議 営 決 承 権 継 数 相  $\mathcal{O}$ 続 百 人 が 分 0 当該 五. + を 経 超 営 え 承 る 継 議 相 決 続 権 人に  $\mathcal{O}$ 数 係 を る 有 同 族 関 係 カン 者 と合 当 該 わ 経 せ 営 7

承 継 相 続 人 が 有 する当該吸 収 合併 存 続会社 等  $\mathcal{O}$ 株 式等に係る議 決 権  $\mathcal{O}$ 数 が 1 ず れ  $\mathcal{O}$ 当 該 同 族 関 係 者 が 有

す る当 該 株 式 等 に 係 る 議 決 権  $\mathcal{O}$ 数 É 下 口 5 な 7 者 で あ ること。

几 当 該 吸 収 合 併 存 続 会社 等 が 上 場 **%会社**: 等 風 俗 営業会社 又は 資 産 保 有 型 会社  $\mathcal{O}$ V > ず れ に ţ 該 当し な 1

<u>ک</u> 。

五.

て、 吸 当 収 該 合 吸 併 収  $\mathcal{O}$ 合併 場 合 に 存 続 あ 会社等が 0 7 は 資 当 産 該 運 合 用 併 型会社 効 力 発 に 生 該 日 当 等 L  $\mathcal{O}$ な 꽢 日  $\mathcal{O}$ 属 す Ź 事 業年 度 0) 直 前  $\mathcal{O}$ 事 業 年 度に お 1

六 当該 吸 収 合併 存 続 会社 等  $\mathcal{O}$ 特 定 特 別 子会社 が 風 俗 営業会社 に該当し な

3 当 限 項 又 該 各号 3 は 特 経 れ 第 別 営  $\mathcal{O}$ 八 贈 て 承 *(* ) 号 1 与 ず る 継 認  $\mathcal{O}$ 者 受 れ 事 定 贈 であ 中 カン 由 者 に に 小 る 又 該 係 企 当し 業者 は 場 るも 当 合を含む。 該 7  $\mathcal{O}$ 又 経 *\* \ は に 営 限 た場合であって、 特 承 る。 别 継 相 で 相 続 を受け 認 あ 続 定 0 人 パが吸収 中 7 f, た 小 後、 そ 企 業者 合併 0 第 旨 そ 存続 を 項  $\mathcal{O}$ が 第 証 経 法第十二 会社 す 営 号 又 る書類を 承 等 継 条第 受贈 は  $\mathcal{O}$ 代 前 表者で 経 者 項 第 済 項 又 産 は  $\mathcal{O}$ な 号に 業 経 認 大 定 7 営 場 臣 該 承 当 合 第六 に 継 「する 提 相 (そ 条 出 続 ŧ の代 第 L 人 た が  $\mathcal{O}$ 表権 とき とみ 項 前 第 条 な を 第 七 制 뭉 兀

4 従 4 業 なされ 吸 収 員  $\mathcal{O}$ 合 数 た場 併 存 とあ 合に 続 会社 る お 等  $\mathcal{O}$ 1 て、 は、 が 第 前 贈 項 条 第二項 ただ 与  $\mathcal{O}$ l 時 書 第三 に お  $\mathcal{O}$ 号 け 規 Oる常 定 規 に 時 定 ょ 使 ŋ  $\mathcal{O}$ 用 特 適 用 す 別 に 贈 る従業員 0 与 **,** \ 認定 ては、 中  $\mathcal{O}$ 数 小 に、 企 業者 贈 吸 与 収  $\mathcal{O}$ た る地 合 時 併 に 位  $\mathcal{O}$ お 場 け を承 合 る常 に 継 時 あ L た 使 0 て 用 は す  $\mathcal{O}$ る

别 併  $\mathcal{O}$ 該 贈 消 特 直 与 前 滅 別 認定 会 贈 に 社 お 与 中 を 認 け 小 る 定 1 常 企業 中 1 時 小 者 使 企 合 をい 併 業者 用 前 す う。 る 特 及 従 別 び 業 贈 以下この 吸 与 収 員 合 認  $\mathcal{O}$ 定 併 数 条に を、 中 消 小 滅 企業 新 会社 お 設 1 合 7 者 会社 併 同 (次条第一 Ü  $\mathcal{O}$ 場 法 第 合 に 七 を除く。 項ただし あ 百 匹 0 て + は 九  $\mathcal{O}$ 書 条 新 吸  $\mathcal{O}$ 第 設 収 合 規 併 合 定 項 消 併 第 に が ょ 滅 会社 号に そ る 地 0 効 規 位 (会社 力 定  $\mathcal{O}$ を す 承 生ず 法 る吸 継 第 前 る 七 収  $\mathcal{O}$ 百 日 特 合

新 五 設 十三 合 |併設立 条 第 会 項 社 第  $\mathcal{O}$ 成 号に 立 規  $\mathcal{O}$ 定 日 す  $\mathcal{O}$ る 直 前 新 に 設 お 合 け 併 る常時 消 滅会: 使用 社 を す 1 る 1 従 業 合 員 併  $\mathcal{O}$ 前 数 特 を、 别 贈 それぞれ 与 認. 定 中 加 小 え 企 立業者· た数」 を除 と 読 み替え  $\mathcal{O}$ 

るものとする。

5

吸 収 合併 存 続 会社等が 第二 項 ただだし 書  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ り 特 莂 相 続 認定中 小 企 業者、 たる地 位 を承 継 L た ŧ  $\mathcal{O}$ لح

する従 って  $\mathcal{O}$ 前 た 几 員  $\mathcal{O}$ 法 継 る みなされ だ + ず 妼 7 数 特 第六 第  $\mathcal{O}$ 時 前 をを、 は は 七 収 L 九 数 る 別 に  $\mathcal{O}$ 条 条第 当 特 業 新  $\mathcal{O}$ 書 に  $\mathcal{O}$ 百 日 合 相 お 第三 た場 そ 設 吸 併 員 新 五. 続  $\mathcal{O}$ け  $\mathcal{O}$ 别 該 十三 れ 合 収 規 る常 設 認 吸 直 相 消 特  $\mathcal{O}$ 併 合に ぞ 定 収 合 数」 項 項 定 合 前 続 滅 别 第 条 消 れ 中 併 併 認 会 に 合 時  $\mathcal{O}$ に 相 加 併 規 設 第 定 社 لح ょ 使 続 小 滅 が お お 号 定 立 あ え 会 そ る 用 け を 認  $\mathcal{O}$ 中 1 企 業者 た数」 社 に 場 に 会社 項 る常 て、  $\mathcal{O}$ 地 小 定 る す 11 . 規定 · ょ 効 中 合 る 第 企 Ι,  $\mathcal{O}$ 位 (会社: を 力 る 業 前  $\mathcal{O}$ 12 従  $\mathcal{O}$ 時 小 は を生 する と読 除 読 号 者 承 あ 業 成 使 合 企 条 法 <\_ 替 に を 併 相 第三 0 員 立 用 業 継 第 ず 吸 み替えるも 7 者 前  $\mathcal{O}$ え  $\mathcal{O}$ 規 す 1 前 続 う。 定す る る 収 数 項 七  $\mathcal{O}$ は 後 日 特 及  $\mathcal{O}$ 別 第三 合 従  $\mathcal{O}$ 百 特 当  $\mathcal{O}$ 開 日  $\mathcal{O}$ CK とあ 併 る 新 五. 別 該 前 直 業 相 吸  $\mathcal{O}$ 以下この 始 十 三 消 新 員 号 設 特 条 前 続 直 相 収  $\mathcal{O}$ 第三 設 時 のとする る 合 続 に 認 合 前 滅 別  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条 会 定 併 に 認  $\mathcal{O}$ お 合 数 併 規 相 12 第 設 定 社 続 項 け を、 条 中 定 お は 併 消 お 第三 <u>\\</u> る常 消 に け け 中 を  $\mathcal{O}$ 認 小 滅 「被 企業 会社 定 項 る 1 滅 新 お 会 る 適 小 常 常常 号 会 第 社 企 1 中 相 時 設 1 用 使 社 7 者 時 業 小 続  $\mathcal{O}$ 合 時 に  $\mathcal{O}$ (会社 号 成 使 者 合 規 用 を 併 同 使 0 企 人 (次条第二項 に 併 業 ľ <u>\f</u> 用 定 す 用 V を カ 11  $\mathcal{O}$ 者 規 す Ź 場 前 5 法 す て  $\mathcal{O}$ 11  $\mathcal{O}$ 11 う。 る 定 る 従 合 第 は 日 特 及  $\mathcal{O}$ 適 を除 す 従 贈 合 に 従 別 75 業  $\mathcal{O}$ 用 七 る 業 以 に 併 あ 業 相 直 吸 員 相 与 百 新 員 ただし 前 下 続 収  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 員 続 0 前 0 7 設 ک 認 合 時 1 数 特 +  $\mathcal{O}$ 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を、 合 数 定 併 数 開 お  $\mathcal{O}$ に 7 別 は 九 併 を、 条 消 書 に け 中 お は 相 新  $\mathcal{O}$ 条 始 それ る 消 に け 設 吸 第 続 0 小 滅  $\mathcal{O}$ 会社 常 被 吸 企 る常 合 時 滅 新 お 認 収 規 業者 会社 ぞ 設 合 定 収 時 1 相 定 併 項 に 7 併 に 合 中 第 合 お 使 時 続 れ 消 (会社 併 用 併 使 ょ け を が 同 加 小 滅 人 (次条第 会社 ľ 用 え そ 号 る す る 1  $\mathcal{O}$ か 企  $\mathcal{O}$ 業者 常常 場 場 る た 0 12 法 地 1 す 5 合 第 数 る  $\mathcal{O}$ 効 合 時 従 位 規 **会** を 贈 業 合 12 七 従 を 力 定 12 使  $\mathcal{O}$ لح 除 併 除 員 あ 項 百 業 与 社 を 承 す あ 用

(株式交換等があった場合の認定の承継)

第十一 が 換 その 等 に 条 次に掲げるいずれ に 効 ょ 第九 力を生ずる V) 他 条第二項第四  $\mathcal{O}$ 会 社 日  $\mathcal{O}$ 又は にも該当することについ 株 式 号、 株 交換完全子会社等とな 式 移 第五 転設立完全親会社 当号及び 第八号 て次条第十三項  $\mathcal{O}$ 0 た 場 規 0 定に 成立 合 か 0 に 日 お か  $\bigcirc$ わ 1 (以下 て、 らず、 確認を受けたときは、 株 株 式 特 交換完 式交換効力 別 贈 与 全 認定中小 親 会社 発生日 株式交換完全 企業者 等 等 が とい が 株 株 式 う。 交 式 換 交

小 企業者 当該 特  $\mathcal{O}$ 別 代 贈 表者 与 認 定 であること。 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 経 営 承 継 受贈 者 が 当 該 株 式 交換完全親会社等 及 び )当該: 特 别 贈 与. 認 定

社 等

は、

株

式

交換

効

力

発

生

日

· 等 に、

特

別

贈

与

認定

中

小

企

業者

たる

地

位

を

承

継

したも

O

とみ

なす。

中

- 交換 る剰 当 等に反 該 余 株 金 式  $\mathcal{O}$ 対するも 交換完全親会社等の 配 当等として交付 0 に対するその され 株式 ,る金: 等 買 取 銭 以 請 そ 外 求に基づく  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 財 産  $\mathcal{O}$ 資 **当** 産 該特 対価として交付される金銭 及び 当 別 該 贈 与 経 営承 認定中 継 受贈 小 企業者 者 以 そ 外 0) 0 株  $\mathcal{O}$ 他 株 主 又 主  $\mathcal{O}$ 資 は で 産 社 あ を除 員 0 て に 株式 対 す
- )が交付されていないこと。
- 三 が 営 当 有 承 該 株 該 す る当 受贈者が 式 特 交換完全 別 該 贈 株 与 式 有する当 認 等 親 定 紀会社等 中 に · 係 小 該 る 企 株式交換完全親会社等 業 議  $\mathcal{O}$ 者 決 総 株 権  $\mathcal{O}$ 主等 経  $\mathcal{O}$ 数 営 議 ŧ 承 下 決 継 権 受贈 口 5 数 な  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 1 百 が 株式等 分 者であること。 当該  $\mathcal{O}$ 五. + 経 に係る議 -を超 営承 える 継受贈 決権 議 決 者  $\mathcal{O}$ 数 に 権 が 係  $\mathcal{O}$ 数を 1 る ず 同 有 れ 族 関  $\mathcal{O}$ し、 当 係 該 者 か と合 同 つ、 族 関 当 わ 該 係 せ 経 者 7

五. お 株式 1 て、 之交換 当 該 の場合にあっては 株式 **、**交換完 全親会社 当該株式交換効力発生 等が 資 産 運 用 型会社 一日等 に該 当し  $\mathcal{O}$ 翌 な 日の いこと。 属する事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 直 前 0 事 業年 度に

六 当 該 株 式交換完全親会社等の特定特別子 会社 が 風 俗営業会社に該当しないこと。

2 親会社等は、 生 ょ 日 り 第九条第三項第四号、 等に 他  $\mathcal{O}$ 次に 会 社 株式交換効力発生日等に、 掲  $\mathcal{O}$ 株式· げ る 交換完全子会社等となっ 1 ず ń 第五号及び第八号の に も該当することについ 特別 規定 た場 相続 合 に 認定中小企業者たる地位を承継 に か て次条第 かわ お 1 いらず、 て、 十三項 株式 特 交換完 0 別 確 相 認 続 を受けたときは 全親会 認定中小企業者が株式交換等に したものとみなす。 社等が、 株 株 式 交換 式 交換 効 完 力 全 発

小 企 当該 業 者 特 別  $\mathcal{O}$ 代 相 表者 続 認 で 定 あること。 中 小企業者  $\mathcal{O}$ 経営 承 継 相 続 人 が . 当該: 株式交換完全親会社等 及び当該 特 別 相 続 認 定 中

交換 る剰余金 当 等 該 に 株式 反 0 対 配当等として交付される金銭 交換完全親会社等の株式等以外の つする t Oに対するそ  $\mathcal{O}$ 買 取 そ 請 0 求 財 に基 他 0 産 資産及び当該 づく対価とし (当該特別 相 経営承 て交付 続認定中小企業者 され 継 相 る 続 金 人 銭 以 そ 外 の株主又  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 株 他 主  $\mathcal{O}$ 資 は で 産 あ 社 .員 を除 0 7 に 株式 対 す

が交付されていないこと。

 $\equiv$ 

当 営 当該特 承 該 継 株 相 式 交 続 別 **人換完全** 相 人が 続 有 認 親 定 する当該株 会社 中 小企業者 等  $\mathcal{O}$ 式 総  $\mathcal{O}$ 交換完全親 株 経営承 主 等 議 継 決 紀会社等 相 権 続 数 人が、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 百 株式等 分 当該経営承継  $\mathcal{O}$ 五. + に係る議決権 を 超 える 相 議 続  $\mathcal{O}$ 決 人に係る同 権 数 が  $\mathcal{O}$ 数 7 を ず 有 族 れ 関係 0 し、 当 該 者と合 か 同 つ、 族 関 当 わ 係 該 せ 者 経 7

が 有 する当該 株式等に に係る議 決権  $\mathcal{O}$ 数も下回 らない 者であること。

几 当該 株 式 交換完全親会社等が 上 場会社 <u>等</u>、 風 俗 営業会社又は資産保有型会社 (T) **,** \ ずれに ŧ 該 な

こと。

五. 株式 交換  $\mathcal{O}$ 場合に あっては、 当該株式交換効力発生日等 0) 翌日 0 属 す る事 業 年 度 0) 直 前 0 事 業年 度に

お 1 て、 当 該 株式交換完全親会社等が資 産 運 用 型会社に該 当し な いこと。

六 当 該 株 式 交換 完 全 親会社等 0) 特 定 特 別 子 会社 が 風 俗 営業会社 に 該当し な いこと。

3 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業者 又 は 特 別 相 続 認 定中 小 企 業者 が 法第十二 一条第 項  $\mathcal{O}$ 認 定 (第六 条 第 項 第 七 号

又 は 第 八号 O事 由 に係るも  $\mathcal{O}$ に限 る。 )を受けた後、 その 経営承 継 受贈 者 又は経営 承 継 相 続 人 が 第 九 条 第

几 項 各号  $\bigcirc$ 7 ず れ か に 該当し てい た場合であって、 その旨 を証する書類を経済産 業大 臣 に 提 出 L たときは

業者若しくは 当 該 経 営 承 当 継 該 受贈 特 者 别 若 相続 L 認 < 定中 は 当 小 該 経 企業 営 者 承 0 継 代 相 表 続 者 人 で が ない 株式 場合 交換完全親会社 (その代 表 権を 等又は 制 限 当 され 該 特 7 别 贈 1 与 る者であ 認 定 中 る 小 企

合を含む。) で あ 0 7 ŧ, 第 項 第 号 又 は 前 項 第 号に該当するも のとみなす。

4 株 式 交換完全親会社 · 等 が 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 特 别 贈 与 認定中 小 企 業者 た る地 位 を 承 継 L た ŧ  $\mathcal{O}$ とみ なさ

れ た場合に お け る 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 掲げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 *\* \ 7 は、 これ 5 0 規 定 中 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ る字句

は 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に掲げ る字句と読 み替えるも のとする

一項第二 号 当 該 特 別 贈 与 認 定 中

小

企業者

 $\mathcal{O}$ 

代

表者

を

第

九条第二

等 当 該 (第十 特 別 贈 条 第 与 認 定 項 中  $\mathcal{O}$ 小 規定に、 企 業者 ょ 又 る地 は 株 位 式 · 交換·  $\mathcal{O}$ 承 継 完全子会 前  $\mathcal{O}$ 特 别 社

会社等の代表者を退任当該特別贈与認定中小企業者若しくは株式交換完全子	小企業者の代表者を当該特別贈与認定中	第九条第四項
等の代表者又は役員	小企業者の代表者又	号
当該特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社	当該特別贈与認定中	第九条第二項第二十
一部を譲渡したこと		
企業者が株式交換完全子会社等の株式の全部若しくは	したこと	
全部若しくは一部を譲渡し又は当該特別贈与認定中	全部又は一部を譲渡	第九条第二項第八号
員の数を加えた数	する従業員の数	
式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業	時における常時使用	
用する従業員の数に当該特別贈与認定中小企業者の	該認定に係る贈与の	
係る贈与の時における株式交換完全子会社等の常時	する従業員の数が当	
等の常時使用する従業員の数の合計数が、当該認定	小企業者の常時使用	
当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社	当該特別贈与認定中	第九条第二項第三号
において同じ。)の代表者を退任		
贈与認定中小企業者に限る。以下この条及び第十二条	退任	

	退任	
	当該特別贈与認定中	当該特別贈与認定中小企業者若しくは株式交換完全子
	小企業者の代表者若	会社等の代表者若しくは役員となった
	しくは役員となった	
第十二条第一項第一	代表者	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社
号、第五項第一号及		等の代表者
び第十一項第一号		
第十二条第一項第二	常時使用する従業員	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社
号、第五項第二号及	の数	等の常時使用する従業員の数の合計数
び第十一項第二号		
第十二条第一項第三	当該特別贈与認定中	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社
号、第二項第一号及	小企業者	等
び第三号から第五号		
まで、第五項第三号		
、第六項第一号及び		
第三号から第五号ま		
で、第十一項第三号		

		5 字句は、 株式交 で れた場	び 号 第 第 十 十 十	五 号 及 び に
第九条第三項第三号	第九条第三項第二号	同 合 換   元 お   の お	び第十二項第二号及号、第六項第二号及第十二条第二項第二	号まで及び第三号から第びに第十二項第一
者の常時使用する従業当該特別相続認定中小	者の代表者を退任者の代表者を退任	掲げる字句と読み替の表の上欄に掲げる	登記事項証明書	
業の企業	小 企 業	る 定 り も の 適 別	等 の 該 登 特	
子会社等の常時使用する従業員の数の合計数が当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全	を退任 この条及び第十二条において同じ。)の代表者承継前の特別相続認定中小企業者に限る。以下承継前の特別相続認定中小企業者に限る。以下当該特別相続認定中小企業者又は株式交換完全	一同表の力	等の登記事項証明書当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社	

当該特別相続認定中小企業者若しくは株式交換	当該特別相続認定中小企業	第九条第四項
全部若しくは一部を譲渡したこと		
定中小企業者が株式交換完全子会社等の株式の	ك	
全部若しくは一部を譲渡し又は当該特別相続認	全部又は一部を譲渡したこ	第九条第三項第八号
えた数		
等の直前における常時使用する従業員の数を加	の数	
特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日	おける常時使用する従業員	
完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該	被相続人からの贈与の時に	
人の被相続人からの贈与の時における株式交換	企業者の経営承継相続人の	
、当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続	数が当該特別相続認定中小	九条第三項第三号
子会社等の常時使用する従業員の数の合計数が	者の常時使用する従業員の	による読替え後の第
当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全	当該特別相続認定中小企業	第六条第三項の規定
を加えた数		
生日等の直前における常時使用する従業員の数		
当該特別相続認定中小企業者の株式交換効力発	する従業員の数	
交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に	開始の時における常時使用	

第十二条 特別贈与認定中小企業者は、 当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限から五年間、 当該贈与税

(報告)	号及び第八項第二号	第十二条第四項第二 登記事	号まで	及び第三号から第五	並びに第八項第一号	まで、第七項第三号	び第三号から第五号	号、第四項第一号及 者	第十二条第三項第三   当該	号及び第七項第二号	第十二条第三項第二   常時	号及び第七項第一号	第十二条第三項第一   代表	 者の
		事項証明書							当該特別相続認定中小企業		常時使用する従業員の数		表者	の代表者を退任
	子会社等の登記事項証明書	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全						子会社等	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全	子会社等の常時使用する従業員の数の合計数	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全	子会社等の代表者	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全	完全子会社等の代表者を退任

申 月 を 告 経 期 限 過 す  $\mathcal{O}$ る日 꺞 日 ま カン 5 で に、 起 算 して一 次に 掲 年 げ る事 を経過するごとの 項 を経済 産業・ 大臣 日 ( 以 下 に 報 告 贈 L な 与 報告基 け れ ば なら 準 日 な とい 1 う。  $\mathcal{O}$ 翌 日 か ら 三

- ときは 贈 与 報 告 贈 与 基 認 潍 定 期 間 申 請 当 基 該 潍 日。 贈 与 報告 以下 基 同 r. 潍 日  $\mathcal{O}$ 属  $\mathcal{O}$ 翌 す 日 る 年 カン 5  $\mathcal{O}$ 当 前 該 年 贈  $\mathcal{O}$ 与 贈 報告 与 報 基 告 準 基 準 日 ま 日 で  $\widehat{\mathcal{L}}$  $\mathcal{O}$ 間 れ を に . 当 1 う。 たる 以下 日 が 同じ。 な
- 当 に 該 お 贈 け る代 与 報 表者 告 基 潍  $\mathcal{O}$ 氏 日 に 名 お け る 常 時 使 用 す る 従 業
- 三 る 株 贈 式 与 等 報 12 告 係 基 る 潍 議 期 決 間 権 に  $\mathcal{O}$ お 数 け る当 該 特 别 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 株 主 又 は 社 員  $\mathcal{O}$ 氏 名 及 び ک れ 5  $\mathcal{O}$ 者 が 有 す

員

 $\mathcal{O}$ 

数

几 贈 与 報告 基 潍 期 間 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 写認定-中 小 企業者 が 上 場会社: 等又 は 風 俗 <u>.</u>営業 会社  $\mathcal{O}$ 7 ず れ に

五. 贈 与 報 告 基 準 期 間 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 が . 資産! 保 有 型会社 に 該 当しな

六

贈

与

報

告基

準

事

業

年

度

(当該

贈

与

報

告

基

準

日

 $\mathcal{O}$ 

属

す

る

年

 $\mathcal{O}$ 

前

年

 $\mathcal{O}$ 

贈

与

報告基

準

日

 $\mathcal{O}$ 

翌

日

 $\mathcal{O}$ 

属する

事

業

ŧ

該

当

な

1

年 同 ľ 度 か 5 当 に 該 お 贈 1 与 7 報 1 告 ず 基 れ Ł 準 当 日 該  $\mathcal{O}$ 캪 特 別 日 贈  $\mathcal{O}$ 与 属 認 す る 定中 事 小 業 企 年 業者 度  $\mathcal{O}$ が 直 資 前 産  $\mathcal{O}$ 運 事 用型会 業 年 度 社 ま に該 で  $\mathcal{O}$ 当 各 L 事 業 な いこと。 年 度 を 7 う。 下

- 七 贈 与 報告 基 潍 事 業 年 度 12 お け る当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 総 収 入 金 額
- 八 贈 与 報告 基 潍 期 間 に お 1 て、 当 該 特 别 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 0 特 定 特 別 子会社 が 風 俗営業会社 に 該

ないこと。

報

告書

 $\mathcal{O}$ 

写し

通 及 び 次に 掲 げる書 類を添付 L て、 経 済 産 業大 臣 に 提 出 するも  $\mathcal{O}$ とする。

贈 与 報 告 基 準 日 に お け る当該 特 别 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 定 款  $\mathcal{O}$ 写

登 記 事 項 証 明 書 (贈与 報告基 準 日 以 後 に 作 成 É れ た t  $\mathcal{O}$ に 限 る。

 $\equiv$ 当 該 特 别 贈 与 認 定 中 小 企 業者 が 株式 会社 であ る場合に あ 0 7 は 贈 与 報告基準 準 日 に おけ る当 該 別 贈

与認定中小企業者の株主名簿の写し

几 贈 与 報 告 基 潍 日 12 お け る当該 特 別 贈 与 認 定中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 従 業 員 数 証 明 書

五 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 贈 与 報 告 基 潍 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 会社 法 第四 百三 十五条第二 項又は対 第六百 十七

条第二 項 に 規 定す る 書 類 そ 0 他 \_ れ 5 に 類 す る 書 類

六 贈 与 報 告 基 準 期 間 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 が 上 場 会社 等 又 は 風 俗 営 業 会社  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に

も該当しない旨の誓約書

七 贈 与 報 告 基 潍 期 間 に お 1 て、 当 ⊺該特 別 贈与認定 中 小 企業者 0 特定特別 別 子会社 が 風 俗 営業会社 に 該

ない旨の誓約書

八 前 各号 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 前 項 各号に 掲げ る 事 項 に 関 し 参考とな る 書 類

3 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業者 は 当 該 認定 に 係 る相 続 に 係 る 相 続 税 申 告 期 限 カン 6 五 年 間 当 該 相 続 税 申 告 期

限  $\mathcal{O}$ 꽢 日 カン 5 起 算 L 7 年 を 経 過するごと 0) 日 以 下 相 続 報 告 基 準 日 とい う。 0 翌 日 か ら 三 月 を 経

過 す る 日 ま で に、 次に 掲 げげ る 事 項 〈を経済〉 産業大 臣 に 報 告 L な け れ ば ならな

- ときは 相 続 報告 相 基 続 認定 潍 期 申 間 請 (当, 基 該 準 日。 相 続 以 下 報告基 同 準 日 0 属  $\mathcal{O}$ <u></u> す る年 日 か 5  $\mathcal{O}$ 当 前 該 年 相 O相続 続報告基 報告基 準 日 準 ま 日 で (これに当たる日 0) 間 を 7 · う。 以 下 が 同じ。 な
- に お け る 代 表者  $\mathcal{O}$ 氏 名
- 当 該 相 続 報告基 準 日 12 お ける常時 使 用する従業員 0 数
- $\equiv$ 相 続 報告 基 準 期 間 に お ける当 該 特 別 相 続 認定・ 中 小 企 業者 の株主又は社員 の氏名及びこれらの者が 有 す

る 株 式 等 に 係 る 議 決 権  $\mathcal{O}$ 数

- 几 相 続 報 告 基 潍 期 間 に お 11 て、 当該 特 別 相 続 認定 中 小 企業者 が 上 場会社 等又 は 風 俗 営業・ 会社  $\mathcal{O}$ V) ず れ に
- 五. 相 続 報告基 準 期 間 に お 1 て、 当該 特 別 相 続認定 中 小 企業者 が 資産保有型会社に 該当しないこと。

日

る

日

日

六

Ł

該当し

ないこと。

同

ľ

しに

お

1

7

1

ず

'n

ŧ

当該

特

莂

相

続

認

定中

小

企

業者

が資

産

運

用型会社に該当し

ないこと。

年 -度か 相 続 ら当 報告 該 基 相 準 事 続 報告基 業 年 度 準 (当該. 日  $\mathcal{O}$ 翌 相 日 続 報  $\mathcal{O}$ 告 属 す 基 る事 準 業  $\mathcal{O}$ 年 属 度 す  $\mathcal{O}$ 直 年 前  $\mathcal{O}$ 前  $\mathcal{O}$ 事 年 業  $\mathcal{O}$ 年 相 度 続 報告 まで 基  $\mathcal{O}$ 各 準 事 業  $\mathcal{O}$ 不年度を 翌  $\mathcal{O}$ 属 う。 する 事業

- 七 相 続 報 告 基 準 事 業 年 度 12 お け る当 該 特 别 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 総 収 入 金 額
- 八 相 続 報告 基 潍 期 間 に お 1 て、 当 該 特 别 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 特 定 特 別 子 会社 が 風 俗 営 [業会社 に 該

ないこと。

4

通 前 及 項 び  $\mathcal{O}$ 次に 報告 を 掲 げる書 ようとす 類を添付 Ź 特 L 別 て、 相 続 経 認 済 定 産 中 業大 小 企 臣 業 者 に 提 は、 出 するものとする。 様 式 第 + に よる報告 書 に、 当該 報 告 書  $\mathcal{O}$ 写

- 相 続 報 告 基 準 日 12 お け る当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 定 款  $\mathcal{O}$ 写
- 登 記 事 項 証 明 書 相 続 報 告基 潍 日 以 後 E 作 成 É れ た t  $\mathcal{O}$ 12 限 る。
- 三 当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業 者 が 株 式 会社 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 相 続 報 告 基 準 日 に お け る 当 該 特 別 相

続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 株 主 名 簿  $\mathcal{O}$ 写

- 兀 相 続 報 告 基 準 日 12 お け る当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 従 業 員 数 証 明 書
- 五. 当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 相 続 報 告 基 進 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 会社 法 第 兀 百 三 五. 条 第 項 又 は 第 百 + 七

条第一 項 に 規 定す る 書 類 そ  $\mathcal{O}$ 他 れ ら に 類 す る 書 類

t 該 当 L な 1 旨  $\mathcal{O}$ 誓 約 書 六

相

続

報

告

基

準

期

間

に

お

1

て、

当

該

特

別

相

続

認

定

中

小

企業

者

が

上

場会社

等

又

は

風

俗

<u>.</u>営業

会社

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

れ

12

七 相 続 報 告 基 準 期 間 に お 11 て、 当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 特 定 特 別 子 会社 が 風 俗 営 業 会社 該 当

な 旨  $\mathcal{O}$ 誓 約

- 八 前 各 号 に 掲 げ る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 前 項 各号に 掲げ る 事 項 に 関 L 参考となる 書 類
- 5 項 に 第 お 11 項 て  $\mathcal{O}$ 規 同 ľ 定 12 カ  $\mathcal{O}$ カ わ 1 ず 5 ず、 れ カン に 特 該 别 当 贈 L 与 た 認 場 定 合 中 小 当 企 該 業 者 認 定 は 12 係 第 る 九 贈与 条 第二 に · 係 項 各号 る贈 与 第 税 申 一号を除 告 期 限 前 に 当 以 該 下 特 別
- L 贈 た 与 認 日 定 以 中 下 小 企 随 業者 時 贈  $\mathcal{O}$ 経営 与 報 承 告 基 継 受 準 贈 日 者 لح が 死 1 う。 亡 L た場  $\mathcal{O}$ 合を除 꽢 日 か く。 5 <del>\_\_</del> 月 に 当 あ 該 0 経 7 営 は 承 継 同 受贈 項 各 号 者 が  $\mathcal{O}$ 死 1 亡 ず れ L た場 か に 該 合
- あ 0 7 は 几 月 を 経 過 す る 日 ま いでに、 そ O旨を経 済 産 業 大 臣 に 報 告 L な け れ ば なら な \ \ \ ただ 当 該

経営 承 継 受贈 者が 死亡 した場合に あ いって は、 次に 掲 げ る 事 項 t 併 せて報告し なけ れ ば ならな

告 基 随 潍 時 贈 日 与 ま 報告基 で  $\mathcal{O}$ 間 潍 を 期 1 間 う。 (当該 以 下 随 同 ľ 時 贈 与 12 報 告基 お け る 準 代 日 表  $\mathcal{O}$ 者 直  $\mathcal{O}$ 前 氏  $\mathcal{O}$ 贈 名 与 報告基 準 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 か 5 当 該 随 時 贈 与

報

- 当 該 随 時 贈 与 報 告 基準 日 に お け る常 時 使 用す る従業 員  $\mathcal{O}$ 数
- $\equiv$ 随 時 贈 与 報 告 基 準 期 間 12 お け る当該 特 莂 贈 与 認 定中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 株 主又は社員の氏 名及びこれらの 者

直手曽三段子三重月二分か有する株式等に係る議決権の数

几 れ に 随 Ł 時 該 贈 当し 与 報 な 告基 潍 期 間 12 お 1 て、 当 該 特 别 贈 与 認 定 中 小 企 業者 が 上 場 会社 等 又 は 風 俗 営 業 会社  $\mathcal{O}$ 1 ず

六 五. 度 か 随 随 ら当 時 時 贈 贈 該 与 与 随 報 報 告 時 告 基 贈 基 与 潍 潍 報告 期 事 間 業 基 年 に 準 度 お 日 1 (当 て、  $\mathcal{O}$ 翌. 該 当 日 随 該  $\mathcal{O}$ 時 属 特 贈 する事 别 与 報 贈 告 与 業年 基 認 定 潍 中 度 日 小  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 企業者が 直 直 前 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が資 事 贈 業 与 年 報 産 ・度まり 告 保 基 有型会社 で 準  $\mathcal{O}$ 日 各  $\mathcal{O}$ に 事 캪 該当し 業 日 年  $\mathcal{O}$ 度 属 する事 をい ないこと。 う。 業 以 年

七 随 時 贈 与 報 告 基 準 事 業 年 度に お け る当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 総 収 入 金 額

下

同

ľ

12

お

1

て

1

ず

れ

も当

該

特

別

贈

与

認定·

中

小

企業者

が

資

産

運

用

型

会社に

該

当し

な

八 随 時 贈 与 報告基 潍 期 間 12 お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 特 定 特 别 子 会社 が 風 俗 営 業 会社 に 該

な

6 書  $\mathcal{O}$ 前 写 項 ただ L 通 及 書 び  $\mathcal{O}$ 次 報 に 告 掲 をし げげ る ようとする 書 1類を添え 特 付 別 て、 贈 与 認 経 済 定 中 産 業 小 大 企 臣 業 に 者 提 は 出 する 様 式 Ł 第 のとする。 十二に よる 報 告 書 に 当 該 告

- 随 時 贈 与 報 告 基 準 日 12 お け る 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 定 款  $\mathcal{O}$ 写 L
- 登 記 事 項 証 明 書 随 時 贈 与 報 告 基 潍 日 以 後 12 作 成 き れ た t  $\mathcal{O}$ 12 限 る。
- 三 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 が 株 式 会 社 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 随 時 贈 与 報 告 基 準 日 に お け る当 該 特

別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 株 主 名 簿  $\mathcal{O}$ 写

几 陠 時 贈 与 報 告 基 準 日 に お け る当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 従 業 員 数 証 明 書

五. 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 随 時 贈 与 報 告 基 準 事 業 年 度 0 会社 法 第 兀 百三 + 五. 条第 項 又 は 第 六 百

七 条 第 項 に 規 定 す る 書 類 そ  $\mathcal{O}$ 他 れ 5 に 類 す る 書 類

六 随 時 贈 与 報 告 基 準 期 間 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業者が 上場会社 等 又 は 風 俗 営 業 会社

れにも該当しない旨の誓約書

七 随 時 贈 与 報 告 基 準 期 間 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 特 定 特 別 子 会 社 が 風 俗 営 業 会社 に 該

当しない旨の誓約書

八 前 各 号 に 撂 げ Ź ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 前 項 各 号に 掲げ る 事 項 に 関 L 参考となる 書 類

7 項 12 第三 お 項 11 7  $\mathcal{O}$ 同 規 じ 定 12 カン  $\mathcal{O}$ カ わ 1 ず 5 ず、 れ カン に 特 該 别 当 相 L 続 た 認 場 定 合 中 小 **当** 企 該 業 者 認 定 は 12 係 第 る 九 条 相 第 続 三 に 係 項 る 各号 相 続 第三 税 申 号を 告 期 除 限 前 に 当 以 該 下 特 別  $\mathcal{O}$ 

相 続 認 定 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 経 営 承 継 相 続 人 が 死 亡 L た場 合を除 く。 に あ 0 7 は 同 項 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該

あ L た 0 7 日 は 以 下 兀 月 随 を 時 経 相 過 続 す 報 る 告 日 基 ま 準 でに、 日 と そ 1 う。 0 |旨を! 経  $\mathcal{O}$ 済 꽢 産 日 業 か 大 5 臣 \_\_ に 月 報 当 告 該 L な 経 け 営 れ 承 ば 継 な 相 5 続 な 人 1 が 死 亡 ただ L た場 当 合 該

 $\mathcal{O}$ 

1

ず

経営 承 継 相 続 人が 死亡 した場合に あ 0 て は、 次に · 掲 げ る 事 項 t 併 せて報告し なけ れ ば ならな

- 告 基 随 潍 時 日 相 続 ま で 報 告基  $\mathcal{O}$ 間 を 潍 期 1 間 う。 (当該 以 下 随 同 ľ 時 相 続 12 報 告 お 基 け る 準 代 日 表  $\mathcal{O}$ 者 直  $\mathcal{O}$ 前 氏  $\mathcal{O}$ 相 名 続 報告: 基 準 日  $\mathcal{O}$ <u></u> 日 か 5 当 該 随 時 相 続 報
- 当 該 随 時 相 続 報 告 基 準 日 に お け る常 時 使 用す る従業 員  $\mathcal{O}$ 数
- $\equiv$ 随 時 相 続 報 告 基 潍 期 間 12 お け る当該 特 別 相 続 認 定中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 株 主又は 社員 の氏名及びこれらの 者

有 す 随 時 株 相 続 式 等 報 告 に 基 係 る 潍 期 議 間 決 12 権 お  $\mathcal{O}$ 数

る

五.

随

時

相

続

報

告

基

潍

期

間

に

お

1

て、

当

該

特

別

相

続

認

定

中

小

企

業者が

が

· 資

産

保

有型会社

に

該当し

ないこと。

几 れ に Ł 該 当し な 1 て、 当 該 特 别 相 続 認 定 中 小 企 業者 が 上 場 会社 等 又 は 風 俗 営 業 会社  $\mathcal{O}$ 1 ず

六 度 下 同 か 随 ľ 6 時 当 相 該 続 12 報 随 時 告 お 基 1 相 7 続 準 報告 事 1 ず 業 基 れ 年 も当 準 度 日 (当 該  $\mathcal{O}$ 該 特 翌 別 日 随 相 時  $\mathcal{O}$ 続 属 相 認 する事 続 定 報 中 告 業年 小 基 企 潍 業者 度 日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が 直 直 資 前 前 産  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 運 相 用 業 続 型 年 報 会社に ・度まり 告 基 で 準 該  $\mathcal{O}$ 日 当し 各  $\mathcal{O}$ 事 翌 な 業 日 年  $\mathcal{O}$ 度 属 する事 をい う。 業 以 年

七 随 時 相 続 報 告 基 潍 事 業 年 度に お け る当 該 特 别 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 総 収 入 金 額

八 随 時 相 続 報 告基 潍 期 間 12 お 1 て、 当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 特 定 特 别 子 会社 が 風 俗 営 業 会社 に 該

な

8 書  $\mathcal{O}$ 前 写 項 ただ L 通 及 書 び  $\mathcal{O}$ 次 報 に 告 掲 をし げげ る ようとする 書 1類を添さ 特 付 別 て、 相 続 経 認 済 定 中 産 業 小 大 企 臣 業 に 者 提 は 出 する 様 式 Ł 第 のとする。 十二に よる 報 告 書 当 該 報 告

- 随 時 相 続 報告基 準 日 に お け る当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企業者 の定款 の写
- 登 記 事 項 証 明 書 随 時 相 続 報 告 基準 日 以 後に 作 成さ れ た t  $\mathcal{O}$ に 限 る。
- 三 別 当 相 該 続 認 特 定 别 中 相 小 続 企 認 業 定 者 中  $\mathcal{O}$ 小 株 企 業 主 名 者 簿 が 株  $\mathcal{O}$ 写 式 会社 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 随 時 相 続 報告 基 準 日 に お け る当 該

特

几 随 時 相 続 報 告 基 準 日 に お け る当 該 特 別 相 ·続認. 定 中 小 企業者  $\mathcal{O}$ 従業員数 証

明

書

- 五. 当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 随 時 相 続 報告 基 準 事 業 年 度 0) 会社 法 第 兀 百三 + 五 条第 項 文は 第 六
- 六 随 時 相 続 報 告基 準 期 間 に お 1 て、 当 該 特 別 相 続 認 定中 小企業者が上場会社等又は 風俗営業会社  $\mathcal{O}$ 1
- 七 随 時 相 続 報 誓 告 約 基 書 準 期 間 12 お 11 て、 当 該 特 別 相 続 認 定 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 特 定 特 別 子 会社 が 風 俗 ·営業 会社 に 該
- 八 前 各号に 撂 げる t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 前 項各号に 1掲げ Ź 事 項に . 関 L 参考となる 書 類

当

な

い

旨

 $\mathcal{O}$ 

れ

に

ţ

該当し

な

1

旨

 $\mathcal{O}$ 

誓

約

書

七

条第二

項

に

規定

す

Ś

書

類そ

 $\mathcal{O}$ 

他

これ

5

12

類

す

る書

類

- 9  $\mathcal{O}$ れ 臣 写 ば に 第 なら 対 Ļ 項 な 又 通 合併 及 は 第 てド この 効 次 項 力 に 場 発 掲  $\mathcal{O}$ **愛合に** げ 生 規 日 る 定 お 等 書 に 類 *\* \  $\mathcal{O}$ か を 後 て、 か わ 添 当該 遅滞. 付 5 ず、 L 吸収 なく、 て、 第十 合併 経 済 同 条 存 産 条 第 一業大臣に 第 続 院会社等 項 項各号又は第二項 又 に提 は は、 第二 出 するものとする。 様 項 式第十三による報告書に、  $\mathcal{O}$ 吸 収 各号に 合併 存 該 続 当 会 ず 社 る旨を 等 は、 報告 当 経 該 済 報 産 告 なけ 業 大
- 吸 収 合併契約 書 又 は 新設 合併 契 約 書  $\mathcal{O}$ 写

ず

百

- 当 該 併 効 力 発 生 日 等 12 お け る当 該 吸 収 合併 存 続 会 社 等  $\mathcal{O}$ 定 款  $\mathcal{O}$ 写
- 三 当 該 合 併 効 力 発 生 日 等  $\mathcal{O}$ 後  $\mathcal{O}$ 当 該 吸 収 合 併 存 続 会社 等  $\mathcal{O}$ 登 記 事 項 証 明 書
- 兀 当 該 合 併 効 力 発 生 日 等  $\mathcal{O}$ 直 前 に お け る 当 該 吸 収 合 併 存 続 会 社 及 び 吸 収 合 併 消 滅 会 社 会 社 法 第 七 百 几
- +九 条 第 項 第 号に 規 定 す Ś 吸 収 合 併 消 滅 会 社 を ζ`\ う。 新 設 合 併  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 は 新 嗀 併 消
- 滅 会 社 (同 法 第 七 百 五. 十三 条 第 項 第 号に 規 定 する 新 設 合 併 消 滅 会社 を 1 う。  $\mathcal{O}$ 従 業 員 数 証 明 書
- $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 地 位  $\mathcal{O}$ 承 継 前  $\mathcal{O}$ 特 别 相 続 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ を除

第

+

条

第

項

た

だ

L

書

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

る

地

位

 $\mathcal{O}$ 

承

継

前

 $\mathcal{O}$ 

特

別

贈

与

認

定

中

小

企

業

者

又

は

同

条

第

項

ただ

書

- 五 当 該 吸 収 合 併 存 続 会社 等 が 株 式 会社 で あ る場 合 に あ 0 て は 当 該 合 併 効 力 発 生 日 等 に お け る当 該
- 合併存続会社等の株主名簿の写し
- 六 第 当 兀 百 該 吸 + 収 合 五. 条 併 第 存 続 項 会社 又 は 等 第  $\mathcal{O}$ 六 当 該 百 + 合 七 併 条 効 第 力 発 項 生 に 日 規 等 定  $\mathcal{O}$ <u></u> す る 日 書  $\mathcal{O}$ 類 属 そ す る  $\mathcal{O}$ 事 他 業 れ 年 度 5 に  $\mathcal{O}$ 類 直 す 前 る  $\mathcal{O}$ 書 事 類 業 年 度  $\mathcal{O}$ 社 法
- 七 当該 合 併 効 力 発 生 日 <del>等</del> 12 お け る当該 吸 収 合併 存 続 会社等  $\mathcal{O}$ 資 産  $\mathcal{O}$ 帳 簿 価 額  $\mathcal{O}$ 総 額 及 び そ  $\mathcal{O}$ 内 訳 を 記 載
- した書面
- 八 当 該 吸 収 合 併 存 続 会社 等 が 上 場 会社: 等 又 は 風 俗 営 業会: 社  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に ŧ 該 当 L な 1 旨  $\mathcal{O}$ 誓 約 書
- 九 当 該 吸 収 併 存 続 会社 等  $\mathcal{O}$ 特 定 特 別 子 会社 が 風 俗 営 業 会社 に 該 当 な 1 旨  $\mathcal{O}$ 誓 約
- 十 第 前 項 各 又 号 は に 第 撂 げ 項 る  $\mathcal{O}$ ŧ 規  $\mathcal{O}$ 定  $\mathcal{O}$ 12 ほ カ カ か 第 わ 5 +ず、 条 第 前 条第 項 各 号 項 又 又 は は 第 第二 項 項 各号  $\mathcal{O}$ 株式 に 掲 交換 げ る 完全 事 項 親 に 会社 関 L 等 参 考 は لح 経 な 済 る 産 業 類 大

10

吸

収

報 臣 な 告 け に 対 書 れ ば Ļ  $\mathcal{O}$ な 写 5 株 L 式 な 交換 \ \ \ 通 及 ک 効 び 力発 次  $\mathcal{O}$ (C 場 合 生 撂 げ に 日 等 る お 書  $\mathcal{O}$ 1 後、 類 て、 を 当 添 遅 該 滞 付 株式 なく、 L て、 交換 経 同 済 完全親会社 条 第 産 業 項 大 臣 各号又は 等 に 提 は、 出 第二 す 様 るも 式 第 項各号に +  $\mathcal{O}$ 兀 に よる報告 該当する旨を報 書に、 該

株 式 交換 契 約 書 又 は 株 式 移 転 計 画 書  $\mathcal{O}$ 写 1

当

該

株

式

交換

効

力

発

生

日

<del>;</del>

に

お

け

る当

該

株式交換完全親会社

等

 $\mathcal{O}$ 

定款

0

写

- 三 当 該 株 式 交換 効 力 発 生 日 等  $\mathcal{O}$ 後  $\mathcal{O}$ 当 該 株 式交換完全親会社等及 び 株 式 交換完 全子 会社 等 0 登 記 事 項 証

## 明 書

兀 当 該 株 式 交換 効力 発生日等  $\mathcal{O}$ 直 前 に お け る当 該 株 式 交換完全親会社 等  $\mathcal{O}$ 従業 員 数 証 明 書

五. 当 該 株 式 交換完全 |親会社 等 が 株 式 会 社 で あ る 場 合に あ 0 7 は 当該 株 式 7交換 効 力 発 生 日 等 に お け る

該 株 式 交換 完 全親 会社 · 等  $\mathcal{O}$ 株 主 名 簿  $\mathcal{O}$ 写

百三十

又

百

規

 $\mathcal{O}$ 

他こ

れ

5

に

類

す

る

書

六 会社 当 法第四 該 株 式 交換完全 五. 一条第二 親会社等 0 当 第六 該 株 式 十七 交換 条第二 効 力 発 項に 生 日等 0 定する書 翌 日  $\mathcal{O}$ 類そ 属 す る事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 直 前  $\mathcal{O}$ 事 業 類 年 度  $\mathcal{O}$ 

七 株 式 移 転  $\mathcal{O}$ 場 合 に あ 0 7 項 は は 株 式 移 転 設 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 完 全 親 会社  $\mathcal{O}$ 成 <u>\f\</u>  $\mathcal{O}$ 日 に お け る当 該 株 式 移 転 設 <u>\frac{1}{2}</u> 完 全 親 会

社  $\mathcal{O}$ 資 産  $\mathcal{O}$ 帳 簿 価 額  $\mathcal{O}$ 総 額 及 び そ  $\mathcal{O}$ 内 訳 を 記 載 L た 書 面

八 当 該 株 式 交換完全 一親会社的 等 が 上 場 会社 · 等 又 は 風 俗 営業会社 0 7 ず れ に t 該当 L な *\* \ 旨  $\mathcal{O}$ 誓 約 書

+ 九 前 該 各 号 株 に 式 掲 交 /換 げ る 完 全 t 親  $\mathcal{O}$ 会社  $\mathcal{O}$ ほ 等 か  $\mathcal{O}$ 前 特 条第 特 別 項 子 各号又 会社 が は 風 第二 俗 営 業 項 各号に 会社 12 撂 該当 げ る 事 な 項 1 12 関  $\mathcal{O}$ 誓 L 参 約 考とな る書

定

L

旨

書

類

当

11 経 中 下 営 小 第 臨 企 承 時 継 業 項 者 贈 贈  $\mathcal{O}$ 与 与 規  $\mathcal{O}$ 者 経 定 報 告 営 に  $\mathcal{O}$ 基 承 カン 相 継 潍 続 か 日 わ 贈 が 与 開 5 ず、 とい 者 始 L  $\mathcal{O}$ う。 た 特 相 場 続 别 合 贈 が を  $\mathcal{O}$ 開 与 除 翌. 認 始 定 日 L た 中 か 場 5 小 12 兀 合 企 業 月 あ (当 者 を 0 該 は 7 経 認 過 は 当 定 す 当 該 に る 該 係 日 認 る贈 ま 経 定 で 営  $\mathcal{O}$ に、 与 有 承 に 効 継 係 期 次に 贈 与 る 限 者 贈 ま 掲 げ 与 で  $\mathcal{O}$ に る 相 税 当 事 続 申 該 告 項  $\mathcal{O}$ を 特 開 期 経 限 別 始 贈 済 前  $\mathcal{O}$ 産 12 与 日 当 業 認 大 以 該 定

告 基 臨 準 時 日 贈 ま 与 で 報 告  $\mathcal{O}$ 間 基 を 潍 期 1 う。 間 **当** 以 該 下 同 臨 ľ 時 贈 与 12 報 告 お け 基 る 潍 代 日 表  $\mathcal{O}$ 者 直  $\mathcal{O}$ 前 氏  $\mathcal{O}$ 贈 名 与 報 告 基 潍 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 か 5 当 該 臨 時 贈 与 報

臣

に

報

告

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

当 該 臨 時 贈 与 報 告 基 準 日 に お け る常 時 使 用 す る 従 業 員  $\mathcal{O}$ 数

三 臨 時 贈 与 報 告 基 潍 期 間 に お け る当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 株 主 又 は 社 員  $\mathcal{O}$ 氏 名 及 び れ 5  $\mathcal{O}$ 者 が

有する株式等に係る議決権の数

兀 れ に 臨 Ł 時 該当、 贈 与 報 L 告 な *\*\ 基 準 期 間 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 が 上 場 会社 等 又

六 五 下 度 か 臨 臨 同  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ 6 時 時 当 贈 贈 該 与 与 報 臨 に 報 告 告 時 お 贈 基 基 11 7 与 潍 準 報 事 期 11 告 ず 業 間 n 基 年 に 度 準 お ŧ 当 日 1 (当 て、 該  $\mathcal{O}$ 翌 該 特 当 臨 別 日 贈 時 該  $\mathcal{O}$ 贈 与 属 特 認 す 与 別 る 定 報 贈 中 事 告 与 業 基 認 小 年 企 進 定 業 度 中 H 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 小 企 が 直 直 業 資 前 前 者 産  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 運 事 贈 が 業 資 用 与 報 産 型 年 会社 度 告 保 ま 基 有 で 準 型 に 該  $\mathcal{O}$ 日 当 各  $\mathcal{O}$ 翌 事 業 な 日 年  $\mathcal{O}$ 度 属 を す る事 う。 業 以

七

臨

時

贈

与

報

告

基

潍

事

業

年

度

に

お

け

る

当

該

特

別

贈

与

認

定

中

小

企

業

者

 $\mathcal{O}$ 

総

収

入

金

会社 額 は に 風 該 俗 当 営 業 L 会社 な 1  $\mathcal{O}$ V ず

- 八 臨 時 贈 与 報告 基 準 期 間 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業者  $\mathcal{O}$ 特定 特 別 子 会社 が 風 俗 営業会社 に 該
- 前項の報告を当しないこと
- 12 前 項  $\mathcal{O}$ 報 告 を L ようとする 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 は 様 式 第 + 五. に ょ る報 告 書 に、 当 該 報 告 書  $\mathcal{O}$ 写
- 通 及 び 次に 掲 げ る 書 「類をご 添 付 L て、 経 済 産 業 大 臣 に 提 出 す る £  $\mathcal{O}$ とす Ź.
- 臨 時 贈 与 報 告 基 準 日 に お け る当 該 特 别 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 定 款 0) 写
- 登 記 事 項 証 明 書 臨 時 贈 与 報 告 基 準 日 以 後 に 作 成 さ れ た Ł  $\mathcal{O}$ 12 限 る。
- 三 別 当 贈 該 与 認 特 定 別 中 贈 与 小 認 企 業 定 者 中  $\mathcal{O}$ 小 株 企 業 主 名 者 が 簿 株  $\mathcal{O}$ 写 式 会社 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 臨 時 贈 与 報 告 基 準 日 に お け る当 該 特
- 几 臨 時 贈 与 報 告 基 準 日 に お け る当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 従 業 員 数 証 明 書
- 五 当 七 条 該 第二 特 別 贈 項 12 与 規 認 定 定 す 中 る 小 書 企 類そ 業 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 他 臨 時 れ 贈 5 与 に 報 類 告 す 基 る 準 書 事 業 類 年 度  $\mathcal{O}$ 会 社 法 第 几 百 三 + 五. 条 第 項 又 は 第 六 百
- 六 臨 時 贈 与 報 告 基 潍 期 間 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企業者が ~上場 %会社等<sup>1</sup> 又 は 風 俗 営業会社  $\mathcal{O}$ 1 ず
- 七 臨 時 贈 与 報 告 基 潍 期 間 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者  $\mathcal{O}$ 特 定 特 別 子 会社 が 風 俗 営 業 会 社 に 該
- 当しない旨の誓約書

れ

に

t

該

当

L

な

1

旨

の誓

約

書

13

八

前

各

号

に

撂

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほ

か、

前

項

各

号

に

掲

げ

る

事

項

に

関

L

参

考

とな

る

書

類

経 済 産 業 大 臣 は、 第 項 第三 項 及 び第 + 項  $\mathcal{O}$ 報 告を受け た場 合 に は 第 九 条 第二 項各号又は 第三 項

とする。 企 項各号又は 合  $\mathcal{O}$ ら に 業者又は 第二十二号まで又は 報告を受け は 該当しないこと、 第十 第二 · 条 第 特 · た場 別 項各号に該当することをそれぞれ 相 合 項各号又 続 に 認 第五 第九 定中 あ 0 条第三 て は第二 項ただし書及び第七項ただし 小企業者 は 株式 項各号に該当すること、 項第二号 交換完全 ( 第 九項 から第二十号までに該当しないこと、 親会社等)  $\mathcal{O}$ 報告を受けた場合に 確認したときは、 書 に 並 の報告を受けた場合には 対 し、 び に第 様 これ . あ 十項 式 第 0 + て 5  $\mathcal{O}$ 六によ は 0 報告を受け 吸収 報告をし 合併 第九 る確 第 た特 存 た場 項 九 認 続 書 条第二 0 報 会社 別 を交付 合 贈 に 告を受け 項第二 · 等、 与 は ける 認 前 第 定 条 号 + 中 た t 第 項 場 カ 小

経営承 継 贈 与 者  $\mathcal{O}$ 相 続 が 開 始 した場合 の経 済産業大 臣  $\mathcal{O}$ 確 認

第十三条 完全子 み、 小  $\mathcal{O}$ た場合に 相 企業者: 第 続 会社 が 項 九 お 開 等 に 条 特 等 規 第二 け 別 始 とな る吸収へ 同 定する 贈 L た場 項 与 項 に 認 0  $\mathcal{O}$ 一合には、 規 た 合 申 規 定 定す -請書、 併 場 中 定 合 存 にこ 小 る に 続会社等及び を提出 ょ 企 業者 申 次 お ŋ 当  $\mathcal{O}$ 請 け 各号の ľ 等 該 書 る を提 株 7 認 特 式 定 1 交換 特 る中 出 別 1 が ず 別 贈 取 L 完全 与認· 贈 れにも該当することについて、 ようとして 小 Ŋ 与 企 消 認定中 業者 親 され 定 会社 中 た者 並 小 等 小 企 び 7 企業者 に を除 る中 業 を 者 1 特 小企 う。 別 く。 が 贈 特 与認 業者を含む。 以 株式交換等に 以 別 下 下 贈 定 ک 与 同 Ü 中 認定  $\mathcal{O}$ 経 条 小 中 済 企 12 産 ょ 業 小 は お 業大臣 に り 者 企業者で 1 当該 他 が 係 て 合併 る経 同  $\mathcal{O}$ 会社 r.  $\mathcal{O}$ 特 確 営 に あ 别 認を受ける 承 ょ 0 贈  $\mathcal{O}$ 株式 た者 継 及び り 与 贈 消 認 を含 交 第 与 定 滅 換 者 中 七

ことが

で

きる

当該

相

続

 $\mathcal{O}$ 

開

始

 $\mathcal{O}$ 

時

に

お

7

て、

当該

特

莂

贈与

認定中

小

企業者等が

中

小

企業者であること。

66

当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 時 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業者等が 上場会社等 又 は 風 俗 営業 会社  $\mathcal{O}$ V ず

れ

に

Ł

該

当

な

*\* \

こと。

- 三 当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 時 に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 等 が · 資 産 保 有 型会 社 に 該 当 L な
- 几 者 等 半 が 該 資 相 産 続 渾  $\mathcal{O}$ 用型会 開 始  $\mathcal{O}$ 社 日 に  $\mathcal{O}$ 該 茪 当 日 L  $\mathcal{O}$ ない 属 す る 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 直 前  $\mathcal{O}$ 事 業 年 度 に お 11 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小

企

業

- 五. 者 等 当 該  $\mathcal{O}$ 総 相 収 続 入  $\mathcal{O}$ 金 開 額 始 が  $\mathcal{O}$ 零を 日  $\mathcal{O}$ 超 翌 えること。 日  $\mathcal{O}$ 属 す る 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 直 前  $\mathcal{O}$ 事 業 年 度に お 1 て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企
- 六 者等 有する場 当 当 該 該 又 は 特 相 合に 別 続 該 贈  $\mathcal{O}$ 与 限 特 開 る。 認 別 始 贈 定  $\mathcal{O}$ 時 中 与 認 12 に 小 定 企 あ お 業者 0 中 1 7 て、 小 等 は 企 当該 業 五.  $\mathcal{O}$ 特 人以 者 等 別 特 上 に 子 別 会社 よる 贈 であること。 与 支 が 認 配 外 定 中 関 玉 I 会 社 小 係 が 企業者等 に あ 該当する場合 る 法  $\mathcal{O}$ 人 が 常 当 時 該 使 特 用する従 (当 別 子 該 会社 特 業員 別  $\mathcal{O}$ 贈 株 与  $\mathcal{O}$ 数 認 式 又 定 が は 中 持 小 人 以 分 企 業 上 を
- 七 社 当 又 は 該 風 相 続 俗 営  $\mathcal{O}$ 業 開 会 始 社  $\mathcal{O}$ 時  $\mathcal{O}$ 1 に ず お れ 7 て、 に t 当 該 該当 L 特 な 别 贈 1 与 認定中 小 企業者等の特定 特 別子会社が 上場会社 等、 大会
- 八 イ 当 る 1 ず 該 同 当 族 該 特 れ 翼 特 别 カン 係者と合わ 贈 に 別 . 該当、 与 贈 与 認 す 定 認 る者を含む。 定中 中 せて当該 小 企 小 業者: 企業者等 特別 等  $\mathcal{O}$ 贈 で 経  $\mathcal{O}$ 与 あ 代 営 認定中 表者 承 0 7継受贈 て、 代代 当 小 表権 者 企 該 業者 が、 相 続 を 等 制 次  $\mathcal{O}$ 限 に  $\mathcal{O}$ 開 総株 され 掲 始 げ  $\mathcal{O}$ 主等 てい る 時 12 1 ず 議 る者を除 お 決権 1 れ に て、 ŧ, 数 当該 き、 該  $\mathcal{O}$ 当 百 分 第 する者 経 営 九  $\mathcal{O}$ 条 五. 承 + 第 で 継 を超 受 匝 あ 贈 ること。 項 え 者 る 号 に 議 係

数 決 権 が 15  $\mathcal{O}$ 数 ず を れ 有  $\mathcal{O}$ 当 該 カン 同 族 つ、 関 当 係 該 者 代 が 有 表 者 す る当 が 有 該 す る当 株 式 等 該 に 特 係 别 贈 る 議 与 決 認 定 権 中  $\mathcal{O}$ 数 小 Ł 企 業 下 者 口 5 等 な  $\mathcal{O}$ 1 株 者 式 等 で あ に る 係 る 議 決 権  $\mathcal{O}$ 

口 当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 直 前 に お 11 て、 当 該 経 営 承 継 贈 与 者  $\mathcal{O}$ 親 族 で あ 0 たこと。

九 類 小 当 企  $\mathcal{O}$ 株 業 該 者 式 特 を 等 別 発  $\mathcal{O}$ 贈 経 行 与 営 認 L 7 定 承 中 継 1 受 る場 小 贈 企 合 業 者 に 者 以 等 あ 外 が  $\mathcal{O}$ 0 会 者 7 社 が は 法 有 当 第 L 該 7 百 1 相 八 続 条 な 第 1  $\mathcal{O}$ こと。 開 始 項 第  $\mathcal{O}$ 時 八 号 に お 12 掲 1 7 げ 当 る事 該 株 項 に 式 を 0 当 1 該 7 特  $\mathcal{O}$ 定 別 贈 8 が 与 認 あ 定 る 中 種

2 前 項  $\mathcal{O}$ 確 認 を 受け ょ うとす Ź 特 别 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 等 は 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業者 等  $\mathcal{O}$ 経 営 承 継

写 L 通 及 び 次 12 掲 げ る 書 類 を 添 付 L て、 経 済 産 業 大 臣 12 提 出 す る ŧ  $\mathcal{O}$ とす Ź。

贈

与

者

 $\mathcal{O}$ 

相

続

 $\mathcal{O}$ 

開

始

 $\mathcal{O}$ 

日

 $\mathcal{O}$ 

翌

日

か

5

八

月

を

経

過

す

る

H

ま

で

に、

様

式

第

+

七

に

ょ

る

申

請

書

に

半

該

申

請

書

 $\mathcal{O}$ 

当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 時 に お け る当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 等  $\mathcal{O}$ 定 款  $\mathcal{O}$ 写

当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 時 に お け る 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 等  $\mathcal{O}$ 株 主 名 簿  $\mathcal{O}$ 写

 $\equiv$ 登 記 事 項 証 明 書 当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日 以 後 に 作 成 き れ た t  $\mathcal{O}$ 12 限 る。

兀 当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 時 に お け る 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 等  $\mathcal{O}$ 従 業 員 数 証 明 書

五 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 等  $\mathcal{O}$ 当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 갶 H  $\mathcal{O}$ 属 す る 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 直 前  $\mathcal{O}$ 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 会

社 法 第 兀 百 + 五. 条 第二 項 又 は 第 六 百 + t 条 第 項 に 規 定 す る 書 類 そ  $\mathcal{O}$ 他 これ 5 に 類 す る 書 類

六 当 該 相 続  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 時 に お い て、 当 該 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 等 が 上 場 会社 等 又 は 風 俗 営 業 会社  $\mathcal{O}$ V ず

れ

12

£

該

当

L

な

1

旨

 $\mathcal{O}$ 

誓

約

書

- 68 -

## 七 次に掲げる誓約書

イ 場 合 当 で 該 あ 相 0 続 7  $\mathcal{O}$ 当 開 該 始 特  $\mathcal{O}$ 時 別 贈 に お 与 認 7 て、 定 中 当 小 該 企 業 特 者等 別 贈 与 又 は 認 当 定 中 該 特 小 別 企 業者等 贈 与 認 定  $\mathcal{O}$ 特 中 別 小 子 企 会 業 者 社 等 が 外 に 玉 ょ 会社 る 支 配 に 該 関 当する 係 が あ

る法 人 が 当 該 特 別 子会 社  $\mathcal{O}$ 株 式 又 は 持 分を有 L ない とき は、 当 該 有 l な 1 旨  $\mathcal{O}$ 誓 約 書

口 会社 当 該 又 は 相 風 続 俗  $\mathcal{O}$ 営 開 業 始 会社  $\mathcal{O}$ 時  $\mathcal{O}$ 12 1 お ず 1 て、 れ に 当 ŧ 該 該 当 特 别 L 贈 な 与 1 認 旨 定  $\mathcal{O}$ 誓 中 約 小 企 書 業者 等  $\mathcal{O}$ 特 定 特 別 子 会社 が 上場 会社

大

八 六 該 を有する 当 特 条第二 該 别 相 贈 親 項 与 続 E 認 族  $\mathcal{O}$ 規定す 定 に 開 限 中 始 る。 小  $\mathcal{O}$ る中 時 企 業 以 下 に 者 小 お 等 この号に 企業者に該当す け る当  $\mathcal{O}$ 経営 該 承 お 経 継 営 1 受 7 承 贈 うる場 同 継 者 ľ, 贈 及 合に 与 び 者 そ あ 及 0 戸  $\mathcal{O}$ 0 び て そ 親 籍 は、 族 謄  $\mathcal{O}$ 本 親  $\mathcal{O}$ · 等 当 族 戸 籍 並 該 (当該 び 特 謄 に 別 本 当 箬 贈 特 該 与 莂 贈 相 認 定 与 続 中 認  $\mathcal{O}$ 定 開 小 中 始 企 業 小  $\mathcal{O}$ 時 者 企 に 等 業 者 お  $\mathcal{O}$ 等 け 株 る 式 が 第 等

3 を交付 経 済 産 し、 業 大臣 当 該 は、 確 認 前 をし 項  $\mathcal{O}$ な 申 請 1 を受け 旨  $\mathcal{O}$ 決定を た場 L 合に たときは お 1 て、 様式 第 第 + 項 九  $\mathcal{O}$ に 確 より 認 を 申 L 請 たときは 者 で あ る 様 式 特 第 別 贈 + 与 八 認 に 定 ょ 中 る 小 確 企 認

4 ょ V) 経 当 済 該 産 業 確 大 認 臣 を受け は、 たことが 第 項  $\mathcal{O}$ 判 確 明 認 を受け L たときは た特 别 そ 贈 与  $\mathcal{O}$ 認 確 定 認 中 を取 小 り 企 消 業者等 すことが に つ できる。 1 て、 偽 ŋ そ 0 他 不 正  $\mathcal{O}$ 手 段 に

者

等

12

対

L

7

通

知

な

け

れ

ば

な

5

な

1

5 1 た 経 中 済 小 産 企 業 業者に 大 臣 にそ は、 の旨を 前 項  $\mathcal{O}$ 通 規 知 定 に L な ょ け n 確 れ ば 認 なら を 取 な 1) 消 L たときは、 様式第十九の二に ょ り ·当該: 確 認を受けて

(法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金)

第十四 及 び 条 特 別 法 相 第 続 + 認 定 兀 中 条 第 小 企 業 項 者  $\mathcal{O}$ 経 以 済 下 産業省令 認 定 中 で定める資 小 企 業 者 等 金は、 とい 認定 う。 中 小 企業者、  $\mathcal{O}$ 事 業 活 特 動 別  $\mathcal{O}$ 贈 継 与 続 ·認定· に 必 要 中 な 小 企 資 業

当該 認 定 中 小 企業者等 の代表者が 相 続 に ょ り 承 継 L た債務であって当該認定中 小 企 業者等  $\mathcal{O}$ 事 業 用

資 産 等 を 担 保 とす る借す 入 れ に 係 る Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 弁 済 資 氽 あ

0

て、

次

に

掲

げげ

る

Ł

0

とする。

者 当 該 代 表者 認 定 で 中 あ 小 企 0 業者等 た者を含む。 以 外  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ が 死亡又 有 す Ź んは退 株 式 任 等 に 又 は 起因する経 事 · 業 用 資 営 産 等を、  $\mathcal{O}$ 承 継 当 該 に 伴 認 1 取 定 中 得 す 小 るた 企 業 者 8 等  $\mathcal{O}$ 資  $\mathcal{O}$ 代 表

三 件 当該 手 次 ,続法に (Z 掲 認 定 げ 中 る ょ 小 ŋ 1 ず 審 企業者等 判 れ が か を 確 定 内 の代表者 容 Ļ とす 若し うる判決 代 Š 決 は 表者であ 調 が 停が 確 定 成 0 し、 <u>\\</u> た者を含む。 裁 したことに 判 上若 L ょ < り 0 は 経営 裁 死亡 判 [を承 外 に 起  $\mathcal{O}$ 因 継 和 する 解 L た が 代 経 あ り、 営 表 者  $\mathcal{O}$ が 承 又 継 負 は 担 家 に 伴 事 た 事 1

債務を支払うために必要な資金

1 代 当該 表 者 認 が 定 他 中  $\mathcal{O}$ 共 小 同 企 業 相 者 続 等 人 に  $\mathcal{O}$ 対 株 L 式 等 7 債 又 務 は ジを 負. 事 業 担 用 す 資 る旨 産 等 を  $\mathcal{O}$ 遺 ŧ 産 0 てする分割  $\mathcal{O}$ 分 割 に 代えて当 該 経 営 を 承 継 た

当 留 該 分 当 該 認 0 定 経 減 中 営を承 殺 を受 小 企業者等 け 継 た場 L た代 合  $\mathcal{O}$ 代表者 表者 に お け が る当 有する当 代 表者 該 株 こであ T該認. 式 等 0 又 定 た者を含む。 は 中 事 小 業 企 業 用 者等 資 産 等  $\mathcal{O}$ 株式 0  $\mathcal{O}$ 死 返 亡 還 等 又は 又 義 には 務 事 退 を 業用 任 免 れ に 起 資 る 因 産 た 等 8 L に 7  $\mathcal{O}$ 対 価 当 額 L 該 7 弁 経 償 潰

几

口

営を承継した代表者が、 相続若しくは 遺贈 又は贈 与により取得した当該 認定中 小 企業者等 の株式等若

くは事業 用資産等に係 る 相 続 税 兄又は贈り 与 税 を 納 付 するため 0 資 金

五 前 各号に 掲 げ Ź t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 当 該 認 定中 小 企業者 等  $\mathcal{O}$ 事 業 活 動  $\mathcal{O}$ 継 続 に · 特 に必 要な資 金

(法第十五条の経済産業省令で定める要件)

第十 -五条 法第十五条  $\mathcal{O}$ 経済産業省令で定める要件は、 次に掲げるものとする。

一 当該中小企業者が会社であること。

当該 中 小 企業者 が 上場会社等又は 風 俗 営業会社  $\mathcal{O}$ **,** \ ずれ に ŧ 該当し

三 当該 中 小 企業者に、 次に掲げるい ずれ カ · の者 (二人以上あるときは、 そのうちの当該中 小 企業者が定

な

いこと。

めた一人に限る。以下「特定後継者」という。)がいること。

イ 表者 当該 の候 中 補者であ 小 企業者 って、 0 代表者 当該代表者か (代表者 であ 5 相続若 0 た者を含む。)が しくは遺贈 又は 死 亡又は 贈 与に ょ 退 ŋ 任 当該代 した場 合に 表者が お 有 け する当 る新り た 該 な代

小 企業者  $\mathcal{O}$ 株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるも  $\mathcal{O}$ 

口 5 当該 相 続若 中 小 L < 企業 は 遺 者 贈  $\mathcal{O}$ 代表者 又 は贈 与 で により当 あ 0 て、 該 当 該 中 中 小 企 小 業者 企 業者  $\mathcal{O}$ 株  $\mathcal{O}$ 他 式等及び事  $\mathcal{O}$ 代 表者 業用資産等を取得することが見込 (代表者 こであ 0 た者を含む。 か

まれるもの

兀 当 該 中 小 企 業者 に、 次に 撂 げげ Ź 1 ず れ カ の者であって、 その親族に特定後継者が , , るもの ( 以 下 「 特

定代表者」という。)がいること。

1 中 小企業者 の代表者 (前号イの代表者又は 口 0 他 の代表者に限 り、 代表権を制 限されてい 、る者

を除り 以 下この号にお į١ て同じ。 であって、 次に掲げ げ Ź 1 ずれ に も該当する

(1)決権 分の に 当該 係 る 五.  $\mathcal{O}$ 数が + 議 代 -を超え 表者 決 1 権 ず が  $\mathcal{O}$ ĥ 数 る議決権 . の 当: 当 t ī該代· 下 口 該 同 5 0) 表者に係 数を有る な 族 関 1 者で 係者 į る 同 あること。 (当該中 族 か 関 つ、 係 当該 小 者と合 企業者 代表者が わ せて当 の特定後継者を除く。 有する当 一該 中 小 該 企 中 業 者 小 企  $\mathcal{O}$ 業者 総 が 株 有する当 主 0 株 等 式 議 等 決 該 に 権 係 株 数 式 る  $\mathcal{O}$ 等 百 議

(2)数 小企業者の 者 当 ŧ  $\mathcal{O}$ 総 該 下 代 株 口 主等議 表者 5 株 な 式 カン が 7等に係る 決権 0 代表者 たことが 数 る議決 0 百 で ある時 分の あ 権 る者 五. 0 数が 十を超える議 に であること。 お いて、 1 ずれ 当該 0) 当 決 代表者に係 該 権 同 の数を有 族関係者が有する当該株式等に係 る同 か 族 つ、 関係者と合わせて当該 当該 代表者が有する当 る 議決 中 小 該 権 企 業  $\mathcal{O}$ 中

口 該 中 小 企業 者 の代表者であった者 であって、 次に掲げるいずれにも該当するも

(1)当該 者 総 を除 当該 株 中 主 代 小 等 企業 . 表者 議 決 が 者 で 権 あっ 有する当該株式等に係る議決権  $\mathcal{O}$ 数 株  $\mathcal{O}$ た者が、 式 百 第に 分の に係る議 五 当該代表者であった者に係 十を超 決 える議 権  $\mathcal{O}$ 数 が 決 1 権 ず  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 数も下回 数 れ を有  $\mathcal{O}$ 当 る同 該 5 同 ない 族関 族関係者と合わせて当該中小企業 か つ、 者であること。 係 当該 者 (当該 代 表者 中 で 小 企業 あ 0 者 た 者  $\mathcal{O}$ 特定 が 有 者 後 す 継  $\mathcal{O}$ 

(2)と合わ 当 該 せて当該 代 【表者 で 中 あ 6 小 企業者 た者 が、  $\mathcal{O}$ 総株 代表 主等 者 で 議決 あ 0 権 た 数 時  $\mathcal{O}$ に 百分の お 1 て、 五. 当 十を超え T該代 表者で える議決な あった者 権  $\mathcal{O}$ 数を有 に 係 る 同 か 族 関 係 当 者

該 表者であった者が 有してい た当該 中小企業者の株式等に係る議 決権  $\mathcal{O}$ 数が いずれ の当該 同 族 関

係 者 が 有して 7 た当該株式 等に係る議決権  $\mathcal{O}$ 数も 下 回らなかったことが ある者であること。

五 す Ź 特 ため 定 代 . 表者が 0 具 体的 有 す な 計 る当 画 を有 該 中 小 L てい 企 業 ること。 者  $\mathcal{O}$ 株 式 等 及 び 事 業用 資 産 等 に つい て、 特 定 後 継 者が支障 なく

取

得

六 当該· (特定: 中 代 小 企 表者又 業者 は に、 特定後 特定 継者 後継 者 親  $\mathcal{O}$ 族 相 のう 続 が 開 始 した場合に、 該 小企業者が定め 新たに特定後継者となることが見込ま た一人に 限る。 以下同 が れ る

ること。

者

 $\mathcal{O}$ 

5

0

当

中

Ü

七 前各号に掲げる要件のほ か、 中小企業者が 経済産業大臣 の指導及び助言を特に必要とし ていること。

導及び う助言に に係 る経済 産業大 臣  $\mathcal{O}$ 確 認

第 十六 することについて、 ことが見込まれる者 条 中 小 企 業者 経済 が は 7 産業大臣 る場合に 前 条 第 あっ 号  $\mathcal{O}$ 確認を受けることができる。 か て ら第五 は、 号までに 同 条第 号か 掲 げる要件 ら第六号までに掲げる要件) **(前** 条第 六号の 新 たに 特  $\mathcal{O}$ 定 1 ず 後 れ 継 に 者となる ŧ

2 に 掲 前 げる書 項  $\mathcal{O}$ 確 類 認を受け を添付 して、 ようとす 経済 る中 産 屋業大臣 小 企 業 に 者 提 は、 出 す 様式 るもの 第二十による申 とする。 請 書 に 当 該 申 請 書  $\mathcal{O}$ 写 通 及 び 次

前 項  $\mathcal{O}$ 確 認 を申 請 する 日 ( 以 下 確 認 申 請 日 という。 に おける当該 中 小企業者の定 款  $\mathcal{O}$ 写

関 係 確 者 認 で 申 あ 請 る会社 日 及び が 特定代表 ある場 合に 者 が 代 あ 表者 0 7 は で あ 当該会社を含む。 0 た 時 に おける当 該 以下この号に 中 小 企 業 者 お **金**当 1 て 同 該 特 ľ 定代 表  $\mathcal{O}$ 者 株 12 主名 係 る 簿 同 族  $\mathcal{O}$ 

写 **当** 該 中小 企業者が 持分会社である場合にあ っては、 当該 特定代表者が 代 表者 であっ た 時 に お ける

当該中小企業者の定款の写し)

 $\equiv$ て当 登 該 記 中 事 小 項 企業者 証 明 書  $\mathcal{O}$ 代表 確 認 者 申 で 請 な 日 1  $\mathcal{O}$ 前 場 合  $\equiv$ 月 に 以 あ 内 0 7 に は 作 当該 成さ, 特定代 れ た ŧ \_表者;  $\mathcal{O}$ に が 限 代 り、 表 者で 特 定 代 あ 表 0 た旨 者 が 確  $\mathcal{O}$ 記 認 載 申 請  $\mathcal{O}$ あ 日 る に 登 お 記 11

事項証明書を含む。)

兀 確 認 申 請 日 に お 7 . て 当 該中 小 企 業者 が 上 場会社等又は風 俗営業会社  $\mathcal{O}$ 7 ず れ に ŧ 該 当し な 7 旨  $\mathcal{O}$ 誓 約

書

五 定後 本等 を含む。 特 継 定 (前条第六号の 者となることが 代表者及びその 新たに特定後継者となることが 親族 見込ま (特定後継者及び当該中 れ る者が特定後継 者又は 小企業者 見込まれ 持定: 代 \_表者 る者がい の株式等を有する親族に  $\mathcal{O}$ 親 族 る場合に であることを明 あっ ---限 は 5 る。 当 か に 該 新 す  $\mathcal{O}$ 戸 る た に 籍 ŧ 特 謄  $\mathcal{O}$ 

六 特定後継者が、 特定代表者が 有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を支障なく取 得するた

七 に 当 あ って 該 中 は 小 企 当該 業者 新 が 特定 たに 特定後 後 継 者 継者となることが見込まれる者を含む。) (前 条第六号の 新 たに 特定後継者となることが見込まれ を定めたことを証 る者 する書 が 7 る場合 類

3 経 済 産 業大臣 は、 前 項  $\bigcirc$ 申 請 を受け た場合に お 1 て、 第 項  $\mathcal{O}$ 確認をしたときは様式第二十一 によ る 確

八

前

各号に

撂

げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほ

か、

前

項

 $\mathcal{O}$ 

確

認

 $\mathcal{O}$ 

参考となる

書

類

 $\Diamond$ 

0

具体

的

な

計

画

に

関

す

る

書

類

認 書を交付し、 確 認をしない 旨の決定をしたときは様式第二十二により申請者である中 小企業者に対

して通知しなければならない。

(変更の確認)

第十七条 前 条第 項 0 確認を受けた中小企業者は、 特定後継者又は第十五条第六号の新たに特定後継 者

なることが見込まれる者を変更しようとするときは、 経済産業大臣  $\mathcal{O}$ 確認 を受けなけ れ ば なら な ただ

相

続

 $\mathcal{O}$ 

開始

 $\mathcal{O}$ 

日

以 後 は当該な 特定後継 確 者を変更しようとする場合に 認を受けることができな あ っては、 当 該特定後継者に係る特定代表者  $\mathcal{O}$ 

2 前 条第一 項  $\mathcal{O}$ 確認を受けた中小企業者は、 第十五 一条第一 項第五号の具体的な計画を変更しようとすると

きは、経済産業大臣の確認を受けることができる。

3 前条第二項  $\mathcal{O}$ 規定 は 前 項  $\mathcal{O}$ 申 . 請 に 0 **,** \ . て準用. ずる。 この場合にお 1 て、 前条第二 項中 「様式第二十

とあるのは「様式第二十三」と読み替えるものとする。

4 前条第三項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 第一項及び第二項  $\bigcirc$ 経済産業大臣の確認につい て準 用する。

(確認の取消し等)

第十八条 経 済 産 一業大臣は、 第十六条第一項  $\mathcal{O}$ 確認 ( 前 条第一 項又は第二項  $\mathcal{O}$ 変更 0 確 認 が あ 0 た場合にあ

っては、 変更後  $\mathcal{O}$ 確 認。 以下この条において同 ľ を受けた中小企業者が次に掲げ Ś 1 ず ħ か に該 す

るときは、その確認を取り消すことができる。

第十六条第一 項  $\mathcal{O}$ 確認を受けた中小企業者の当該 確認 に係る特定後継者の 相 続 が 開 始 したとき (第十

五. 条第一項第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいることについて、 第十六条第 項

の確認を受けた場合を除く。)。

偽 めりそ 0) 他 不 正  $\mathcal{O}$ 手段により 第十六条第 項  $\hat{O}$ 確認を受けたことが 判 明するに至ったとき。

三次項の申請があったとき。

2 第十六条第 項  $\mathcal{O}$ 確 認の 取消しを受けようとするときは、 同 項の確認を受けた中小企業者は、

+ 应 に ょ る 申 請 書 に、 当 該 申 請 書 0 写 <u>i</u> 通を添付して、 経 済 産 業 大臣 に 提出するもの

3 1 た中小企業者にその旨を通 経 済 産 業大臣 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 知しなければならな 規 定に より 確 認 だ を 取 り消 L たときは 様式第二十五 に より 当該

確

認を受けて

(権限の委任)

第 + 九 条 法第十二条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定による経済産業 大臣  $\mathcal{O}$ 権 限 は、 申 請 者  $\mathcal{O}$ 主た る事 · 業 所 0 所 在 地 を管理 轄 す

る経済産 業局長に委任するものとする。 ただし、 経済産業 屋業大臣 が 自らその 権限を行うことを妨 げ ない。

第九条第一 項から第三項まで、第十二条第十三項、第十三条及び第十六条から前条までの規定による経

2

済産 産業大臣  $\mathcal{O}$ 権 限 は 申 請 者  $\mathcal{O}$ 主たる事 業 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 を管轄 す る経 済産業 局 長 に委任するも

だし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(提出期限後の申請又は報告)

第二十条 第七 条第二 項、 第三項若しくは 第十三条第一 一項に 規定する申 請 書 又は 第 一条第 項、 第三

第五 項 第七 項、 第九項、 第十項若しくは第十一 項に規定する報告書が当該 各項に規定する提 出 |期限 ま で

出 遅 に 者 滯  $\mathcal{O}$ 出され なく当 責 8 なか 該 に 申 帰することができないやむを得 ^ 請 書 た場合にお 又 は 当 該 報告 いても、 書 及 U 経 当該 済 産 産業大臣 ない 事 情 事  $\mathcal{O}$ 情 が 詳 当 細 が 、なす。 該 を記 あると 提 載 出 認 期 8) 限 た る場合 内に提 書 類 が 提 に 出 出され、 I され お 1 て、 なか たときは、 当該 ったことに 事 情 当 が B 該 ( ) 申 W て だ 請 後 提

## 附 則

又

は

. 当

該

報告書

が当

該

提

出

期

限

内

12

提

出さ、

れ

たも

 $\mathcal{O}$ 

とみ

第二条 第 た一人に限 号及び第二号に該当する者 臣  $\mathcal{O}$ ることについ を受けようとするときは、 中 に 条 提 当該 小 企業に 平 出 中 0) L 成二十年十 る。 省 たときに 小 お 令 7 企業者 新 は、 ける経営の 規  $\mathcal{O}$ 則 限 被 平 が 月 第十 法第 成二十 り、 相 続 日 六 当該. 当 に 承 十二条第 人 か 条第 限 ら平 該 継  $\mathcal{O}$ る。 中 年 相  $\mathcal{O}$ 中 円滑; 小 続 成二十二年三月三十一 兀 小 企業者 月 項 企 が の代 項 業 開  $\mathcal{O}$ 化に関する法律施 確 者 日  $\mathcal{O}$ 始 認 が 認定 か は Ļ 次に掲げ を受け 5 新 施 規 か (二人以上あるときは、 (新 則 つ、 行 第十 げ 規 す た者と、 Ź Ź。 当 則第六条第 該代 日 行 五. 1 ずれ 条 規 ま 当 表者 第 則 で 該 か  $\mathcal{O}$ 以 代 号か に が 間 表者、 そ 該当する旨を証 項 下 12 第 中 5  $\mathcal{O}$ 「新規則」 は 第五号ま 八 被 そのうち 小 当該 号の 相 企 業者 続 中 事 人 で という。 小 由  $\mathcal{O}$ の当該中  $\widehat{\mathcal{L}}$ 企業者 す に 親 に る書類を経 の省令に 掲 係 族 る げ で あ に Ł 小 る 係 要 企 第十 0 る 業者 . よる改 る 件 に 場 特定 茁 済 に 限 合 該 産業大 に が 定 後 お 正 後 継 8

当該 当該 代 代 .表者: 表 者 が が そ そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 被 被 相 相 続 続 人 人  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 相 相 続 続  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 開 開 始 始  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 日 日 前 前 に、 に、 当該 当 該 被 中 相 小 続 企 人か 業 者 ら当  $\mathcal{O}$ 役 該 員 中 に 小 就 企 任 業者 7  $\mathcal{O}$ 1 株式等又は たこと。

者とみなす。

事業用資産等の贈与を受けていたこと。

三 に 前二 対 L 一号に て 経 掲 営 げ  $\mathcal{O}$ Ź 承 継 t  $\mathcal{O}$ に 係 ほ る か、 計 当 画 該 的 被 な 相 取 続 組 が 人  $\mathcal{O}$ 行 相 わ 続 れ 7  $\mathcal{O}$ 開 1 たと 始 0 認 日 前  $\Diamond$ に 5 当該中小企業者に れ ること。 お 7 て、 当該 代表者

2 に該 で たに特定後継者となることが見込まれる者とみなす。 人 あ  $\mathcal{O}$ 前 当することに る旨 親 項 族  $\mathcal{O}$ 書  $\mathcal{O}$ のうち 書 類 類 を の 一 提 を提 つい 出 人が当該代表者の す 出 . て新規: る際に、 L たときは、 則第十六条第 併せ 当 て、 該 相 中 続 前 項 小  $\mathcal{O}$ 項 開  $\mathcal{O}$ 企 規定 業 始  $\mathcal{O}$ 確 者 L にこ 認 た場合に新たに特定後継者となることが見込ま は より を受け 新 規 特定 則 第 た者と、 + 後継者とみなされた代表者又はその 五. 条 第 当該 親 号 族 から は当該 第六号まで 中 小 企業者に に 掲 げ 係 被 る れ 要件 る る 相 新 者 続

第三条 法 律 項 O施 この省令の施 認 行 定 規 及 則 び こその 以 下 申 行 詩に 旧 前にされたこの省令による改 規 つい 則 ては、 とい う。 なお 第六条第 従 前  $\mathcal{O}$ 第 例 正 に による。 項 前 0 第 中 号 小 企業 か 5 第六号 12 お け る経営 まで 営  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 由 承 に 継 係 0 円 る 法 滑 第 化 にこ 関 条 す る 第

2 び 第九 条第 この 省令 号 並 項 び  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 施 認 第六項各号 行前 定 及 にされ び その た  $\mathcal{O}$ 申 事 請 旧 規 由 に に 則第六条第 0 係 1 7 る法第十二条第 は この 項第七号及び第八号並びに第三 省 令  $\mathcal{O}$ 項 施 0 行 認 後 定及 は びその そ れ ぞ 申 れ 請 新 項各号の とみなす。 規 則 第六 条 事 第 由 に .係る法 項 第 八 第 号及  $\dot{+}$ 

第四 した場合で 二 十 一 条 年法律第十三号。 平 成二十一年三月三十 あ · つ て、 当 該 以下 株式 等 所 日 が 得税法等改 までに中 選 択 特 定 受 小 企業者 觯 正 法 同 族 の代 とい 会社 う。 表者 株式 が当該 等 附 (所 E 則第六· 中 得 税 小 + 法 企 業者 四条第二項に 等  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 部 株式等を贈 を 改 規定する選 正 す 与に る 法 律 ょ 沢 り 平 特 取 定 成 得

該 株 株 式 同 等 を 族 会社 を当該 う。 株 式 以 代 等を 下 表 者 同 いう。 ľ  $\mathcal{O}$ 被 相 以下 であ 続 人 るときに 同 か ľ 5 相 続 又は お 又 は け る 選 潰 新 贈 択 規 特 に 定 ょ 則 第六 り 同 族 取 条 得 株 第 式 L 等 た 株 項 (同 式 第 条第七 等 八 とみ 号 O項 な 規 に 定 規  $\mathcal{O}$ 定する 適 用 に 選 0 択 1 特 て 定 同 当 族

第 当 者 五 選 る 式 式 等 択 等 該 新 条  $\mathcal{O}$ た場合であって、 株 をいう。 規 特 被 定 相 平 所 式 則 受贈 第 得 等 続 成二十一年三月三十 税 六条第 人 法 係 が 同 等 族 そ のうち る 会 議  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当該 社 決 項 相 当該 部を改 第八 株 続 権 然株式等 式  $\mathcal{O}$ 経 等 と 号 開 営承 を 正 あ 0 始 7 す が 日 る 規 前 に経営 選択特 う。 ま 継 る  $\mathcal{O}$ 定 で 相 法 は  $\mathcal{O}$ 律 に 中 続 適 又は 定 用 承 人となる者 平 当 受贈 継 小 に 成二十 選 該 企業 相 0 択 続 被 1 同 特 7 族 者 人となる者に対 相 会社 が 定 続 は、  $\mathcal{O}$ 年 同 代 引き続き有 人 株式 表者 法 族 が 同 号 株 律 有 第十三 等 式 す 1 が 等 る当 文は 当 (6)l 該 中 L (同 って贈 号) 選択 該 7 中 当 中 条 7 小 第 附 特 る 与 該 企 小 業者 ŧ 則 をした選 企 被 定 七 第六 業 同 項  $\mathcal{O}$ 相 に に 者 続 族  $\mathcal{O}$ 株式 株式 係 規 +  $\mathcal{O}$ 人が る議 匹 択 定 株 す 等であ 等を贈 条第二 特 式 有 決権 る選 定受贈 等 す る当 に を含 択 項 係 与 るときに に る 該 に 特 同 む。 規 議 中 ょ 定 族 定 n 同 決 小 す 社 族 権 企 お 取 業 得 株 る 株 け

第六 年 相 相 九  $\mathcal{O}$ 続 月 場 税 が 開 平 申 日 告 始 成二 に 期  $\mathcal{O}$ お L 限 + た 1 1 ず 場 车 て、 に 合 + れ 0 に 新 カ 1 月 遅 規 て あ は 則 日 1 0 日 第 て カ 所得 六 は 5 条 平 と 中 成二十 税 新 規 法等 同 五 条 則第七条第三項 及 改 月 び を 年三月三十 正 第七 経 法 過 附 条第三 す 則 第六 る 日 項 + 第 日 中 لح 五. ま 八 条第 あ 条 で 八 第三 る  $\mathcal{O}$ 月 間  $\mathcal{O}$ を経 項 項 は に 及び 並 お 五 過 び 1 でする に第・ 第二 月 7 を 経 日 項 十二条 経 営 過 0 承 لح す 規 継 定に あ 第三 る 相 る B 続 ょ 項  $\mathcal{O}$ 又 人 は る は 及  $\mathcal{O}$ ものとする。 平 び 被 八 第 成二十 相 月 続 を 項 人 経  $\mathcal{O}$ 

読

み替えるものとする。

過 す る 日 又 は 平 -成二十 年 十二月 日  $\mathcal{O}$ 1 ず れ カン 遅 1 日 と読 4 替えるも O

第七 条 が 条  $\mathcal{O}$ あ 確 0 た 認 場 0 新 省 合 12 令 規 則 あ  $\mathcal{O}$ 第 施 0 + 7 行 七 は、 前 条 に 第 変 さ 更 れ 項 後 た 又  $\mathcal{O}$ 旧 は 規 確 第二 認) 則 第 項 + 及 五. び  $\mathcal{O}$ 変 そ 条 更  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 申  $\mathcal{O}$ 確 確 請 認 認 12 が 0 旧 規 1 あ 則 7 0 第 は た 十六条 場 合 に  $\mathcal{O}$ 第 省 あ 令 0 7 項  $\mathcal{O}$ 又 は 施 は 行 変 第 後 更 は 項 後  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 新 変 規 確 認) 更 則 第  $\mathcal{O}$ 及 確 75 認

第

そ

 $\mathcal{O}$ 

申

請

とみ

な

会社 当 八 が で 定 1  $\mathcal{O}$ 企 お 取 口 う。 あ 該 引 後 業 得 条 (1)け き続 株 者 代 継 中 部 る 0 式 た 者 た を 新 平 表  $\mathcal{O}$ 等 当 き有 者 改 株 場 者 規 成二 に 下 を 式 が 該 則 合 対 同 正 が 第 ľ す 等 代 + 有する当 1 当 L L で 表者 7 う。 る 7 該 あ + に 贈 法 係 年三 五. 1 中 0 る 与 で 律 る 条 て、  $\mathcal{O}$ 以 小 該 議決 第 t をし あ うち 下同じ。 月三十 企 平 当 中 業  $\mathcal{O}$ 0 当 に係 項第 た 成 者 権 該 た 小 者 該 株 選 企 <u>一</u> 十  $\mathcal{O}$ る 業 特 と 匹 式 択 が 日 特 議 者 又 あ 号 等 有 定 特 定 ま 決権 年 **0** が す は る で 後 定  $\mathcal{O}$ 後 受 株 る当 法 選 継 規 選 に 継  $\mathcal{O}$ 式 択 律 択 を含む。 贈 者 者 は 定 中 等 第 該 特 特 同 が 12 小  $\mathcal{O}$ 「当該 に 中 定受 族 十三 対 適 引 定 企 係 会 き 同 小 用 業 L 一号) 社 る 企 続 族 7 代 に 贈 者 表者 業 株 株 議 贈 同 き <u>つ</u>  $\mathcal{O}$ 者 式 V) と読 決 有 与 式 附 族 特 会社 等 等 を て 権  $\mathcal{O}$ 則 が 定 み替 有す 株 後 又 て 第 L は (同 **当** は 式 六 た 株 継 1 + こえる 等に 条第-選 る当 該 式 る 同 者 選 代 应 択 号 等 択 Ł が ī該 中 表者 ŧ 特 係 七 条 特 1 又 当  $\mathcal{O}$ 定 項 第 定 (1)は 該 る  $\mathcal{O}$ に で 議 係 に 受 小 中 選 中 同 うする。 贈 あ 決 規 項 企 択 族 る 小 当 定す 業 権 (Z 株 0 議 同 特 企 た者 者 該 業 式 規 族 定 決 とあ る選 会社 等 定 代 者 権  $\mathcal{O}$ 同 \_表者 を含 す が 株 0 族  $\mathcal{O}$ うち 当 択 る選 式 る 株 株 株 該 特定 む。 等 式 式 が  $\mathcal{O}$ 式 当 は 択 等 等 中 等 に 有 する当 係 該 特 を 同 で 小 当 特 企 族 定 所 る あ 贈 受贈 定 業者 該 株 得 議 ると 与 式 代 決 該 後 税 きに 等 継 表 同 同 法 権 中 ょ  $\mathcal{O}$ 特 者 者 号 を 族 等 小 1)

附 則 (平成二一年一二月一四日経済産業省令第六七号)

この 省 令 は 農地 法等の一部を改正する法律の施 行  $\mathcal{O}$ 日 (平成二十一年十二月十五日) から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日経済産業省令第一七号)

(施行) 期日

第 この省令は、 平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 (経過 措 この 置 省令の 施 行 前に 次の各号に掲 げ 事 由 が あ 0 た場 合であってこ  $\mathcal{O}$ 省令  $\mathcal{O}$ 施 行 後 に 該 事

る

項の 認定につい 7 は なお 従 前 0) 例に による。

る法第十二条第一

項

 $\mathcal{O}$ 

認定

(当該各号に定め

る事

由

に係るも

 $\mathcal{O}$ 

に限

る。

 $\mathcal{O}$ 

申

請がされたときに

お

け

る

同

当

由

に係

旧 規則」 贈 与 この という。 省令に よる改 第六条第一 正 前 項第- $\mathcal{O}$ 中 七 小 号 企 業  $\mathcal{O}$ 事 に 由 お け る経 営  $\mathcal{O}$ 承 継  $\mathcal{O}$ 円滑化 に関する る法 律施 行 規 則 ( 以 下

相 続 旧 規 則第六条第 項第八号  $\mathcal{O}$ 事 由

2 う か  $\mathcal{O}$ 0) 処分が、 省 令  $\mathcal{O}$ され 施 行 て 前 に 1 され ない ŧ た法第十二条  $\mathcal{O}$ に 「係る同 第 項  $\mathcal{O}$ 認定 項  $\mathcal{O}$ に 認 0 定 7  $\mathcal{O}$ 申 て は 請 で あ な 0 お てこの 従 前  $\mathcal{O}$ 例に、 省令 ょ  $\mathcal{O}$ る。 施 行  $\mathcal{O}$ 際 認 定をす る カン

第三条 定 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 有 例 効期 この省令の に ょ いりされ 限 旧 施 規 た 別第九 認定 行 前にされ ( 以 下 条第 た法第十二条第一 項 旧 から第三項まで 認 定 と総称す 項 る。 0  $\mathcal{O}$ 認定 認定及び に  $\mathcal{O}$ 取 係 消 前条第 る Ļ 旧 規 旧 則 規 第 項 則第十年 文は 八 条第 第二項 · 条 第 項  $\mathcal{O}$ カン 規定 5 項及び第二項 第三 にこ より 項 ま な で の合 お  $\mathcal{O}$ 認 従

併 並 てバ が に あ 旧 0 た 規 則 場 第 合 十 二  $\mathcal{O}$ 認 条 定 第  $\mathcal{O}$ 承 項 継 第三 旧 規 項 則 第 第 + 五. 条 項、 第 第 項 七 及 項 び 第 第 九 項 項  $\mathcal{O}$ 第十 株 式 項 交 換 及 等 び 第 が + あ 0 項 た 場  $\mathcal{O}$ 報 合 告  $\mathcal{O}$ 認 12 定 0 1  $\mathcal{O}$ 7 承 継 は

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

る。

2 開 等 中 合 に 同  $\mathcal{O}$ . 当 に ľ 小 場 始 合 該 企 は 同  $\mathcal{O}$ l 省 た 項 経 業 に 場 営 者 令 及 12 お 同 等 合に 規 び 項 承 1  $\mathcal{O}$ 定 継 に 第 7  $\mathcal{O}$ 施 は 係 経 贈 す 七 行 る る 条 与 同 済 前 と 経 第 者 申 条 産 12 請 営 第 業  $\mathcal{O}$ 旧 項 大 そ 認 相 書 承 れ 定 を 続 継 12 項 臣 ぞ 提 中 が 贈 規 に  $\mathcal{O}$ れ 係 開 与 定 出 確 者 する申 以 読 L 始 認 る 下 ようとし み替える L  $\mathcal{O}$ 及 旧 . \_ た 規 び 相 場 則 続 請  $\mathcal{O}$ 同 合 第 条 書 条 が ŧ てい を除 第 開 十三条第 を に 加 提 始 のとす お る中 く。 L 項 出 11 た  $\mathcal{O}$ 7 L Ź。 場 小 7 同 確 に 合 項 企 1 じ 認 に 業 は る  $\mathcal{O}$ (当  $\smile$ 者 中 規 取 を含 とあ 定す 該 消 小 並 認 企 び L む。 業者 る 定 に る に に 経  $\mathcal{O}$ 0 は 係 並 と 営 1 に る贈 あ 7 承 び 当 係 は 継 に る 与 る 該 贈  $\mathcal{O}$ ٢, に 経 特 な は 与. 係 者 営 别 お 承 贈 る 以 従  $\mathcal{O}$ 当 相 贈 継 与 下 前 該 認 ک 贈 与  $\mathcal{O}$ 続 定 税 与 特  $\mathcal{O}$ 例 が 者 中 申 に 開 別 条 告  $\mathcal{O}$ 小 贈 に ょ 始 相 企 期 与 お L 業 た 続 限 認 1 者 7 前 定 場 が

3 下 同 旧 条 新 認 第 規 定 則 に 項 係 第六号中 るこの省 と 7 う。 令に 五 第 ょ 十三 人 る改 以 上 条 第 正 とあ 後 項  $\mathcal{O}$ 中 る  $\mathcal{O}$ 小  $\mathcal{O}$ 経 企 は 済 業 産 業 に お 大 臣 け 人 Ź 以  $\mathcal{O}$ 上 経 確 認 営 لح  $\mathcal{O}$ 及 読 U 承 み 同 継 替 条  $\mathcal{O}$ え 第 円 る 滑 兀 ŧ 項 化 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とす 関 確 す 認 る  $\mathcal{O}$ 法 取 律 消 施 L に 行 規 0 1 則 て は 以

第四 れ  $\mathcal{O}$ 変 5  $\mathcal{O}$ 更 確  $\mathcal{O}$ 認 0 確 省 12 認 令 0  $\mathcal{O}$ 申  $\mathcal{O}$ 1 請 施 て は 行 で あ 前 な に 0 てこ さ お れ 従 前 た  $\mathcal{O}$ 省  $\mathcal{O}$ 旧 例 規 令 12 則  $\mathcal{O}$ 第 ょ 施 る。 + 行 六  $\mathcal{O}$ 条 際 第 確 認 をす 項  $\mathcal{O}$ る 確 認 カン どう 又 は カン 旧 規  $\mathcal{O}$ 則 処 第十 分が さ 七 条 れ 7 第 1 な 項 若 1 Ł し <  $\mathcal{O}$ に は 係 るこ 項

第五条 る。 二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 変更 この で あ 省令の 0) 0 確 7 次 認 施 又  $\mathcal{O}$ 各号の は 行前 前 にされ 条 1  $\mathcal{O}$ 規 ず 定 た れ に 旧 カ によりない に 規則第十六条第 該当するも お 従 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 例 に 項 に 係 よることとされ  $\bigcirc$ る旧 確 認若しくは 規則第十八 た確認 条 旧 第 規 則第十七条第一 項 ( 以 下  $\mathcal{O}$ 確 認 旧  $\mathcal{O}$ 取 確 項若しく 消 認 کے 総 0 称 は 第 7 す

は

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

一旧認定に係る旧確認

附 則 第二 一条第 項 又 は 第 二項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ な お 従 前 の例 によることとされた認 定  $\overline{\mathcal{O}}$ 申 請 をしようとし

7 *\* \ る又 は 申 · 請 を L た場 合 に お け る当該 認 定 に 係 る 旧 確 認

第六条 第一 項  $\mathcal{O}$ 旧 確 確 認 認 又 (前 は 新 条各号の 規則第十 1 ずれ 七条第一 か に該当するも 項若しくは第二項の変更の  $\mathcal{O}$ を除く。 この条にお 確認 ( 以 下 いて同じ。 新 確 認 は、 と総 新 規 称する。 則第十六条 لح

2 前 項  $\mathcal{O}$ 旧 確 認 に係 る次の各号に掲げる者 は、 同項 0 規定によりみなされ た新 確 認 にこ 係る当該各号に定

る者とみなす。

4

なす。

旧 規 則 第十二 五 条第三号  $\mathcal{O}$ 特 定 後 継 者 新 規 則 第 + 五 条第三号 O特 定 後 継 者

旧 規 則 第 + 五 条第 匝 号  $\mathcal{O}$ 特定代表者 新 規則 第 + 五. 条第 匹 号  $\mathcal{O}$ 特定 代 表者

 $\equiv$ 旧 規 則 第 十五 条第六号の新たに **!**特定: 後継者となることが見込まれる者がい る場合に おける当該 見込ま

れ る者 新 規 則 第 + 五 条第 六号 O新 たに 特定後 継 者となることが 見込ま れ . る者

第七 条 平 成二十一年三月三十一日までに中 小 企業者  $\mathcal{O}$ 代表者が当該 中小 企業者 の株式等を贈 与に より

取

得

<u>一</u> 十 択 項 贈 続 に した場合 特 又 同 又 お は 規 族 け は 定 議 定 会 同 潰 る 選 年 決 社 す 贈 新 法 で 族 権 択 株 る 株 律 あ 規 に 特 当 式 選 式 第 0 則 ょ 定 て、 等 等 該 第 択 Ŋ 同 十三号) を 被 取 特 六 族 定 所 条 当 得 1 相 株 う。 受贈 第 該 得 続 式 L た 税 等 附 株 人 株 項 同 法 が 則 式 第 等 そ 式 同 第 等 0 族 が う 会 等 六 八  $\mathcal{O}$ 条  $\mathcal{O}$ 5 社 とみ 号 + 第 選 相 当 択 株 部 0 七 続 兀 該 を な 規 項 条 特 式  $\mathcal{O}$ す。 経 等 改 第 開 定 に 定 をい 受贈 営 規 正  $\mathcal{O}$ 始 この す 項 適 定す 承 前 継 う。 る 用 に 同 に 相 法 経 場 に る 規 族 会社 続 律 営 合 選 定 <u>つ</u> に す 又 7 択 人となる者 承 平 は る 株 継 お 7 特 成二十 式 選 定 選 相 1 は 択 て、 択 等 同 続 特 当 特 人 族 (所 کے が 定 定 同 該 株 受贈 引き 年 な 号 ト 株 得 同 式 る 等 税 法 族 式 続 株 律 者 (6)等 を 法 同 き有 第 を当 式 中 族 等 に 1 等 う。 会社 + 対  $\mathcal{O}$ ·三号) 該 議 L し 同 7 部 代 株 7 決 以 条第 贈 権 表 下 を 式 1 附 者 等 改 与 る  $\mathcal{O}$ 同 ľ を 七 数 則 を  $\mathcal{O}$ 正 ŧ が 被 項 第 す 1  $\mathcal{O}$ L う。 に に る 六 た 相 規 + と で 法 選 係 続 あ 律 定 択 あ る 兀 以 人 す 議 特 る カン 下 平 る 第一 5 決 定 同  $\mathcal{O}$ 受 成 権 選 は 相

八 企 お 取 社 業 得 け 株 代 者 部 る 式 た 平 新 を 表  $\mathcal{O}$ 等 株 場 改 者 規 成 を が 則 合 式 正 ( \ で 当 等 第 + す う。 あ 該 る 十 に 係 0 年三月三十 法 中 五. て、 以 律 小 る 条 下 議 第 企 平 業 当 同 決 ľ 該 者 権 成 項 第 株 0 + 式 日 特 と 兀 又 等 定 あ 号 ま で は が 後 る 年  $\mathcal{O}$ 継 選 規 に 法 選  $\mathcal{O}$ 択 者 択 中 律 は 定 特 第 12 特 小  $\mathcal{O}$ 定同 当 対 定受 十三 適 企 該 L 用 業 号) 族 7 代 贈 者 に 株 贈 表 同  $\mathcal{O}$ 0 者 式 与 附 1 族 特 会 等 を 定 則 が 7 有 社 後 第 L は (同 六 た す 株 継 条第 選 る当 + 式 者 同 択 号 等 兀 が 特定 該 当 七 条 又 イ 項 第 中 は 該 (1)受 に 中 中 小 選 贈 規 項 択 企 小 定す 当 業 に 同 特 企 業 規 族 者 該 定 る選 会社 者 定  $\mathcal{O}$ 代 同 す 株 表 族  $\mathcal{O}$ 択 者 株 式 株 る 株 特 式 等 式 式 選 が 定 等 等 択 等 有 に 係 す を 同 で 特 族 定 所 る る あ 贈 当 株 得 議 るときに 与 受 式 贈 税 決 該 等 法 権 中 同 を 族 等 V) 小

第

を含

む

 $\mathcal{O}$ 

数

が

とす

ź。

が 定後 で 口 1 (1) 中 う。 あ 引き続き有 継 0 者 以下 た 「当該 12 者 対 が 同じ。) 代表者 してい 有する当 L て贈与 のうち当該特定後継 るものに係る議決権を含む。 で をし あっ 該 中 た者が た選択 小 企 業 者 有 特定受贈 する当該  $\mathcal{O}$ 株 式 者 等 同 が 族会社 に係 中 引き続き有してい 小 )」とする。 る 企業者 株式 議 決 等 権  $\mathcal{O}$ 又は 株式等に係る議 **当** 選 該 るものに係る議決権を含む。) 択 代 、特定| 表者 同 で 決権」 族 あ , 0, 株 式 た者 等 とあ が のうち当該 るのは · 当 該 中 小 当 特 企 定後 該 と、 業者 代 継 表 同  $\mathcal{O}$ 者 特 者 号

附 則 (平成二三年六月三○日経済産業省令第三六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 則 項 る法  $\mathcal{O}$ 以 認定 第十二条第 下 この に . つ い 省令 新 規 て 則  $\mathcal{O}$ は、 項 施 という。 行  $\mathcal{O}$ この省令による改 認定 前に 次 (当該各号に定 の各号に掲 第二十 条 Ē げ  $\mathcal{O}$ 後 8 る 規 る事 事 定  $\mathcal{O}$ 中 を 由 除 小 が 由 き、 企 あ に 業に 係 0 た場 な る お ŧ お 従 け 0 合であ る経 に 前 限  $\mathcal{O}$ る。 例 営 ってこ に  $\mathcal{O}$ ょ 承 0 る。 継  $\mathcal{O}$ 省 申  $\mathcal{O}$ 令 円 請 滑 が  $\mathcal{O}$ 化に関 され 施 行 後 たときに す に る法 当 該 律 お 事 施 け 由 行 る に 係 規 同

贈与 0) 省令による改正 前  $\mathcal{O}$ 中 小 企 業 に お け る 経 営  $\mathcal{O}$ 承 継  $\mathcal{O}$ 円 滑 化 に 関 す る法 律 施 行 規 則 ( 以 下

旧規則」という。)第六条第一項第七号の事由

相 続 旧 規 則 第 六 条第 項 第 八 号  $\mathcal{O}$ 事 由

2

 $\mathcal{O}$ 省 令  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に され た法第十二条第 項  $\mathcal{O}$ 認 定  $\mathcal{O}$ 申 請 で あ **つ** てこの省令  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 認定をするかど

う カン  $\mathcal{O}$ 処 分 が され 7 1 な 7 Ł  $\mathcal{O}$ に 係 る同 項  $\mathcal{O}$ 認定 に 0 V) て は 新 規 則 第 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 を除 き、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 

例による。

第三 け 省 併 並 定 前 令 る が び  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 有 例 同  $\mathcal{O}$ に あ 項 施 効 12 旧 0 行 た 期 ょ 0  $\mathcal{O}$ 規 経 場 限 り 省 則 前 令 さ 第 合 済 12 十 二 産 旧  $\mathcal{O}$ 旧 れ  $\mathcal{O}$ 業 認 認 規 た 施 条 認 大 定 則 定 行 に 第 臣 第 定  $\mathcal{O}$ 前 係 九  $\mathcal{O}$ 承 に 以 され 確 る 項 条第 継 下 認 旧 第三 た 及 規 旧 則 項 法 び 規 旧 第 第 項 か 認 同 則 十三条 定 条 第 5 十 二 第三 第 第 + 一条第 匝 五. لح 第 総 項 項 項 条 ま  $\mathcal{O}$ 第 称 項 第 で す 項 確 に  $\mathcal{O}$ る。 認 七 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定す 項 及 認 認 定 定 取 び 消 第 第 及  $\mathcal{O}$ に る 係 九 取 U L 経 に 消 項 前 項 る 営 条  $\mathcal{O}$ 0 L 旧 第 規 第 1 承 株 継 + 則 て 式 旧 贈 項 交 規 第 項 は 与 及 換 則 又 八 者 条第 Ű **等** 第 新 は 第 規 が 十 第  $\mathcal{O}$ 則 条 相 + あ 第二 第 項 項 続 0 が 項 た カン  $\mathcal{O}$ + 開 場  $\mathcal{O}$ 項 5 規 第三 条 報 及 定 始 合 告 び に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ L 第二 規 た 認 項 ょ 並 場 定 定 ま び り 項 を 合 な 12 で  $\mathcal{O}$ 除 に 承  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ お 継 合 認 き お  $\mathcal{O}$ 従

なお従前の例による。

第四  $\mathcal{O}$ 変 条 更  $\mathcal{O}$ 確  $\mathcal{O}$ 省 認 令  $\mathcal{O}$ 申  $\mathcal{O}$ 請 施 で 行 あ 前 0 に てこの . さ れ た 省 旧 令 規 則  $\mathcal{O}$ 施 第 + 行 六  $\mathcal{O}$ 条 第 際 確 認 を 項 す  $\mathcal{O}$ る 確 か 認 どう 又 は カン 旧 規  $\mathcal{O}$ 処 則 分が 第 + Z 七 条第 れ 7 1 項若 な 1 t L <  $\mathcal{O}$ 12 は 係 第 るこ 項

る。 五. 項 条 0 変 で 更 あ  $\mathcal{O}$ 省 0 0 令 7 確 認 次  $\mathcal{O}$ 施  $\mathcal{O}$ 又 は 各 行 号 前 前  $\mathcal{O}$ 条 に さ 1  $\mathcal{O}$ ず 規 れ 定 た れ に カン 旧 ょ 規 12 該 ŋ 則 当す な 第 お -六条 従 る Ł 前 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 例 に 項 係 に る ょ  $\mathcal{O}$ 確 旧 ることとされ 規 認 若 則 第 L < + 八 は た 旧 条 第 確 規 認 則 項 第 以 +  $\mathcal{O}$ 下 七 確 条第 認 旧  $\mathcal{O}$ 取 確 消 項 認 若 L に لح L < 総 0 1 称 は 第 て す

第

n

5

 $\mathcal{O}$ 

確

認

に

0

1

7

は

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

る。

は

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

る。

## 一 旧認定に係る旧確認

附則第二条第一 項又は第二項  $\bigcirc$ 規定によりなお従 前 の例によることとされた認定の申請 をしようとし

7 V) る 又 は 申 · 請 を L た場合にお け る当 該 認 定 に係 る 旧 確 認

第六条 旧 確 認 (前条各号のい ず ħ か に該当するも 0 を除く。 この条に お 7 て同じ。 は、 新 規 則第十六条

第一 項  $\mathcal{O}$ 確 認 又 へは新! 規 則第十七条第一 項若しくは第二項の変更の 確認 (以 下 「新確 認 と総称する。

みなす。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 旧 確 認 に係 る次の 各号に 掲げる者 は、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定によ ŋ Ź かされ た新 確 認 12 係る当該各号に定め

る者とみなす。

旧 規 則第十五条第三号の特定後継者 新規則第十五条第三号の 特定後 継者

旧 規 則 第 十五 条第四 号  $\mathcal{O}$ 特定 代 表者 新 規則第一 + 五 4条第四1 号 O特定 代 表者

三 旧 規 則 第十五条第六号の 新たに 特定 後継者となることが見込ま れる者がい る場合に おける当該見込ま

れ る者 新 規則第十五条第六号の新たに 特定後継者となることが見込まれる者

附 則 (平成二四年三月三○日経済産業省令第二三号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一二月二八日経済産業省令第九○号)

1 (T) 省令は 非 訟 事 件 手 続 法 及 び 家 事 事 件 手 続 法 の施行に伴う関係法律の整 一備等に . 関 する法 律 0 施 行  $\mathcal{O}$ 

日(平成二十五年一月一日)から施行する。

2 事 項 第六 件 年 0 手 省 号 法 続 律 及 令 法 第 び  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 同 百 規定に 条第: 五. 行 十二号) に 伴 六 よる改 :う関 とみな 項 第六日  $\mathcal{O}$ 係 正 号並 規 後 法 定 律  $\mathcal{O}$ に 中  $\mathcal{O}$ び に 整 小 ょ · 第 る 企 備 審 等 + 業 判 12 兀 に 関 おけ 条第三号  $\mathcal{O}$ 確 す Ź 定 る 経営 法 又 は  $\mathcal{O}$ 律  $\mathcal{O}$ 調 規 第 停 定 承 条 継  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 成 適  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ <u>\frac{1}{1}</u> 円 規 用 は、 定 滑 に に 化 0 家 ょ に 1 事 る 7 関 はする 事 廃 は 件 止 非 法 手 前 律 続 訟  $\mathcal{O}$ 施 家 事 法 件  $\mathcal{O}$ 事 行 規 手 規 審 定 続 則 判 に 法 第六条 法 ょ 及 (昭 る び 審 家 第 和 判 事

附 則 伞 -成二五年三月三〇日経済産業省令第 (一八号)

 $\mathcal{O}$ 

確

定

又

は

調

停

 $\mathcal{O}$ 

成立

2 1 申 請で (T) 0 省令 省 あ 0 令 てこ は  $\mathcal{O}$ 施  $\mathcal{O}$ 行 所 省 得 前 令 に 税 され 法等  $\mathcal{O}$ 施 た中 行  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 部 際 小 を改一 企業 認 定をす に 正 お す る法 Ź け かどう る 経 律 営  $\mathcal{O}$ か 施  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 承 行 処 継  $\mathcal{O}$ 分  $\mathcal{O}$ 日 が 円 され 平 滑 -成二十 化 に関 て 7 な す 五. る法 年 1 匝 ŧ 律 月  $\mathcal{O}$ に 第 \_\_\_ 日 係 + る 条 同 カ 第 5 項 施  $\mathcal{O}$ 認 行 項 す 定  $\mathcal{O}$ 認 12 定 0 1  $\mathcal{O}$ 

3 条 省 後 に 確 7 は、 第 令 さ 認  $\mathcal{O}$ 若 中 0  $\mathcal{O}$ れ 省 小 施 た L な 項 Š 行 第 令 又 企 お は 業 は + 従 後  $\mathcal{O}$ 第十一 12 12 六 施 第 前 . 当 三 お 条 行  $\mathcal{O}$ 第 け 該 項 七  $\mathcal{O}$ 例 る 条 際 12  $\mathcal{O}$ 申 経営 第 規 請 現 項 ょ 定 る 12 に  $\mathcal{O}$ 係 項 中  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 確 若 適 承 る 認 小 継 確 若 企 用 L くは 業に に 認若  $\mathcal{O}$ < 円 0 滑 第二 お 1 は し 7 < 第 け 化 Ś 項 に は変更 + は 経営 関 七  $\mathcal{O}$ 変更 す な 条 Ź 第 お 0)  $\mathcal{O}$ 法 従 確  $\mathcal{O}$ 承 律 認を受け 前 項 確 継 若 認  $\mathcal{O}$ 施  $\mathcal{O}$ を受け 円 例 行 L に 規 < 滑 た中 よることができる。 則第六条第 は 化 É 第 に 小 関 1 企業 する 項 る中  $\mathcal{O}$ 者に 法 変 小 企業 項 更 律 第 対 施  $\mathcal{O}$ t す 者 確 行 るこ 又 号又は第 認 規 は  $\mathcal{O}$ 則 第 0 申 省 + 請  $\mathcal{O}$ 令 省 六 八号及び で 条第 に 令 あ よる  $\mathcal{O}$ 0 7 施 第七 改 項 行 Ē  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 前